# Ⅱ サンフランシスコ平和会議

## 吉田・アチソン・ダレス会談

総理、アチソン国務長官、ダレス特使会談録

九月二日午後六時

桑港 パラス・ホテル

総理より、まず、米国が公正なる平和条約を日本に与えるよう努力し、こ こに、会議開催をみるに至つたことに対し謝意を表せられた。

長官は、対日平和推進については、トルーマン大統領の支持のもとにダレ ス特使が最も尽力したることを述べ、自分もまたこれに協力したることは愉 快に思うところであると答えた。

次で、長官は、左の趣旨を述べた。

- (イ) 今度の会議は、平和条約の調印のための会議である。条約の内容について再審議を許さない。関係諸国は過去一年間十分に意見開陳の機会をもち、議論はつくしてある。従つて、軽微の修正といえども認めない方針である。一つの修正をみとめると更に大きな修正の要求を封じ得なくなる。会議の議事規則にこの趣旨をはつきりさせ、且つ、各国代表の発言時間は、一時間に限定する方針である。
- (ロ) 会議参加国のうちには条約に調印するかどうか態度未決定の国が相当ある。東南アジア諸国にそういう国が多い。ソ連及びその衛星国はさておいて東南アジア諸国に態度不明のものが多いということは米国の大いに関心をもつところである。フィリピンは調印すると思われる。仏印三国も不満はあるようだけれども調印すると思う。パキスタンはどうか。セイロンはどうか。インドネシアはどちらかといえば調印しない方に傾いているように思う。米国は日本がこれらの国々が条

<sup>†1</sup> アチソン (Dean G. Acheson) 米国国務長官。

約に調印するように応接し外交力をはつきりしてほしい。

(\*) 上述の諸国は第十四条(賠償)に不満なのである。だから、日本は第十四条について、心よく、誠意をもつて同条の義務をひきうけ、その実施について交渉するという態度をとつてもらいたい。日本が第十四条に対して不服を申したてるようでは、これらの諸国の調印はむづかしくなる。但し、日本は、誠意をもつて交渉に応ずるとする態度をとられるだけで十分であって、この会議中にいくばくを支払うやと承認を求める国があるかも知れないが、そこまでコンミットされる必要は決してない。

上記の話があった後、ダレス特使は、第十四条の賠償条項は日本の利益を 十分に考慮して規定されている。同条の範囲での賠償は、材料を賠償請求国 が日本の遊休施設と遊休労働力に供給し無利潤の原則で移動することによつ て、請求国に満足を与えようとするものである。それは同時に日本の施設と 労力に仕事を与え、しかも、その国と日本との間に物資の交流を刺戟する一 挙両得の策と信ずる。前大戦後における賠償の経験からみても十分合理的で あると思うので、日本側でよく考えてほしいと繰り返えし述べた。

総理は先般フィリピン外務次官が来日した際賠償問題について意見を交換 したが、外務次官は満足して帰国したと語られた。

ダレス特使は、語をついで最近平和会議が近づいてからの日本国民の態度 には遺憾の点がある。それは琉球の問題である。日本の領土にしておかれた いといつてハンガーストライキをするとは心外である。(奄美大島のハンガー ストライキを指す。)南西諸島を米国は戦略的必要に基いて管理しようとす るものであつて領土としようとするものでないことは、貴方によく話したと おりである。主権もそれ以外は、日本に残ることも明らかにした。貴方から 住民を日本人としておきたいとか、その外申しでられた希望をいかにして実 現しようかと考えてみたいと思つておるところである。そこに、ハンガー・ ストライキのような示威運動がされることは米国の立場をきわめて困難にす る。米国は日本の金塊もとらぬことにした。海運その他の経済上の一切の制 限も設けぬことにした。その他日本のためいろいろはかつてやつておりなが らなお日本国民のデモンストレーションを受けるようでは米国人が納得しな い。今少し日本人の自制をのぞみたいと述べた。

総理は、南西諸島に関する条約の規定の趣意については、国会に対してお 話の趣旨を述べておいたが議員は満足していたと答えられた。

ラスク次官補は、桑港会議で条約に調印しない国も結局はこの条約と同じ 内容の二国間平和条約を締結することによつて日本と平和関係を回復するこ とになる。平和関係の回復という点では同じであるが、日米にとつては、そ の方法が大事なのであつて、われわれは、一国でも余計に今度の平和条約に 調印することによつて平和が回復されることが望ましいと思う。この意味で、 日本が会議参加諸国に対して外交力を発揮されるよう希望してやまない。と くに東南アジア諸国に対して――と要望した。

総理は、ついでながら中国問題についてお考を伺いたい。条約第二十六条 の規定は中国問題について日本に今直ちに国民政府と中共政府のいずれを選 ぶかを決定することを要求するものではないと考えてよかろうかと訊ねられ た。これに対し、長官は、それは左様である。今会議中に日本は第二十六条 によつてどうするということは絶対にいわないでいてもらいたい。国民政府 をえらぶといえば、中共を承認している数多の国に対して悪い影響がある。 中共政府をえらぶといえば、国民政府を承認している多数の国に対して悪い 影響がある。(このときダレス特使、それでは米国の上院が批准しまいと口 をさしはさみ満座失笑)日本はこの問題を平和条約成立後じつくり考慮して 決定をするという風に応待してもらいたいと答えた。

ダレス特使は、長官の後をうけて総理からの私信で自分は日本が中共と単 独講和をされる意思がないことを知っている。国民政府は国土の一部を支配 しており相当数の人口をもち国連の加盟政府であり日本と重要な経済関係を もっている。日本側で河田前蔵相を経済顧問として台北に派遣される考がお ありだというようなことも聞いている。日本の大体の気持はわかっているよ うに思うが、もちろんこれは日本政府の決定されるべきところであると述べ た。 (中国問題については長官がきわめて理論的に冷厳であるに対しダレス特 使は明白に国民政府ひいきなることを示して、両者の立場の相違を痛感さし た。)

総理は笑って先般国会における中国問題に関する質問に対する自分の答弁 は国務長官をおどろかした(サープライズ)ように新聞は報道したがと述べ られると長官は、自分もいつも新聞記者会見では当惑する質問をくって閉口 すると笑つて答えた。

最後に、ダレス特使から、安全保障条約について、両国間の意見は一致し ておるけれども外部に対しては、なお交渉をつづけておるとの建前でゆきた い。平和条約調印後になつて交渉がまとまり調印するとの建前でゆきたい。 会議中に安全保障条約案が発表されるようなことになればソ連は平和条約の 安全保障条項のみならずこの安全保障条約の条項をも非難攻撃してくるであ ろう。平和条約の安全保障条項のみであればソ連の攻撃の論拠はきわめて薄 弱であると述べ長官もダレス特使と全然同意見であるとし、安全保障条約は 平和条約の調印後に、日米間に交渉成立して署名することに取計らうという ことになつた。長官は米国が安全保障条約を重要視するものであつてすでに 三十二箇国と安全保障に関する条約を締結していると述べた。

以上会談をおえた後ラスク次官補が新聞発表の文言を作成する間総理は国 務長官から一九一五年訪日の追懐談をきいておられた。

会談約五十分。

16 昭和 26 年 9 月 3 日

吉田・スミス会談

総理スミス上院議員会談録

九月三日午后二時半

桑港マーク、ホプキンスにおいて

スミス議員(全権代理)は、シーボルト大使に同伴されて総理をホテルに 来訪した。

同議員は、キャスル元大使の手紙をもってきていて、同大使からの伝言を 総理に伝えるところがあり、しばらくキャスル元大使の追懐談があった。

スミス議員は、米国では今回の対日平和条約によって強い民主日本が独立 を回復して米国の友邦となることをひとしく歓迎しておる。民主、共和の両 政党を通じて、この平和条約を支持する点において一致しておる。日米親善 関係の確立のために、自分は、よろこんで、日本をお助けする気持である。 米国において懸念されているところは、独立回復後の日本が、その経済的必 要から、中共大陸と単独講和を結びはしまいかという点である。昨年日本そ の他極東地域を訪問し、日本の実情も心得ておるつもりである。日米親善は 必要で、又、可能であると信ずる、というような話があった。

総理は、全く同感であり、日本国民も日米友好関係の増進に熱意をもって いる。日本と中国との経済関係は想像される程大きなものでなく、満州を除 けば中国本土と日本との貿易は、日本の全貿易の六パーセント位にしかなら なかった。今日の中国は、日本が貿易を発展させようとしても、中共の方で うけつけまい。中共は中共のタームスで取引しようというにきまっている。 日本が中共と単独講和しようとしても中共がうけつけないであろう――と日 本と中共とが一緒になりはしまいかとの先方の懸念の無用なことを説明され

<sup>&</sup>lt;sup>†1</sup> スミス(H. Alexander Smith)米国上院議員。

た。

日本において、今度の平和条約は、社会党や共産党を除き、絶対多数によっ て支持されている。共産党の勢力は、選挙ごとに、退歩しつつある。国内勢 力としては、恐るるに足らぬと断言する。ただ国外における情勢による影響 は別問題である。

自分は、今度の旅行で米国の対日感情のいかによくなっているかに驚いた。 前回一九三八年米国にきた時とくらべて隔世の感がある。四五年十一月マ元 帥に日本の経済使節をワシントンに送りたいと話したところ、マ元帥は、ワ シントンの対日空気は悪くて使節の安全が保障できぬ。今にこの感情は好転 するだろう。それからにしていいではないかと言われたが、正にそのとおり になったのはよろこばしいと語られた。

スミス議員は、全米の対日感情はよろしい。昨年日本から立派な議員団の 訪問をうけ、われわれは、大いに歓迎したと語り、米国は、衷心から日本が 強くなって民主陣営の友邦であることを希望する。日本に賠償義務を負わせ ようとは、決して思ぬ。強い日本が早く実現することを望むと言った。

総理は、条約の批准を日本はいそぐがよかろうか、あるいは、米国の批准 があってからにした方がよいであろうか、貴見を参考までに伺いたいといわ れたに対し、スミス議員は、米国では批准に困難はなく、なるべく早く批准 されるよう努める。しかし、日本としては、米国の批准とは無関係に、早く なされたがいいと思うと答えた。

最後に、総理から、マ元帥の近況を問い、スミス議員は一月前にあったが 元帥は健康である。今ニュー・ヨークにおられるが、会議中に当地にこられ るかとも思うと述べていた。

傍にいた者の印象は、極めて友好的な、日本の再興のためにはいくらでも 援助しましょう。ただ中共と手をくまれることだけはないでしょうねという ものの如くであった。 17 昭和 26 年 9 月 4 日

 吉田・スバルジョ会談
 付記1 昭和26年9月4日 賠償問題に関するインドネシア全権団との折衝
 付記2 昭和26年9月5日 漁業問題に関するインドネシア全権団との折衝
 付記3 昭和26年9月5日<sup>12</sup> 1
 上記折衝を踏まえた漁業問題に関するわか方回答案

インドネシア・スバルジョ外相との会談録

昭和二十六年九月四日(火)午前十時三十分

松井秘書官記

吉田総理大臣より先づ「対日平和条約は日本国民の支持するところであり 成るべく多数の国家の参加が望しくインドネシアが之に調印する事を希望す るが賠償問題に就て難点があるやに聞いて居る。日本政府としては平和条約 第十四条の義務を忠実に履行すべく直に交渉開始の用意を有すものである。 本日貴大臣を往訪した目的も右の趣旨を御伝え致し度い為である」と述べた 処、スバルジョ外相は吉田総理大臣の来訪を謝し「御説の通り本国に於ては 賠償問題が喧しく言われて居り、何とか国民の要望を満足させなければなら ない。この点に大いに腐心している次第である」と述べた。

吉田総理大臣は「貴国のクレームを出来るだけ満足させたいと考えている が日本の経済復興は未だ完成せず其処に困難がある。然し日本政府としては 直に又何処に於ても交渉開始の用意がある」と答えた。之に対しスバルジョ 外相は「貴大臣は何時桑港を出発するか」と尋ねたので吉田総理大臣は「調 印後なるべく早く帰り度いと考えて居る」と答えた。スバルジョ外相は「自

 <sup>&</sup>lt;sup>†1</sup> スバルジョ (Ahmad Subardjo) インドネシア外務大臣。
 <sup>†2</sup> 同日夜作成。

分としては双務協定締結のため桑港に於て直に会談を開始し度い。出来得れ ば原則だけでも決め度いと思う」と述べたので吉田総理大臣は直に会談開始 の用意ある旨を繰り返された。

続いてスバルジョ外相は「平和会議の席上に於て行うステートメントに出 来得れば本日吉田総理大臣のなされたステートメントを引用致し度いが、日 本政府の適当な係官を派して案文について協議致し度い」旨を申出でたので 吉田総理大臣は西村条約局長を指名し午後三時に出頭せしめることとした。 インドネシア側はアリー駐米大使を指名した。

> (備考) この会見は極めて友好裡に行われインドネシア側も十四条に ついて或程度の満足が得られれば条約に調印するであらうと の印象を得た

(付記1)

賠償問題に関しインドネシア代表団と会談の件

二六、九、四、藤崎

九月四日午後(シーボルド大使と会談の後)、西村条約局長(藤崎随行) は、パレス・ホテルのインドネシア代表部を往訪、スジョノ大使その他と会 談した。

ス大使は、「吉田総理は、われわれの賠償要求にミートすることを約され た。しかし、それだけでは国民を納得させることができないので、公文の交 換を行い、又、その内容を会議における演説の中で引用し、会議の議事録に 止めたい」といった。

また、他の代表は、「賠償の方法、額について協定することのみならず、 紛争の場合に第三国のアービトレイションにかけることも公文の中でうたい たい。これは、みな、インドネシアのホーム・コンサンプションのためであ る」といった。

当方から、「総理には、会議における貴方の発言をコンファームする用意 はあると思うが、その前に公文の交換を行うことを考えてはおられないと思 う。内容については、われわれは、ここで協定の主題たるべき事項について 具体的に論議するべく用意して来ていない。専門の者がいない。アービトレ イションは、両国間の紛争を予見することになる。われわれは、ここで考え られているステップは、両国間の友好関係のため広い政治的観点に立つもの であって、そこまでいうことは、根本の趣旨にそぐわないし、日本国民にも よい印象を与えないと思う。また、平和条約第二十二条でカバーされている ことであると思う」と述べた。

- 結局、(→) まずインドネシア代表が会議における演説で、賠償の方法及び 額を規定する協定のための交渉に速かに入る用意があることを総 理が述べられた旨を述べる(クォートの仕方については、当方に 事前に連絡されたいといったところ、これを了承。さらに、先方 は、この話はアメリカ側から出たことだから、アメリカを通じて やりたいといったので、当方これを了承)。
  - (二) 次に、インドネシアの方から、日本側に対し、右の発言を確認 されたい旨及び紛争が起った場合には、平和条約第二十二条によ るべきことを確認されたい旨の公文を出し、
  - (三) 日本側がこれを確認する回答を出す

ということに打合せた。

(付記2)

漁業問題に関しインドネシア代表団と話合の件

昭二六、九、五、藤崎

九月五日夜、西村条約局長(藤崎随行)は、パレス・ホテルのインドネシ ア代表団事務所にハニファ博士(全権代理、保健省高官)及びザイン氏(全 権代理、外務省経済部長)を往訪した。

先方の要望の趣旨は、次のとおりである。

「平和条約第九条には、日本が漁業協定の締結のための交渉に応ずべき 旨の規定があるが、それだけではアシュアランスにならない。われわれは、

- 44 -

- 45 -

内閣から、賠償と漁業の二点についてアシュアランスをえるように訓令を 受けている。この二点について内閣が満足しうるようなことができなけれ ば、条約に署名してはならないことになっている。ところで、漁業につい てのわれわれの関心事は、日本の業者が進出して来て、インドネシアの業 者を圧倒し、国民の食糧資源をおびやかしはしないかということである。 日本を閉めだそうというのではない。日本に反感をいだき、あるいは戦敗 国視するが故では決してない。」

これに対して、当方から次の趣旨を述べた。

「漁業についても、平和条約の規定は、忠実に実行する。双方が友好的 な気持で話合えば、そう解決の困難であるとも思わない。ただ、すぐここ で具体的な話をする用意はできていないし、また、われわれとしては、他 の連合国との関係もあり、そうすることを好まない。しかし、原則の点に ついては、貴方とはアングルを異にする。公海における一切の活動は、原 則として自由であるべきである。それでは、特定の漁業について資源がデ プリートされ、人類一般の福祉に反するという事実が科学的に確立された 場合には、関係国間の合意により合理的な規制の方法を講ずるということ であるべきであると思う。また、われわれとしては、インドネシアに日本 の漁業に関する技術を提供して積極的に協力する用意がある」 右の趣旨による一応の案として別添の書きものを示した。

これに対しては、先方は no unlimited fishing という趣旨をもっとはっき り出したいといったが、当方は、その趣旨は regulate という言葉で十分出 ていると述べた。

結局どうするかということについての結論は出なかったが、先方は本日の 話合いで相当満足した様子であった。

#### (付記3)

Article IX of the Peace Treaty stipulates that "Japan will enter promptly into negotiations with the Allied Powers so desiring for the conclusion of bilateral and multilateral agreements providing for the regulation or the limitation of fishing and the conservation and development of fisheries on the high seas".

The Indonesian Delegation has expressed to the Japanese Delegation its desire that in pursuance of this Article, negotiations between Indonesia and Japan be started as soon as possible to find out a satisfactory arrangement to regulate the fishing in the high seas around Indonesia, showing its chief concern being the safeguarding the sea food supplies for its nation. The Japanese Delegation expresses the opinion that the matter may be arranged on the basis of friendly and brotherly conversation between the two governments. In accordance with the principles that fishing activities on the high seas may be regulated, after scientific investigation and study have been made, so that the natural resources might be conserved allowing the maximum utilization of fishing resources for mankind and that the regulations should be equally applicable to the participating states.

On the foregoing understanding the Japanese Delegation assures the Indonesian Delegation that Japan will enter into conversation as soon as possible in order to make a friendly arrangement concerning the fishing activities in high seas around Indonesia, assuring the necessary sea food to the Indonesian and at the same time, express its hope that Japanese fishing industry may be placed at the disposal of the Indonesian Government for the development of fishing industry in that country.

- 46 -

-47-

18 昭和 26 年 9 月 4 日

吉田・ロムロ会談

付記1 昭和26年9月5日 賠償問題に関するフィリピン全権団と の折衝

**付記 2** 昭和 26 年 9 月 17 日 池田・マカパガル会談

フィリピン首席代表ロムロ外相との会談録

昭和二十六年九月四日(火)午前十一時

松井秘書官記

吉田総理大臣より先づ「今次戦争中に於てフィリピンに対して与えた被害 は誠に遺憾であり、日本政府としては出来るだけフィリピンのクレームを満 足させたいと考えて居る。唯日本経済は連合国の援助によって漸く復興の途 上にあるが尚前途は長く賠償問題は容易ではない。然し日本としては条約第 十四条の義務は忠実に之を履行する用意がある。| と述べた処、ロムロ外相 は「実はフィリピンに於ては賠償問題は非常に喧しい問題となって居る、国 民も今次条約の賠償条項は極めて不満足である。反対党は遂に平和条約の全 権団に全権を送る事を拒否するに至った。昨日の入電によればマニラ市に於 て『条約反対』『米英の傀儡となるな』『国民的名誉と自尊心を速かに回復す べし』等のポスターを立ててパレードが行われた旨の情報が入って居る。自 分はこの平和条約は調印すべしとの議論をして居るが自分の立場の困難な事 は御推察に難くないであらう。正直に申し上げれば、自分は戦争中、マック アーサー元帥と共にバターン、コレギドールを経て米国に逃れた。マニラの 私宅は焼失し、家族は苦難の道を歩んだ。その自分が国民の意思に反してこ の条約を支持せんとして居るのである。自分の立場は解してくれるであらう。 貴大臣も日本国民の声を代表して居られるであらう。私もフィリピン国民の 声を代表せざるを得ない。其処で御尋ね致し度いのは何時ワシントンに出発 せられるか。ワシントンに出発される前に米国を交えず直接に会見し、賠償 支払の意思ある旨の確約を得たい。」と述べた。吉田総理大臣は「自分は条 約調印後、直に日本に帰り度い。然し条約第十四条に基く会談は直に、又何 処の場所に於ても開始する用意がある。東京でも良い。貴国に於てでも良い。| と答えた。

続いてロムロ外相は「ダレス特使との会談も全部賠償の問題についてであっ た。マッカーサー元帥も日本人は賠償を支払う意思がある。日比間に必ず満 足の行くような双務協定が出来る事を信ずる旨の発言があった。どうか日本 政府の誠意を示し直に会談を開始するようにして欲しい。| と述べた。

> (備考)この会談はインドネシアの場合に比しロムロ代表の発言極め てアグレシーヴであり賠償に対する関心の度合の強烈さを痛 感した。然し条約の調印をする意思は明確にして居た事は特 筆するに値えしよう。

(付記1)

賠償問題に関しフィリピン代表部と会談の件

二六、九、五、藤崎

九月五日午後(午後の会議と夜の会議の間に)、西村条約局長(藤崎随行) は、セント・フランシス・ホテルのフィリピン代表団を往訪した。

先方の出席者 マカパガル氏(代表、下院議員)

シンコ教授(代表)

ロペズ公使(代表代理、国連代表)

マダムバ氏(代表代理、外務省政治経済局長)

キンテロ氏(代表代理、外務省法務局長)

当方から、総理の命により、ロムロ代表と総理との間の話合いの線で事務 当局としてなしうることがあれば、できるだけのことをしたいと述べた。先

- 49 -

<sup>&</sup>lt;sup>†1</sup> ロムロ (Carlos P. Romulo) フィリピン外務大臣。

<sup>†2</sup> 池田勇人大蔵大臣。

<sup>&</sup>lt;sup>†3</sup> マカパガル(Diosdado Macapagal)フィリピン下院外交委員長。

方から具体案を求められたので、当方としては、

- ↔ 日本政府としては、賠償問題に関するフィリピンの国民感情はわかること
- (二) 日本政府としては、平和条約第十四条により賠償を支払うべき義務を受諾したので、その義務を、誠実に良心的に果すべきこと
- (三) 日本政府は、できるだけフィリピン側の要求をみたすべき協定のための 双方にとり満足すべき方式を見出す目的を以て速かに交渉を開始する用意 があること
- との趣旨を書面を以てコンファームすることは可能であろうと述べた。 先方は、それだけでは満足できない趣で、いろいろの問題を提起したが、

その主なものを挙げれば、次のとおり。

(→) 総理は、いつでも交渉を始める用意があるといわれたが、それならば、
 もっと具体的な腹案があるはずである。一体どれ位の賠償を支払うことが
 できると思うか。

これに対して、当方から、「われわれは、今直ちにサン・フランシスコ で、そういう具体的な話をする用意をして来ていない。東京に帰ってから でも、具体的な話をするためには、事務当局として相当研究しなければな らない。事は、日本の経済全般に関する問題である。アメリカの経済援助 に関する債務、連合国財産の補償等、連合国側に対する他の債務との関係 もある。

 (二) 加工方式による賠償の場合、一切の費用は、日本政府が負担するか。賠 償という以上、当然そうあるべきであると思うが、確認をえたい。ダレス 氏は、今日の演説でノン・プロフィット・ベイシスという表現を使われた かも知れないが(注、実際は、サーヴィシズ・フリーリー・ギヴンといっ ている)、以前行った放送演説では、フリー・オブ・コストといわれたこ ともある。

この点については、今日のダレス氏の演説には異存ないという外、当方 の意見を述べることを差控えた。 (三) サーヴィスという言葉は、非常に広い意味に解されうる。条文上は、原料はフィリピンから供給すべきことになっているが、原料が日本にあるものである場合、従って、その輸入のため外貨を使う必要のない場合においては、日本の原料を使ってその製品をフィリピンに送ることもありうると考えるか。フィリピン国民は、レパレイション・イン・カインドを強く要望している。

この点についても、当方は明確な答をすることを避けた。

四 賠償の額について、日比間で争いが解決されない場合、公平な第三者の 裁定を求めることにすることについての所見如何。それは、一般の国際慣 行として行われているところであると思うが。

当方としては、まず彼我両国の間で誠意をもって了解に達するように努 めようではないか、第三者による調停はそれではどうしてもうまく行かな い場合の話である、といったが、先方は、それではフィリピン国民を満足 させることはできないと述べた。

先方は、上述の三点をノートしていたが、具体的にどういうステップをと るかという点には触れなかった。また、前日の総理とロムロ代表との会談内 容に関するエイド・メモアールをくれたが、これについても、別にコンファ メイションをえたいともいわなかった(九月六日マダムバ氏、キンテロ氏、 ロペズ公使等から午餐に招待されたが、その際マダムバ氏は、このコンファ メイションをえたいといった)。

先方は、フィリピン国民は平和条約の第十四条の規定に満足していない。 従って、ロムロ代表等が、この条約に署名することは、内政的に非常な困難 におちいるおそれがある。しかし、アメリカ側からの話もあるので、できれ ば署名したいが、それには、フィリピン国民の納得の行くようなことを日本 側でして貰わなくてはならないという趣旨のことを繰返して述べた。

会談の当初は、スティフな態度であったが、いろいろ話合っているうちに やわらいで来て、辞去する際には、お互いの気持を理解する上に非常に役立っ たといっていた。 (付記2)

極秘

## 池田大蔵大臣と比律賓メレンチオ大使及び

#### マカパガル下院外交委員長との会談記録

昭和二十六年九月十七日午后講和会議比律賓全権の一員、下院外交委員長 Diosdado Macapagal デイオスダド・マカパガル氏が、東京駐在メレンチオ 大使に伴われ池田大蔵大臣を大蔵省に訪問約一時間懇談した。

懇談は主として賠償問題に関することであったが終始なごやかであった。 まづマカパガル氏は桑港会議に出席して以来自分は賠償問題の解決は日比 兩国の友好的協力によつてのみ滿足に解決されるという感想を特に強くした。 その為には相互に理解し合うことが必要であり自分が帰国の途次日本に立寄 り関係各筋と親しく懇談したいと考えるに至った理由もそれに外ならない、 と述べ、池田大蔵大臣も、日本人及び日本国政府は、吉田首席全権が桑港で 述べた通り賠償の問題は日本の負担力の限度に於て誠意を以て解決しなけれ ばならぬと考えている。殊にロムロ代表が述べた通り吾々は宿命として隣邦 であり相互の為にも、またアジア全体延いては世界の平和の為にも今後永遠 に兩国の政治経済関係が友好的であることが望ましい。比国が経済的に繁栄 し国民の生活水準が上昇すれば日本としても対比貿易が振興するわけである し、又日本が経済的に破綻すればその影響は比国にもまたアジア全域にも及 ばざるを得ないであろう。左様な意味で比国は将来とも日本の大事なお客様 として吾々は考えて居り賠償の問題も兩国の将来の貿易及経済上の相互関係 を見透してそれに適合する形で考えることが望ましいと述べた。

此の最後の点についてはマカパガル、メレンチオ兩氏とも賛意を表してい た。

次にマカパガル氏は今後賠償問題について日本政府は如何なるアプロオチ をする積りであるか、一定の金額の枠内でこれを処理するような腹案がある かと問ひ、池田大蔵大臣は、賠償は比律賓をはじめインドネシヤ其の他幾つ かの国から請求があるのではないかと思う。従つてその請求総額、その態様 などが出揃わぬと日本政府として腹がきまらない。各国の云ひ分に十分理が あるとしても、こちらの財布は一つであるからまづ全体を総覧する必要があ る。

殊に条約十四条にもある通り、賠償には四つの前提条件があつてそれに制 限されるわけであり、その内の一つである処の日本の他の対外債務として、 ガリオア返済、連合国人の財産返還、外債利払等がある、と述べた処、

マカパガル氏は半分冗談気味にガリオア債務が大きいから賠償に仲々手が 廻らぬというお話だろうと云いつゝ、然し伊太利の場合などのように米国が 自発的に債権を放棄することも考えられるでせうと云つたがそれ以上追及も せず、唯幾つかの国が賠償請求をするとは思うが比国の場合の損害は特に大 きくその意味でスペシアル・ケイスとして考えてほしいと述べた。

次に役務賠償の態様として日本側は如何なるものを供給し得るかという質 問に対しては、それは比国が如何なる原材料を提供し得るかに係るのであつ て寧ろ賠償請求国の側の事情に左右されるのではないかと答えた。

マカパガル氏は例へば具体的な例として造船を依頼する場合鉄鉱石、石炭、 木材などを供給し得ても若干の部分品が比国に無い場合もあると思うが如何 という意味の質問があり、池田大蔵大臣はさういふ問題は基本的な了解と協 力の精神さへあれば例外のケースとして具体的に解決し得ると思う、仮に鉄 鉱石にしても、その時の日本側の事情として造船用鋼板が現に十分あるとい うことであるならば造船発注と同時にそれに対応する鉄鉱石を直ちに送らね ばならぬという風に窮屈に解釈する必要は無いであろうと答えた。

マカパガル氏は更に例へば比国は陶磁器が不足して居るが、それを生産す る為の粘土が無い。その場合粘土代を払つて陶器を賠償として取得し得るか という意味の質問があり、大蔵大臣は、左様なことをやつてゆくと事実上日 本からの輸出が賠償の形になつてしまう虞がある。十四条の役務賠償乃至加 工賠償という精神の中には左様なことは含まれないのではないかと解すると 答えた。

なお餘談として池田大蔵大臣はわが国の見返資金の例を引き、比国政府が

- 52 -

- 53 -

日本から賠償として受けた完成品乃至役務を民間に売渡す場合その対価相当 額を歳入として積立てるならば、再投資に役立つであろうという経験を語つ たところマカパガル氏は自分は予算委員もやつているがそれは仲々参考にな る話だと云つていた。

比国側兩氏の性格にもよることであろうが会談は終始極めてなごやかで、 特に比国側がロムロ代表が桑港会議で留保条項として宣明した点即ち十四条 の規定に拘束されずに対日交渉を行うという考方を全然話に出さず、大体十 四条の枠内で質問を為していたことは注目されるがその理由は明かでない。

19 昭和 26 年 9 月 4 日

## 歓迎式におけるトルーマン<sup>\*1</sup>米大統領の演説<sup>\*1</sup>

〇ハリー・エス・トルーマン大統領(アメリカ合衆国大統領) 国務長官、 ウォレン知事、市長、並びに各位、私は、各位を日本国との平和条約を署名 するための会議に迎えることを欣快とするものであります。合衆国々民は、 本会合の主人役となることを光栄としております。

この会議に代表を派遣しておられる諸国は、六年前、苛熟<sup>2</sup>にして犠牲多き 戰爭に從事していました。それにも拘らず、これらの国は、他の国々ととも に、强固にして永続性のある平和のための第一の必須の手段として国際連合 を設立するために、ほかならぬこの会議場に参集したのであります。

今日われわれは、平和への道に更に一歩踏み出すべく、こゝに再び参集し たのであります。われわれの今回の目的は、一九四五年にわれわれが戰つて. いた国と平和条約を結ぶためであります。われわれは、旧敵国を平和的な諸 国家の仲間に再び迎えるために参集しました。 こゝにわれわれが署名するために参集した条約は、復讐の精神に基いて書 かれたものではありません。この条約はわれわれがこの度の戰爭を遂行した 精神を反映しています。われわれがその擁護のために戰つた諸原則は、眞珠 湾直後にフランクリン・ディ・ローズヴェルト大統領が明らかに述べたとお りであります。一九四一年十二月九日に大統領は、アメリカ国民への放送で 次のように述べました。

「現在われわれがしているように、われわれが武力に訴えるときには、 われわれは、この武力が目前の惡に対するのは勿論、窮極の善のために使 われることを決意しているのであります。……われわれは、現在戰爭の眞 唯中にあります。しかしこれは征服のためでなく、復讐のためでもなく、 実にわが国のみならず、わが国が象徴するすべてのものを子孫のために安 泰に確保するためであります」

これこそ、われわれが本日こゝに平和条約に署名するために参集した目的 なのであります。われわれは、すべての国家の子供達が共に平和裡に住める ような世界を建設するために努力しているのであります。われわれは、ロー ズヴェルト大統領が言及した窮極の善を獲得しつゝあることを希望します。

不幸にして、今日、世界は新しい侵略の脅威に直面しています。こゝに代 表を派遣しておられる国々の多くは、国際連合を国際的な法律破りから守り 拔くために、現在困難な戰いに從事しています。(個人の間と同様に国家間 にも兇漢がいます)しかし、われわれは、われわれの目標が平和であること を忘れてはいません。現在の戰乱は、われわれが、平和に達するためにとり うるすべての手段をつくすことを妨げるものではありません。一九四五年に われわれは、国際連合に対する努力を戰爭のために停滯させることをしなか つたように、今回もそのようなことを起させてはならないのであります。

われわれすべての国々の国民は、何にもまして一つのことに憧れており、 それを得ようと決意しております。彼等が欲しているのは、平和な世界—— すべての人々及びすべての国民に正義と自由の存する世界であります。われ われの国民は、この目標に到達するためわれわれがあらゆる可能な手段をつ

<sup>&</sup>lt;sup>†1</sup> トルーマン (Harry S. Truman) 米国大統領。

<sup>†2</sup> 外務省編「サン・フランシスコ会議議事録」より抜粋。

くすように、われわれに要求しています。

日本国との平和条約に正に署名しようとしているわれわれは、平和を信ず るものであります。われわれは、自由と国際正義に基いた平和を信ずるもの であります。われわれは、自由で独立した国民の方が外国に支配されている 国民よりも元気旺盛でねばり强く、平和を確保するためにより多くのことを なしうるということを知っています。われわれは、若し今、日本に独立を回 復し、相互の友愛と責任の紐帶をもって日本を他の自由諸国家と結びつける ならば、平和のためのこの大きな努力が强化されるであろうことを信ずるも のであります。

一九四五年に戰鬪が終って以来、日本は被占領国でありました。この占領 は、將来の日本の侵略を防止し、平和的且つ民主的で国際社会に復帰する用 意のできた日本をつくるために、戰爭中の連合国が企てたものであります。

合衆国は、主要占領国として、これらの目的を達成するための特別の責任 を課せられたのであります。われわれの判断では、これらの目的は達成され ました。

わたくしは、この機会に、連合国の占領が実施された方法について、わが 国民及びわたくしが抱いている誇を表明したいと思います。占領の成功は、 ダグラス・マッカーサー元帥とその後継者マシュー・リッヂウェイ大將の卓 越せる指導のもとに勤務した幾千もの人々の献身的な努力のたまものであり ます。

わたくしは、また、この期間に日本国民がなした感銘すべき努力に讃辞を 呈したいと思います。彼等は、降伏条項を完全に履行しました。彼等は、占 領目的を遂行するために全面的に協力したのであります。

その結果は、日本歴史における驚くべき、前例のない進歩の期間となった のであります。今日の日本は、六年前のそれとは非常に異った国となってお ります。

旧軍国主義は一掃されました。これは單に占領軍の指令のみによつて実施 されたものではなく、日本国民自身の圧倒的な意思によつてなされたもので あります。

秘密警察と、以前の政府によつて用いられていた警察国家的手段とは廃止 されました。

日本の新憲法は、すべての市民のために人権を規定し、また眞に国民を代 表する政府を確立しております。

日本国民は、今や普通選挙権をもち、彼等の政治に力强い役割を演じてい るのであります。最近の地方選挙では、有権者の九割以上が投票しました。 (わたしは、合衆国でも同じ割合がでゝくることを希望するものであります) 日本婦人は、現在投票をし、政治に参與し、はじめて全面的な民主的権利 を享受しています。

自由で独立した労働組合が設立され、農業協同組合は、大いに拡張されま した。

日本の経済ののど首を嘗てあれほど締めつけていた独占企業は、事実上解 体されたのであります。

農地改革において顯著な進歩がみられました。五百万エーカー以上の土地 が旧地主から買上げられ、耕作する農民に拂下げられたのであります。今日 では、全耕地の約九割がその土地を耕作する人の所有になつており、一九四 五年には、この割合は五割弱でありました。これは、まさに自由を意味する ものであります。これは全アジアにとつて意義深い偉大な業績であります。

これら及び他の改革を通じて、日本人は、安定した経済と民主的社会を発 展させて来たのであります。前途はいまだに遼遠であります。しかし彼等は、 平和をもたらす術と国民の福祉とのために捧げられた、新しい日本を建設す る道に既に進み出たのであります。

これらの業績の故に、今や日本国民に完全な主権を回復することが可能な のであります。

このことは、過去を一切水に流したということを意味するものではありま せん。合衆国は、眞珠湾やバターンを忘れていませんし、こゝに代表を派遣 されている他の諸国の多くも簡單に消すことのできない同様の記憶をもつて

-56-

- 57 -

いるのであります。新らしい日本は、世界が全部親切で信頼してくれるので はないということを、発見するでありましよう。他の国民の友情と信頼をか ち得るためには、日本は、將来長年にわたつて努力を続けなければならない でありましよう。

しかしながら、平和な將来のための基礎は据えられました。今や日本とその他の世界との間に正常な関係を復活して、前進すべき時がきたのであります。

この会議は、右の目的に向つての一年間の協調的努力の結果であります。 一年前の今月、ジョン・フォスター・ダレス氏は、わたくしの需めに応じ て、日本との平和条約に関し、他の政府との協議を開始しました。ダレス氏 は、経国の才の最高の傳統に導かれ、この仕事を忠実にかつ立派に遂行され たのであります。

この条約に規定される事項の多くのものについて、関係国間には、当然意 見の相違がありました。今われわれの前にある条約の条文は、これらの相違 を調整するために諸国家間で行われた長くかつ忍耐强い交渉の産物でありま す。

わたくしは、公平に見て本条約がよい条約であると考えるものであります。 それは、すべての参加国の主要な要望と窮極の利益を考慮に入れています。 それは勝者と敗者の両方に公正であります。

しかし、それ以上にこの条約は、実施可能なものであります。それは、新 しい戰爭の種子を含んでいません。それは、過去ではなく、將来に眼をむけ ている和解の条約であります。

この条約は、日本を主権を有する独立国として再び確立させるものであり ます。それは、日本と他の諸国との間の貿易の復活を規定し、また、日本が 原料を入手する道にはなんらの制限も課していません。

この条約は、日本が、その侵略により苦しみを受けた諸国に対し賠償を支 拂うべきだという原則を認めています。しかし条約は、日本国民に対し、將 来長年にわたつてその経済を押し潰すような絶望的な賠償の重荷を負わせる ものではありません。

これらすべての点よりして、この条約は、日本国民が近年なし遂げた平和 的進歩を考慮に入れ、これ以上の進歩のための基盤を作ることを狙つている のであります。しかし乍ら、こゝにわれわれすべてが認識せねばならないこ とがあります。日本国民と太平洋におけるその隣人が侵略の脅威に対して安 全を保証されない限り、進歩はあり得ないということであります。

現在、太平洋の地域は、大つびらな侵略とこれ以上の武力攻撃の脅威によ つて重大な影響を受けています。それゆえ、日本と講和を結ぶにあたつての われわれの第一の関心事は、日本を侵略に対して安泰にし、その代りに日本 が他の国家の安全を脅かさないように振舞うよう規定することであります。 これを達成するには、日本を国際連合の原則と国連加盟国の相互義務の保護 の枠内にもつてくることが重要であります。

この条約は、日本の国際連合加盟申請の意思を表明しています。条約に署 名する他の国々は、日本が加盟できるように努力することになつています。 しかし、それにしても日本が加入を許されるのが遅れるかもしれないのであ ります。

從って、この条約において、日本国民は、直に国連加盟国の基本的義務― ーすなわち、侵略を愼しむこと、紛爭を平和的に解決すること及び平和を維 持するための国際連合の努力を支持すること――を受諾することを約束して いるのであります。それと同時に、条約に署名する他の諸国は、日本が国際 連合憲章の保護を受ける資格があることを特に認めているのであります。

或る意味では、これらの規定は、この条約の核心であります。これらの規 定により、日本は、侵略を非合法とし、正義に基く世界秩序を支持すること を誓う国際社会の一員となるわけであります。

この日本国との平和条約と国連憲章とを結びつけたことは、太平洋におけ る保障を築く上に大きな一步をふみ出したものであります。しかしこれ以上 のものが必要であります。

現下の世界情勢では、侵略に対抗する共同防衛のための地域的取極によっ

て国連憲章を補强することが必要であります。太平洋地域における眞の安全 を達成しようとするならば、同地域の自由諸国は、共同の防衛のために協力 するための方式を見出さねばならないのであります。

合衆国は、この事実を認識しています。太平洋においてわが国民は、過去 において侵略により被害を蒙つており、国民は平和のために、わが国がその 役割を果すべきことを決意しています。最近数日間にわれわれは、同地域に おける他の太平洋諸国との重要な相互安全保障協定に参加したのであります。

去る木曜日(八月三十日)に、フィリピンと合衆国は、相互防衛条約に署 名しました。この条約によれば、両国が相手国に対する太平洋地域における 武力攻撃を自国の平和と安全に危険なものと認め、共同の危険に対処するた めに行動することを宣言しているのであります。

去る土曜日(九月一日)、同様な安全保障条約が濠州、ニュー・ジーラン ド及び合衆国により調印されました。

これらの条約は、太平洋の平和を强化するための第一步であります。

日本をできるだけ早く太平洋の平和を維持するための適当な安全保障取極 に参加させることは、極めて肝要なことであります。このことは、日本自身 の保護のために、且つ他の諸国の保護のために必要であります。

従って平和条約は、日本が主権国家として自衛権をもつべきであり、国際 連合憲章に基き他の国家との防衛取極に参加する権利をもたなければならな いということを認めているのであります。

太平洋における防衛のための地域的取極が発展すれば、創設されるかもし れない日本防衛軍は、同地域の他の諸国の防衛軍と連携をもつことになるで ありましよう。日本の安全は、專ら日本の軍隊のみに頼ることなく、他国と の相互に関連ある安全保障の取極に頼ることになるでありましよう。日本の これに対する貢献は、それだけでは攻撃的脅威を形成するものではないであ りましよう。しかし、日本の軍隊は、他国の軍隊とともに、日本を含む太平 洋諸国の独立に対する脅威に相互保証を與えるでありましよう。

いうまでもなく現在、日本は、完全に非武裝化されています。日本の近く

で大つびらに行われている侵略にかんがみ、日本政府は、日本の直接の安全 のために合衆国と二国間条約を締結することを要請したのであります。この ような条約においては、合衆国は、国際の平和に貢献し、日本を攻撃から防 衞するよう寄與するために、当分の間日本に軍隊を留めることになるであり ましよう。

危険にさらされている世界にとつて、安全保障の取極は、必要不可欠であ ります。世界の他の地域と同様に太平洋に於ても、人類を恐怖に基ずく無気 力から保護する楯がない限り、社会的経済的の進步はありえません。

しかし、われわれの偉大な目標、われわれの主要な目的は、單に、より大 きくより强い楯をつくることにあるのではありません。われわれがしようと していることは、人類の進步という偉大な建設的事業を、できるだけ速に推 進するにあります。

われわれ合衆国民は、太平洋地域とアジアの多くの新しい自由独立国家を 尊敬し支持するものであります。

われわれは、これらの諸国が、東西の独立国家の社会において、対等の仲 間として成長し、繁栄するのをみたいと思うものであります。われわれは、 これら諸国の農業的、工業的開発のために、彼等と協力し、彼等を援助する ことを欲します。われわれは、これら諸国がその国民のために、尊嚴と自由 のうちに、よりよき生活を獲得するのをみたいと願うものであります……な ぜならば、これこそが世界平和への道だからであります。

これらの国々は、豊かな歴史的、文化的傳統をもつています。今日、その 国民は、大きな経済的、社会的変革を経驗しています。彼等は、進歩と独立 への新しい熱情に奮い立つています。既にわれわれは、出来る範囲の進歩が いくらかなされたのを見ました……マラリアの駆除、学校の建築、教師の訓 練、食糧の増産、新らしい産業を起すこと、などの進歩であります。もしも これらの国々が侵略の恐怖にさらされることなく、平和のために相携えて国 家の運命を追求するならば、前途には廣大な機会が横わつております。 この平和条約によつて日本は、この平和のための提携に参加することがで

-60 -

きるようになり、また参加するものと確信する次第であります。

われわれは、豊かな文化をもち、平和に挺身する新しい日本が国際社会に もたらすことのできる貢献に期待しております。われわれは、この貢献が年 を経るに從つて増大することを期待しています。というのは、平和条約の署 名は平和をつくりあげる過程の一部分にすぎないからであります。侵略と戰 爭が諸国家間の関係を絶つときには、一国を他の国家と結びつける多くの紐 帶が切られるものであります。平和をつくりあげるのは、国際海底電纜の多 くの線を修理するようなものであります。一つ一つの電線を別々に根気よく 継ぎ合せ、こうして遂に通信の流れが全面的に回復するようになるわけであ ります。

永続的な平和をもたらすには、このように、一步一步諸国間の交流と理解 のための電纜を修理し强化する遅々として根気を要する方法以外にはないの であります。

このサン・フランシスコ会議に於て、われわれは、永続的平和のための重 大な一歩をふみ出す機会をもつのであります。われわれのこゝに於ける特定 の使命は、日本国との平和条約を締結することであります。これは、太平洋 に於ける一般的平和のために大きな一歩を印することでありましよう。

この外にも必要な措置があります。そのうち最も重要なものは、朝鮮に平 和と安全を回復することであります。日本が国際社会でその占めるべき地位 に復帰し、朝鮮の国民が安全で、自由で、かつ統一されたならば、現在平和 を脅かしている太平洋の他の問題を解決する方途を見出すことは可能な筈で あります。

合衆国は、いかにしてこれを達成するかということを他国政府と適当な時 期に適当な会議で檢討したいということを、多くの機会に明らかにしてきま した。

すべての方面に平和を求める眞の欲望があるならば、次にとるべき措置を 檢討するための充分に確立した方途が沢山あります。しかし、これらは、こ の会議で討議さるべき問題ではありません。われわれはこゝへ、單に一步を ふみ出すために集つたのであります……しかし、これは極めて重要な一步で あります。

今われわれの前にある条約は、平和の論議以上のものを提供しています。 それは、平和への行動を呈示するものであります。從つてこの会議は、誰が 平和を築くことを欲し、誰がそれを妨害しようとするか、誰が戰爭を終らせ ようとし、誰がそれを継続しようとしているかを示すでありましよう。

われわれは、この条約が、現在世界をおさえつけている緊張を緩和しよう と誠実に希望しているすべての国々の支持をうるものと確信するものであり ます。

わたくしは、われわれをより大きい調和と理解へ推し進めるための、この 一步をふみ出すに当つて、われわれが一致團結することを祈るものでありま す。

われわれが平和会議場へ近ずくに際し、これから後はわれわれの間には勝 者も敗者もなく、たゞ平和に協力する対等者のみがあるように、惡意と憎惡 とからわれわれを自由にしようではありませんか。

-62 -

-63 -

20 昭和 26 年 9 月 5 日

## ダレス米全権による平和条約案の説明

○ジョン・フォスター・ダレス氏(アメリカ合衆国) 議長、代表各位。私 達は、神聖なる目的のためにここに集りました。私達は、ここで平和を作り ます。「幸なるかな平和ならしむる者よ。」併し乍ら、この平和の最も神聖な る部分は、ここに集っている私達のものではありません。此の平和の基礎は、 自分の犠牲の大きさによってこそ、生残った人々が平和への道を発見して、 この道を取らない訳に行かなくなるであろうという信念をもって自分の生命 を犠牲にした多くの人々によって置かれたものであります。私は、ここで私 達の負担している大きな債務を少しばかり償おうとするものであります。そ の仕事は單純なものではありません。勝利は、戰爭が作り出す熱情によって 動かされる人々が持っ力よりも遙かに大きな力を通常勝利者に與えるもので あります。これが、戰爭が自己保存の一制度となった主なる理由であります。 私達の前にある本条約は、勝利──平和──戰爭という戰爭の惡循環を破ろ うとする第一步であります。諸国は、此所で復しゆうの平和でなくて正義の 平和を作るでしよう。

眞の平和は、連合国占領の六箇年間に成しとげられた業せきの故に可能な のであります。その占領は、平穏で且つ意味あるものでありました。日本の 戰力は、破壞されました。日本に武力征服を犯させた人々の権威と勢力は、 除去されました。嚴しい裁判が戰爭犯罪人に課される一方、罪の無い者には 寛大な処置が採られました。言論、宗教及び思想の自由、基本的人権の尊重 がもたらされました。国民の意志によつて、平和的傾向のある責任ある政府 が樹立されました。その政府をここに迎えることは、私達の喜びとするとこ ろであります。

†1 外務省編「サン・フランシスコ会議議事録」より抜粋。

ポッダム降伏条項に記載された連合国占領目的は、日本国民の忠実なる協 力によつて達成されました。今はその占領を終了して、日本を平等の主権国 として復帰させる講和をする時であります。今やそのような講和をすること が出来るのであります。即ちこの講和をもつて和解の講和とすることが可能 なのであります。何故ならば今日の日本は、昨日の日本とは変つたからであ ります。

過去を忘れたり又は許すのではありません。怨恨と不信は、今尙多くの人々 の感情として残つています。それが人情であります。被害を蒙れることの小 かつた人々が、被害を蒙ることの多かつた人々を道德的に裁く正当な理由は 少しもないのであります。然し乍ら、時と、時が日本において良い日的に使 われたこととが、多少戰爭の傷をいやしました。新しい希望が、次第に古い 恐怖に取つて代りました。さて連合国は、史上において嘗てない自制の努力 により怒の感情を何等現していない条約を日本に提示致します。それは單に 敗れた敵に対する寬大な行いであるばかりでなく、啓発された自己利益の行 爲でもあります。何故ならば、熱情によつて歪められた条約は、しばしば自 業自得となり、敵に投げつけた飛道具が、投げた人にはねかえつてくること になるのであります。本条約につきましては、私達は、連合国を太平洋にお いて勝利に導いたその人に深く負うところがあります。その勝利の後、彼は 五箇年半日本において連合国最高司令官として勤務されました。連合国最高 司令官として彼は寬大さばかりでなく、力をも発揮しましたが、それなくし ては寬大さは弱さとみなされるのであります。彼は、占領に私達が作るよう な種類の講和に対する推進力となったところの道徳的指導力を與えました。 現代の世代及び来るべき幾世代は、マッカーサー將軍に負う所が大でありま す。合衆国は、卒先して条約の作成に当りました。それは、明かに私達の義 務でありました。ある者は、今や太平洋戰爭において合衆国が演じた役割を 見くびることを得策と考えております。勝利の時にそんなことをした者はあ りません。かくて合衆国は、連合国の一致した行動によつて全連合国の為に 最高指揮官を任命して日本に来るべき講和の準備をさせる占領を指揮する全

権を與えられました。その連合国の行為によつて私達は何時日本が講和の用 意が出来ているかを独自の立場で判断する地位におかれました。これによつ て私達の占領責任を通常予定された終末に導く時宜に適した措置をとる資格 が確かに私達に與えられ、又そのように義務づけられたのであります。

私達は、初め四年前この問題に着手致しました。一九四七年に合衆国は、 対日平和条約のために計画を考慮する為に極東委員会に代表されている諸国 政府の予備会議を提案しましたが、その計画は、ソ連が拒否権を有する外相 会議によつてのみこの条約を檢討すべきであるというソ連の主張によつて妨 害されました。ソ連は、頑强にその立場を固執し続けました。昨年合衆国は、 余りにも妨害の余地を與える会議方式を捨てて、一国も妨害することの出来 ない外交手続を通じて講和を求めるよう決心しました。それは、連合国の大 部分の心からの協力によつて爲されて、その結果完成された本文となりまし た。

交渉は、約一年前主要関係連合国がニューヨークにおける国連総会に出席 するために会合した時に始まりました。多くの主要関係国代表團は、その時 しばしば会談致しました。ついで、多くの首都における会議と多くの意見の 文書による交換がありました。合衆国大統領特使は、世界を旅行して主要関 係国の十首都を訪問しました。その間連合王国は、同連合王国内で本問題を 檢討して居りました。その点については、その代表が、更に御報告すること でしよう。討論の第一段階では、講和の時であるかどうかの問題と、もしそ の時であるならば如何なる根本的原則を適用すべきかを取扱いました。此の 時、合衆国は、条約の骨組を支配すべきものと感じた七つの原則を概説しま した。

私達は、速かな講和が緊急に必要なることについて完全に一致し、又その 根本原則についても一般の同意を得ました。よつて、本年一月に合衆国は、 その同意を得た原則を条約文に織込む本文の最初の案を起草することを引受 けました。その案文は、昨年三月回覽されて二十箇国以上の国によつて眞劍 に檢討されました。これらの諸国中には極東委員会構成国ばかりでなく関心 を示した諸国も包含されてをります。米州諸国は、当然の事乍ら常にこのこ とについて報告を受けて来ました。ブラジルが欧州戰爭に参加した如くメキ シコは積極的に太平洋戰爭に参加しました。すべての国が、重要なる政治的 経済的、及び道德的貢献をしました。

この間にあって連合王国は連邦会議に徴して起案された独自の本文を作り ました。次いで、六月合衆国及び連合王国は、協同目的を持った努力を結合 して、発展し来た色々の意見を和合させ、且つ、更に充分に反映する本文を 協同して起草しました。此の条約本文は、七月上半に連合国に回覽され、八 月中旬迄更に変更を加える機会が與えられました。此の期間中、ソ連は、い やいや乍ら積極的な役割を演じました。

私達は、しばしばヤコブ・マリクと会談し、又私達の政府は十通の覚書と 草案を交換しました。

本条約に建設的に関與して来たすべての国は本条約本文の重要なる部分に ついて起草者たることを主張することが出来ます。此等諸国は、いずれも廣 い一致の基礎が発見されるように若干の特殊利益を自ら進んで軽視したとい う同様に光栄ある栄誉を主張し得るのであります。連合国は、此の条約をす べての歴史上最も廣い基礎をもつた平和条約とするために多数の国によつて 参加された十一ケ月に亘る講和会議を事実上行つて来たのであります。

作成途中の条約の発展的過程を研究することに興味のある方は、三月の条 約案と現在の本文とを比較することが出来ます。この比較を容易にするため に、左右対照の文書をここで配布する用意が出来ております。これによれば、 私達の会議方法が如何なる働きをなしてきたかが分ります。この条約は、始 めに同意した通り非懲罰、無差別の条約であり、日本に国際社会における品 位、平等及び機会を回復するものであります。然し乍ら、これらの基本的概 念を破らずに、特殊な狀勢を公平に取扱うことがますます可能なことが分つ て参りました。私は、今本文の原則規定を考察して見ましよう。

前文は、本条約の重要な一部分であります。それは、全世界に歓迎される 意志と熱望とを記録する機会を日本国民に與えるものであります。日本は、

-66 -

- 67 -

国連に加入し、その憲章の主義を遵守し、日本の憲法と法令に刻み込まれた 人権及び自由の新理想を忠実に守り、且つ公私の貿易及び商業において国際 的に認められた公正な慣習に從う意志を表明しております。私達はそれを信 ずるのでありますが、若しこれらの点に関する日本の意図が誠実であるなら ば、又若しこれらの意図が断乎として実行されるならば、日本人と連合国人 との間に好意を回復する迄に到るでありましよう。若し日本の意図がそうで あるならば、何故本条約は、日本人をこれ等の点において法律的に强制しよ うとしないのでありましようか。そうしないことに充分な理由があります。 日本が、国連に加入を申込む時には、連合国が强制するからではなくて、日 本が加盟国たらんことを欲するからそうするのでなければなりません。八千 万国民を同胞の人権と基本的自由を尊重するために外部から强制することは 出来ません。公正な貿易慣習は、国際慣習として未だ成文化されていない時 これを正式の義務とすることは出来ません。一般に条約義務は、関係国が何 が自国の権利であり何が自国の義務であるかを明確に知り得るように正確に 表式されたものでなければなりません。適用出来る慣習が存在する場合には、 日本は条約附属の宣言文中に述べてある通り、進んでこの等の慣習を遵守す るでありましよう。

第一章は、戰爭狀態を終了し、日本国民の完全なる主権を認めるものであ ります。その認められた主権は「日本国民の主権」である点に注意しましよ う。日本主権の領域はどうでしようか。第二章においてそれを取扱っており ます。日本は日本に関する限り六年前現実に実施されたポッダム降伏条項の 領土規定を正式に承認しております。

ポッダム降伏条項は、日本及び連合国が全体として拘束される平和条項の 定義のみを規定しております。若干の連合国の間には若干の私的了解があり ましたが、日本も又他の連合国もこれらの了解に拘束されたのではありませ ん。從つて、本条約は、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びその他 の諸小島に限られるべきことを規定した降伏条項第八条を具体化しておりま す。第二章第二条に包含されている放棄は、嚴格に且つ愼重にその降伏条項 を確認しています。第二条(c)に記載された千島列島という地理的名称が歯舞 諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞を含まないとい うのが合衆国の見解であります。

然し乍ら、若しこの点に就いて紛爭があれば第二十二条に基いて国際司法 裁判所に付託することが出来ます。若干の連合国は、第二条はポッダム条項 に從つて單に日本国の主権の境界を定めるばかりでなく、旧日本領土の一つ ずつの最終的処分を明確に規定すべきであると提案しました。こうすれば領 土の処分は明かにもつと整然としたものになつたでしよう。然し乍ら、その 提案は、現在一致した回答の得られない色々の問題をひき起したことでしよ う。私達は、ポッダム降伏条項に基ずいて講和を日本に與えるか、然らずん ば日本が放棄する用意があり且つ、放棄することを要求されているものを如 何に処分すべきかについて連合国が爭つて居る間日本に講和を拒否しなけれ ばなりませんでした。賢明なる道は、日本に関する限りこの条約以外の国際 的解決策に訴えることによつて疑点の解決を將来に残して今進むことである ことは明らかでありました。

第三条は、琉球諸島及び日本の南及び南東の諸島を取扱っています。これ らの諸島は、降伏以来合衆国の單独行政権の下にあります。若干の連合国は、 合衆国主権のためにこれらの諸島に対する主権を日本が放棄することを本条 約に規定することを力説しました。他の諸国は、これ等の諸島は日本に完全 に復帰せしめられるべきであると提議しました。連合国のこの意見の相違に も拘らず、合衆国は、最善の方法は、合衆国を施政権者とする合衆国信託統 治制度の下にこれらの諸島を置くことを可能にし、日本に残存主権を許すこ とであると感じました。

皆さんは、国連憲章が、信託統治制度を「第二次世界戰爭の結果として敵 国から分離せられることのある領土」(第七十七条)に延長することを目論ん でいることを思い出されるでしよう。將来の信託統治協定は疑いもなく、憲 章第八十四条の規定を遂行する可能性を施政権者に與える一方、日本との関 係において住民の將来の市民的地位を決するものでありましよう。憲章第八

- 68 -

- 69 -

十四条は、「信託統治地域に国際平和及び安全の維持についてその役割を果 たさせるようにすることは、施政権者の義務である。」と規定しております。

ポッダム降伏条項に從つて日本の領土を制限する講和は、現在八千万以上 を数える増大しつつある人口が日本本土に生存し続けることが出来るかどう かと言う当然の疑問を人に起こさせます。

正確なる回答の手掛りになることは、日本国民が自由に移民出来る廣大な 植民地帝国を有していた時にも移民したものは殆んどなかったという事実で あります。溫和な気候を持った富める人口の少い土地台湾は五十五年間に合 計約三十五万の日本人人口を吸收しました。一九〇五年以来日本の統治下に あった朝鮮は、合計約六十五万人の日本人を吸收しました。南樺太には三十 五万の日本人、千島には約一万一千人の日本人がおりました。

日本の植民地は、日本が、食料及び原料を確保するのには役立ちましたが、 人口の吐け口ではありませんでした。日本人は、他の国民と同様に本土に住 むことを好みます。移民に関する限り、本条約の領土条項は、日本国民の九 十八パーセントが、自発的に自らの上に課した制限よりも大きな制限を課し てはいません。勿論增加しつつある人口は日本及び他の地域において問題を ひき起しております。日本人は、他国民が欲する勤労を行う能力を発展させ て交換に日本人の必要とする食糧及び原料を買い得るようにする必要があり ます。これがためには日本人が喜んで勤勉に、能率的に、他国民の経済的欲 望を予想し得るように独創的想像力をもつて働くことを必要とします。それ ぞれの連合国も又おのおの責任を持つております。降伏条項は、日本人に原 料の入手及び「世界貿易関係への参加」を約束しました。働く用意があり、 喜んで働き且つ他国民が欲するところのものを創作する国民は、そうする手 段を持たなければなりません。かかる狀況の下では日本の現在の領土的狀態 は、何等驚くにあたりません。

第三章は、安全保障すなわち勝利によつて自動的には解決されず、又將来 も決して解決されない問題を取扱つています。第五条によつて日本国は、国 連憲章に述べられている原則に從つて平和的に生存することを約束しており ます。私達は、日本国が速かに国連の一員となることを希望します。もしこ れが確かであれば、第五条は、必要でなくなるでしよう。然し乍ら、過去に おいて拒否権は、国連加入の資格ある諸国の加入を妨害するために使われて 来ました。從つて、憲章第二条(内に規定されてある通り、日本はその国際紛 爭を平和的手段によつて解決すること、その国際関係において武力の脅威又 は行使を愼むこと、憲章に從つて国連がとる如何なる行動においても国連に あらゆる援助を與えることを条約中に記入することは賢明であります。

これらの規定は、若干の諸国が、条約は日本国を平和的手段に拘束し且つ 單独又は集團的にいずれかの他国に対して力ずくで行動することを明示的に 禁止すべきであると述べたところの希望に完全に合致するものであります。 本条約第五条(a)(ii)に述べられている攻撃的武力の放棄以上に徹底的なものは、 外にありません。然し乍ら、本条約が武力行使の禁止は、日本国の自己防衛 の権利を奪うものでないことを国連憲章と同様に完全に明瞭にするために、 第五条(c)項は、日本国が主権国として国連憲章第五十一条で「個別的又は集 團的自己防衛の固有の権利」と呼んでいるところのものを持つことを認めて おります。

本条約第六条は、条約の発効後九十日以内に占領を終了することを要求し ております。然し乍ら、日本国は、国連憲章第五十一条に規定されていると おり、集團安全保障取極に加入することが出来ます。そして、その安全保障 取極は、条約発効の際日本にいる連合国軍によつて一部履行されるでしよう。 從つて、このような事情の下では、これらの軍隊を集團安全保障軍として役 立つ迄は、日本から退去させる必要がないであろうということを明瞭にする ことは有益であると思われました。これは厄介な要求であり又危險を伴つた 要求でありましよう。何故ならば、占領の終結はしばらくの間日本を偉大な る軍事力を持つた定評ある侵略者に接近して全然無防備に残して置くからで あります。その危險を防ぐ為に、第六条は、若し要請されるならば現在日本 国領土内にいる占領軍が、引続き日本防衛の為に止り得ることを規定してお ります。

- 70 -

- 71 -

これらの残留軍隊は、勿論占領軍として持つていたところのものと異つた 特色と力とを持つております。彼等は、日本において日本が自発的に與える 地位だけを持つことになるでしよう。

私達が檢討した安全保障規定は、若し平和条約が正直に日本に主権を返還 すべきものであるとすれば必要であります。条約は、日本に対して「集團的 自己防衛の固有の権利 | を否定しそして「單独自己防衛 | の名目的権利のみ を許すべきであるという提案がありました。この種の平和は、世界の現狀で は詐欺であります。防衛出来ない主権を與えることは空のさやを與えるよう なものであります。防衛出来ない主権は、決して主権ではありません。無防 備のそして防備出来ない日本は、日本国を包囲する国の脅嬎にさらされるで しようから、日本では、実際上独立の存在を維持して行くことは不可能とな るでしよう。日下日本国が考慮中の合衆国との集團安全保障取極は、自由な る行為ではない、卽ち日本国民が眞に欲しているところのものではないであ ろうという提議がありました。それは、ここで信用を博する提議ではありま せん。ここに集合しておられる代表團の約三分の二は、合衆国を含む集團的 安全保障取極に自発的に参加したか又はこれから参加しようとする諸国の代 表願であります。これらの代表團は、日本国民は自国民と同様に又、大部分 の自由国民の如く侵略を禁止する集團的安全保障を欲しているものと考える でしようし、又まさしく考えております。去る二月私が日本に滯在中この問 題は初めて日本人と討議されました。その時私は、日本がもし希望するなら ば直接の侵略に対して集團的保護を受けることが出来ると公然と言いました。 然し乍ら、私達の政府の本問題に対する立場を完全に明瞭にする為に、私は、 こう言わなければなりませんでした。

「然し、それは合衆国が日本に課そうとする選択ではありません。それ は、招請であります。合衆国は、奴隷的行為には関心を持つておりませ ん……私達は勇敢なる者と自由の者にだけ関係を持つております。選択 は、日本自身の選択でなければなりません。」

この室におられる人々は、何人も日本が强制された為に合衆国との集團安

全保障を求めていないと正直に信じているし、又私もそれを文字通り信じま す。それは、明瞭に馬鹿げたことであります。

合衆国大統領が、開会の演説において私達に指摘した通り太平洋方面にお ける安全保障は、團結によつて自己を攻撃的脅威とすることなく、安全保障 を各国に得させる集團的基礎に基ずいて発展しつつあります。それは、問題 に接近する一方法であります。他の方法は、集團安全保障を禁止して「各国 が好きな様にして又は最善の方法で侵略者から自国を防備させる」方針をと ることであります。後者の方法は、スターリン元帥が一九三九年三月十日に 彼の党に対して演説して言つたところであるが、侵略を默認することを意味 しています。日本に対して集團的安全保障の権利を拒否することを意味 しています。日本に対して集團的安全保障の権利を拒否することを求めたり 又は日本は單独で立たなければならないと主張する国は、心中では侵略の默 認者なのであります。この条約に署名する諸国は、自国をその計画に助力さ せないでしよう。私は安全保障に関連して条約の本質を解明いたしました。 というのは本条約の本質が、挑戰されたからであります。然し乍ら、私は、 私がこの問題について與えた時間の故に軍事的問題が私達の主要な討議事項 であると各代表團がお感じにならないよう希望します。

武力的侵略に対する安全保障は、消極的資産であります。私達の貢献は、 国家的生活及び個人的生活の積極的面に対してであります。占領期間を通じ て、人道的発展に資する空気を創り出すことに努力が拂われて来ました。そ の目的の為に合衆国は、非常に大きな道徳的投資をして来ました。トルーマ ン大統領は、私達に対する開会の演説において、日本において起つて来た社 会的革命、軍国主義の一掃、普通選挙権の設定、廣範囲に及ぶ土地改革及び 労働組合の急速な発達を强調しました。又私達は、日本国民が国策の手段と しての戰爭を永久に禁止した憲法を採用したのは占領下であつた事実を耻じ るものではありません。もし今日私達が日本にその主権と独立とを守ること を可能にする条約に関して考えることを强制されるならば、それは、私達が 再度軍国主義化された日本……それを防止する為に私達は出来る限りのこと をやりました……を私達が求めているからではなくて、社会的経済的進歩は

-72 -

- 73 -

恐怖の冷たい空気の中では成し遂げることが出来ないからであります。

日本降伏についての顯著な人道的特色は、日本の捕虜を本国へ帰すという 連合国の約束でありました。然し乍ら、昨年九月国連総会に提出された証拠 によつて五年前に、ソ連に降伏した多数の日本軍人がいまだ復員していない ことが明かとなりました。国連は、これに関心を示し、本件を研究する為に 一委員会を設けました。連合国の日本に対する約束は、それが果される迄は 尚有效であるということを明かにするために、ポッダム降伏条項第九条が、 本平和条約中に織り込まれました(第六条(b))。私達は、その約束が果され、 悲劇的苦悩が緩和されるのを切望する次第であります。

第四章は、貿易及び通商を取扱つております。この本文は、若干技術的で ありますが、要するに次のようにいうことが出来ます。

日本は、永久的差別待遇と無資格者待遇を受けないし、又日本の経済は、 何等の制限をも受けず、あるいは、いかなる国とも貿易をするその権利は、 何等の制限をも受けないことであります。

通商、航海及びその他の商業関係(第十二条)、公海漁業(第九条)、国際 空輸(第十三条)に関する日本と連合国との永久的関係は、日本と連合国中 の希望を有する国との間において交渉せられることになります。かかる条約 が締結せられる迄、及び四箇年の暫定期間中、各連合国は、関税に関して最 惠国待遇を受ける資格がありますが、これは互惠的基礎においてのみであり ます。これらは寬大な条約の条項であります。然し乍ら、彼等にかけられた 希望の実現は、前文に宣言された「国際的に承認された公平な慣習に從う」 という日本の意図がよく履行されるかどうかということ、及び連合国が、自 国の国内法令によつて自国の国内的要求を考慮して合理的な貿易の可能性を 日本に與えるかどうかにかかつています。これらの問題については、平和条 約は、健全な貿易関係に到達する道を指摘し、その方向に進む機会を創り出 す以外のことは何も出来ないのであります。本条約は、それをやつておりま す。

賠償は常に講和の際に最も議論をひき起こす問題であります。本講和もそ

の例外ではありません。一方において、非常に大きなしかも正当な要求があ ります。日本の侵略は、非常に大きな費用、損失及び苦痛をひき起こしまし た。ここに代表されている政府は、数十億弗に及ぶ請求権を持つており、中 国も又尤もらしく同様な要求をすることが出来ます。適当な全額の見積りは、 一千億弗に上るでありましよう。他方においては、これらの要求を満たすた めには、現在四つの本島に縮小された日本が立つておりますが、これらの島 は国民の生存に必要な食糧も又働くために必要な原料も生産することが出来 ないのであります。降伏以後日本は、最低生活のために輸入しなければなら なかつた食糧及び原料の代金を支拂うために要した金は二十億弗不足しまし た。合衆国は、その二十億弗の不足を補償しました。私達は、それを私達の 占領義務の一として承認しました。然し乍ら、合衆国は、日本が、私達に依 存するのを止めて経済的に自立することを期待する資格があります。そして 合衆国は、直接的にも間接的にも日本の將来の賠償を支拂いたくないのであ ります。

かくの如き狀態でありますから、もし本条約が、日本に対する金銭賠償請 求権の效力を認め、又は偶然的に有效なものとするならば、日本の通常商業 信用は消滅し、国民の刺戟は破壞され、肉体的精神的不幸に陷入り、その結 果搾取の良い犠牲となるでしよう。全体主義的せん動家は、この時とばかり に私達が朝鮮で見て来たように、既に侵略者的な傾向のある近隣のものの援 助を受けた新しい侵略を通じて、きつと救済を約束するようになるでしよう。 古い脅威は、惡化された形で現れることでしよう。

かかる条約は、侵略国間の團結は助長しましようし、多くの連合国間の不 和をも助長したでありましよう。そこには幻の金の壺のできるだけ大きい割 合を求めて劇しい競爭がおきたでしよう。既に、数箇国が自分達の賠償に対 する請求権は、他国のそれを犠牲にしても可とせられるべきだと合衆国に交 渉してまいりました。

一方では非侵略国間の分裂を助長し、他方では、侵略国に新しい仲間を増 すがごとき条約は勝利の機会を無謀にも浪費する条約でありましたでしよう。

- 74 -

- 75 -

このような条約の当事国は、辛うじて切り抜けたばかりの危険よりも一層大 なる新しい危険に身を曝すことになりましよう。

それらの相対立する考えは充分に論議されまして、遂に正しい請求権に対 しては精神的満足を與え、太平洋地域の政治、経済的健全と両立し得る物質 的満足を最大限に與える一解決策が生まれました。

本条約は明かに日本が戰爭中に生じさせた損害と苦痛に対して連合国に賠償を支拂うべきことを認めています。

それから又、本条約は、この原則を履行するために、日本の過剰財産で日本の戦時中の行為により最も被害を受けた国に対する償いとなり得るものを 供することを決定しております。

日本は現在、完全には雇傭されていない人口と、完全には使用されていな い工業能力とを有しております。これら両者共使用出来ないという狀況は原 料の不足に原因しているのであります。しかし、これらの原料は、日本軍が 侵略しました国々が充分に持つているのであります。若し戰爭によつて荒廃 したこれらの国々がその多くが豊富に持つている原料を日本に送りますなら ば、日本人はこれを原料供給国のために加工することができ、その上、日本 人の役務が自由に提供されれば、相当の賠償を支拂うことが出来るでありま しよう。取極には單に消費財のみならず、機械及び資本財も含まれ得るであ りましようし、これによつて未開発国はその工業化の速度を速め、將来は外 国の工業力への依存度を軽くし得るものと思います。

これが、要するに、第十四条(a)1に現れました方式であります。これは、 日本軍に占領され、連合国全体並びに日本に現実的なあらゆる賠償手段を探 し求める非常に明白な義務を課す程に損害を受けたフィリピン及びインドネ シアのごとき国とは特に意見を長いこと交換した結果なのであります。

私は本条約は最初の案よりも立派な、より公平な条約であると率直に申上 げます。賠償のすべての可能性を徹底的に調査すべきであるという二、三の 政府の正当な主張に帰着するものであります。この調査が行われ、その結果 は、自由平等な人民の自由な処置の價値を新たに示すことになりました。そ れらの処置により、ここに全関係者を裨益し得る経済体制における正義の理 想ともいえる条約方式が生れたのであります。

將来の賠償は前記のようなところから求めるのでありますが、この外に、 本条約は更に連合国の支配下にある日本財産の連合国による取立を確認して おります。

第十六条により、中立国並びに旧敵国にある日本財産は、戰爭捕虜及びそ の家族が受けたジュネーヴ条約違反の不当な虐待に対し、衡平を基礎として 償いをするために国際赤十字に移転されることになつております。二、三の 連合国から照会を受けましたので、合衆国では戰爭捕虜は既に合衆国が差押 えた日本の財産收益の内から相当の賠償を受け取つているから、衡平上未だ 適当な賠償を受けていない人々に先づ第一に分配されるべきだと思うと答え てまいりました。

日本にある連合国財産は返還されます。戰爭のため損害を受けて返還でき ない場合には、これから制定される日本の国内法に從つて封鎖円で補償され ます。

第二十一条は朝鮮のための特別規程であります。大韓民国は、朝鮮が日本 と戰爭狀態になかつたという理由だけで本平和条約に署名しないのでありま す。朝鮮は不幸にも第二次大戰の遙か以前にその独立を失い、日本降伏後ま で日本から独立を得ることがなかつたのです。多くの朝鮮人は決然として日 本と戰いましたが、これは、個人であつて世界から承認された政府ではあり ませんでした。

然し、朝鮮は連合国の考慮を求めるべく特別の権利を持つておりますし、 連合国が自由独立の一つの朝鮮というその目的を達成できると示さない以上、 一層そうなのであります。朝鮮は不幸にも半自由、半独立であるにすぎず、 その部分的自由及び独立さえも無惨にも北朝鮮の武裝侵略によつて台なしに されました。

連合国の多くは朝鮮に対する自由と独立の約束を履行し、国際連合の一員 として朝鮮がその犠牲となつている侵略を抑えようと努めております。本条

- 76 -

- 77 -

約により、連合国は朝鮮のために日本からの独立の正式承認と朝鮮にある非 常に莫大な日本財産の朝鮮への帰属の承諾とを獲得いたします。朝鮮は戰後 の通商、航海、漁業及びその他の商業取極においては連合国と同格の地位に 立つでありましよう。このように本条約は色々な点で朝鮮を一連合国として 取扱つているのであります。

本会議に中国が欠席していることは非常に遺憾なことであります。日本と 中国との間の敵対行為は先ず一九三一年に起り、一九三七年には公然たる戰 爭が始まりました。中国は日本の侵略のために最も長く、最も手痛い打撃を 受けました。日華間の戰爭がこの機会に正式に終結できないことは非常に残 念なことであります。不幸なことに、中国には内乱があり、これと連合国政 府の態度とが、中国国民を平和条件に從わせるだけの権利と権能の両者を有 する單一の中国代表権に関し一般的な国際的合意が得られないという狀勢を 作り上げてしまいました。或る国は一方の政府が条件に合致すると考え、他 の或る国は他方の政府が条件に合致すると考え、又、他の国はどちらか条件 に合致するか疑問に思っている有様で、中国に関しては、現在いかなる処置 をとっても大多数の国の賛成は得られません。連合国はこのように、どちら を選んでよいのか困つた場面に直面しております。

中国に正統であり且権威ある一政府が出来上つたと連合国の意見が一致す るまで、日本との平和締結を延期することもできますが、中国に内乱があり、 中国に関して国際的な意見一致がないからと申して、その罪を日本に被せる のは惡いことであり、残酷な、馬鹿げたことと思います。

今一つの行方として、各連合国は自分の選んだ中国政府が一緒に署名する のでなければ日本との平和条約に調印するのは嫌だと申すこともできましよ う。これでは日本は、依然として多くの連合国と戰爭狀態におかれ、日本の 獲得した平和のほんの小部分しか手に入らないことになることは確実です。 重要な一当事者である日本がそのような結果に終る計画に心から協力すると 信ずる理由はありません。この問題で無理强いなことをすれば日本には恨み を抱かせ、最大限の團結を必要とする世界的重大危機に際し連合国間の分裂 を活潑化し、惡化させることになりましよう。

連合国にとつて残された途は、現在の中国政府が署名しなくても、中国と 日本との間で中国の権利と利益とを充分に保護するという条件で平和条約を 後日締結させることにして、日本との平和条約締結を推進することでありま した。

この選択権は本条約に現れております。第二十六条により、中国は本条約 と同じ条件で日本と平和条約を結ぶ権利を與えられています。本条約に署名 する戰勝国たる連合国は、中国に対して平等に保障しないもので自分のため に確保してあるものはありません。亦、第二十一条により、中国は、署名の 必要はなくして、中華民国の提案した方式通りに、在華の全日本特殊権益の 日本による徹底的放棄(第十条)を獲得しました。亦、中国は署名の必要は なくして自動的に、その支配下にある日本財産の差押を確認している第十四 条(a)2の利益を受けております。本条約は今次戰爭に勝つた連合国の一員と して中国の権利は充分に保護しております。

これが私共がこれから調印しようとします条約の大略であります。

勿論、本条約にも不完全な点はありますし、完全に満足する人は一人もあ りませんが、本条約は立派な条約であり他の戰爭の種子は含んでいない、眞 の平和条約であります。

一年に亘る交渉の結果を今署名によつて完成してしまわずに新しい当事者 を加え、新しい手続によるべきだという提案も聞かれます。その方がより大 きな團結とより大きな完全さとが得られると主張もできましよう。これは最 初は尤もらしく聞えて、人の心を惹きましようし、幾分か不満な人々に対し ては大きな満足を得られる機会を與えるかに見えるかも知れません。

或る連合国には組織されたグループがあつて、本条約は他のことには手を つけずに自分等の利益になるように完全に変えることができると主張してい ます。これらの提案を一緒に持込んだならば、その累積的結果としていかな る合意された平和も破壊されてしまうことは明白であります。

幸福なことに、多くの連合国にはより正しい洞察力を以て物を見る人々が

- 78 -

おり、彼等は本条約はこれ以上立派なものになり得ないことを知っておりま す。理論上もつとよい言葉は探せましようが、これを探しておりますと現在 我々の手の裡にあるものを逃してしまいます。現在は完全を探し求めていま すと善を失ってしまう時であります。

再び交渉をすれば我々が現在見出し得るよりも大なる團結はあります。本 条約は外交の微妙な過程を経て骨を折つて作り上げられ、克己と善意との異 常な表現によつて支えられています。これらの特質は今でも存在し、又、不 和は常に調停され得ると主張するのは賢明なことではありません。

我々が今獲得できるよりも大きな満足はありますが、遅延の結果はお互に 妨害し合い、且つ、善良による共同の努力に内在する可能性を打壊す破壊的 な力及び相反する努力が必然的に表れるでありましよう。

日本の將来の点から見ますと、遅延は現在の実行に附随するすべての美し い犠牲を失うものである。偉大なる勝利の目標も到達できないものとなりま しよう。

われわれの共通の望みは、戰爭の恐しい淸めの中から日本が立上ることで した。これは決して愚な望みではありませんでした。日本は、平和なる世界 国家が存在するとすれば、すべての国家及び国民が持たなければならない德 を、他と異つてはいるが他と同じ位に確実に示し得る立派な教養と傳統を持 っております。

然し、この可能性を現実化するためには、日本は自由な政治制度が力强く 成長する零囲気、社会進歩、法の前における平等、人間的尊嚴の自覚、自尊 心、他人に対する尊敬の念という零囲気を必要とします。

就中、日本は他の国と善き隣人として平和に生きていく意志を必要とします。 現在われわれが平和条約を締結すれば、これは全部可能でありますが、日 本の長い間待ち焦れていた望みが今挫かれたならば、これは不可能となり、 でないにしてもありそうにもないことになつてしまいます。

日本には新しく自由なる制度が生れました。然し、軍の支配がいつまでも 最高のものであると、これらの制度も世に行れなくなつてしまいます。 外国の支配はいかに恵み深いといえ、これに服從している人々によつては 彼等自身の自尊心をはぐくむことはできません。

自尊心は、世界に対し自分自身の権利を持たない、他のお情で生き、且つ 商賣をしている人々には感じられないのであります。

法に対する尊敬は、現在の平和の否定となるような重大な不正に服從する 人々を鼓舞することは殆んどあり得ません。

友誼を與えられていない国民にとつては友誼的気分を持ち得ないでありま しよう。

降伏以来、連合国全部に代って占領を命じてきた合衆国は各連合国に向っ て嚴粛に

「今、日本に平和と自由とを交渉されてきた如き尊敬されるべき条件で 與えるのでなければ、狀勢は急速に惡化するであろう」と

申上げます。

降伏条件はその本来の目的を果してきました。降伏条件によれば「天皇及 び日本政府の国家を統治する権威は連合国最高司令官に從属する」のであり ます。六年間存在した服從を更に数年間存続させることは占領を帝国主義と 植民政策の道具に誤まらしめるでありましよう。合衆国はこのいずれも欲し ておりませんし、各位におかれてもこのいずれも欲しておられないことは、 承知申上げております。

日本政府が連合国の命令に服從することに終止符を打つべき時であります。 占領を終え、日本において完全なる主権を行使するのは、以後日本国民であ ることを承認すべき時であります。日本を平等にして尊敬すべき国家の一員 として迎えるべき時であります。

未決定の本条約がこれをなすのであります。

いずれの国も本条約に署名すべく拘束はされません。義務的な强制を揮う 会議ではありません。唯一の强制とは重大なる狀勢から生ずる道徳的强制で あります。この狀勢から生れるのは、「講和しよう」という一致した声であ ります。

- 80 -

- 81 -

21 昭和 26 年 9 月 6 日

グロムイコ・ソ連邦全権の意見陳述

○外務次官エー・エー・グロムイコ氏(ソ連邦代表) 議長並びに代表各位、 ソ連代表團は、まず最初に、対日平和条約問題の重要性を强調する必要を感 ずるものであります。この問題の重要性は、自国領土を侵犯した日本の侵略 者に対しその民衆が長期間孤軍奮斗しなければならなかった中華人民共和国 は言う迄もなく、この会議に列席している諸国の多数が日本の侵略の対象で あったという事実から容易に諒解されるのであります。

一九三一年、日本軍は満州を侵略しました。その後六年にわたる満州占領 の間に、日本は、満州をアジア大陸に関する一層廣汎な侵略のための軍事基 地化し、一九三七年に至り、軍国的日本は、中支に侵入し中国の死命を制す る重要な中枢部を占領したのであります。日本の侵略者に対する抗争におい て、中国民衆は、重大な人的並びに物的損失を蒙つているのであります。

日本の侵略に対するこの抗争において、独立のため戰い、敢然として侵略 の矢面に立つた中国民衆は、日本の軍国主義者達に対する斗爭の大義名分に この上もない貴重なる貢献をすると共に、自由愛好諸国民の究局の勝利を促 進したのであります。

衆知のように、十三年前軍国主義日本は、ウラジオストック地区のハサン 湖においてソ連邦に侵入したのであります。然るべく撃退されたとはいえ、 日本軍国主義者達は、ソ連邦に対する彼等の侵略計画を放棄したわけではあ りません。一九三九年日本の侵略軍は、再び他の場所においてソ連領内への 侵入を企てたのでありました。選ばれた場所は、蒙古人民共和国領内のハル ヒンゴルでありました。

この時もまた前回と同じくソ連軍により正当に撃退されたにもかかわらず、

日本軍国主義者達は、御承知の如く、ソ連邦に対する彼等の侵略企図を捨て ず、ソ連領極東を占領せんとする彼等の意図を公然表明して憚からなかつた のであります。

インド、ビルマ、インドネシア及びフィリピンを含むアジア及び極東諸国 の多数が日本の侵略を受けているのであります。

逆に米国国民もまた日本の侵略がいかなるものであるかを知るのでありま す。米国の太平洋における海軍基地、眞珠湾に対する攻撃は、米国民の脳裏 になお新たなるものがある筈であります。米国に対するこの攻撃は、日本の 侵略の範囲を拡大したのであります。この攻撃の後日本軍国主義者達は、ア ジア及び極東における他の多くの国を侵略しました。戦争は、拡大するにつ れて全アジアを捲き込みました。約十五年の間にアジア及び極東の諸国が次 から次へと日本軍国主義者達の攻撃の犠牲となつているのであります。日本 の侵略者によつて攻撃を受けた諸国の独立を救い極東に恒久の平和を樹立す るための諸条件を造り出すためには、列强が力を併せて努力することが必要 だつたのであります。アジア及び極東の多数の国は、日本の軍国主義者達に 対する彼等の国民的独立を戰い取るために多大の損失を蒙つているのであり ます。

以上のことは、今や日本侵略者の敗北の結果生じた諸条件を利用し、極東 に平和を樹立するのに適当な時期が到来したことを示すものであります。右 の事実に基き、ソ連邦はすでに繰返し本問題の解決策として実際的な手段を 採ることを提案してきたのであります。最近の数年間にわたり、ソ連邦は、 対日平和条約締結の促進を提案したのであります。申す迄もないことであり ますが、ソ連邦は常に平和が民衆の利益に合致する民主的なものであるべき であり、あくことを知らぬ帝国主義者達の一團のみを利するものであつては ならないという事実から進んだものであり、又進みつつあるものであります。 平和は、平和愛好諸国及び、何よりもまず日本の侵略の犠牲となつた諸国の 合法的な要求を現実に満足させるものであり、且つ、侵略国家としての日本 の再生を防止するものでなければならないのであります。

<sup>&</sup>lt;sup>†1</sup> グロムイコ (Andrei A. Gromyko) ソ連邦第1外務次官。

<sup>†2</sup> 外務省編「サン・フランシスコ会議議事録」より抜粋。

從って、われわれは、対日平和条約並びに対日講和が日本の軍国主義に対 し彼等が再び擡頭する余地を與えるようなものであってはならないし、アジ ア及び極東のあらゆる国々に平和と保障を與えるものでなければならないと 考えるのであります。

これは、ひとり日本の侵略を受けた国々のみならず、彼等を他国家及び他 国民に対する侵略戰爭に引きずり込んだ軍国主義者達の犯した罪を償いつつ ある日本国民の利害にも関係を有するのであります。日本国民の国家的利害 は、日本と他国、就中、その隣接諸国との間に平和的関係の存在しなければ ならぬことを要求するものであります。

ソ連代表團が対日平和条約問題の重要性を指摘することの必要を考える所 以は、この会議に列席の各国が、すべての国がそうだとは申しませんが、あ る一の情勢の利用を防止しようという意慾を示さないからであります。その 情勢というのは、日本の軍国主義者達がそれを利用して再び日本をして侵略 の道を歩ましめるかも知れない情勢であります。さらに、会議に提出された 対日平和條約に関する米英案は、この草案の起草者達が日本軍国主義再生の 道を拓くのに一層熱心であり、日本を再び侵略と軍事的冒険の道に押しやろ うとするのに一層熱心であることを示しているのであります。

このことは、まづ第一に米国について言いうるのでありまして、米国の対 日政策は、米国政府が日本に対し独自の特別な計画、眞の対日講和とは何等 関係のない、極東における平和の維持强化とは何等関係のない計画をもつて いることを示す十分な証拠を提供しているのであります。

対日平和条約問題を考究するに当って先ず最初に生ずる問題は、この条約 の基礎として役立つ原理原則はなんであるか、いかにして日本が再び侵略国 家となるのを防止するか、どうすれば既に日本において擡頭しつつあり、恬 として恥ずる色もなく公然復讐の計画を揚言しつつある軍国主義者達の手に 日本が再び陷ることのないように日本を導きうるか、ということであります。 この課題は、もし会議参加国が日本に関する衆知の国際諸協定中に表明さ れており、そして履行すれば日本軍国主義の再生を防止することになるとこ ろの諸原則に從つて手続を進めるならば、十分解決されるのであります。こ のことに関連して第一に問題となるのは、米国、英国、中国及びソ連邦が対 日戰爭の終結並びに日本との講和並びに日本をして平和愛好の民主国家たら しめることに関し、明確な義務を負うことを規定している一九四三年のカイ ロ宣言、一九四五年のポツダム宣言並びに一九四五年のヤルタ協定でありま す。

このことは、また、国際連合加盟国が日本を含む敵国と單独講和を結ばな い義務を負うことを規定している一九四二年一月一日の連合国宣言の如き協 定にも、また、ソ連邦、英国、米国、中国、フランス、オランダ、カナダ、 濠州、ニュー・ジーランド、インド及びフィリピンを構成員とする極東委員 会が対日戰終了後採択した対日基本政策の諸決定にも関係を有するのであり ます。

一九四五年のポッダム宣言及び同宣言に基き採択された対日基本政策に関 する極東委員会の諸決議は、日本軍国主義の根絶と日本における軍国主義の 再生を許容するがごとき諸条件の防止を規定しているのであります。例えば、 一九四七年六月十九日の極東委員会の決議「対日基本政策」は、日本の軍隊 に関し嚴重な制限を加えているのであります。

ポッダム宣言は「日本国民を欺き世界征覇に誤り導いた人々」の権力と勢 力を排除する必要を指摘しております。同宣言は、また、日本の再武装並び に征服の野望を防止する措置をとることの必要を説いているのであります。

日本に対する列强の諸協定は日本軍国主義の排除と日本の侵略に苦しむこ と最も甚しかつた隣接国を含む他の諸国家及び国民と日本が通常な関係を維 持することのできるような平和愛好国に日本を改造することを規定している のであります。日本をして侵略を繰返させず、日本と他国家の間に平和な関 係を招来せしめようと希望する者は何人もこの目的を支持せざるを得ないの であります。

從つて、日本の非武裝化の仕事は、対日平和条約によって解決されるべき 重要な課題の一であります。これは先ず第一に対日平和条約は日本の陸、海、

- 84 -

- 85 -

空軍力を制限する条項を含まなければならないことを意味するのであります。 日本の軍国主義者達が外国侵略準備のため莫大な陸、海、空軍を創設したこ とは御承知の通りであります。眞珠湾攻撃直前の日本軍兵力は三百二十万で ありました。一九四五年八月の日本の降伏時迄に、その軍隊は約六百万とな ったのであります。日本軍国主義者によつて占領された満州地域に駐屯して いた日本陸軍の精鋭であるいわゆる関東軍は百万近くを擁していたのであり ます。

これらの不当に膨張した日本軍隊のすべてが勤労階級を掠奪することによ って維持されていたことはいう迄もありません。日本の軍国主義者達は、彼 等の侵略の相棒であるドイツのヒットラーの例にならい、世界の国民大衆を 奴隷化することを目的としていたので、日本国民の死活問題などは大して気 にかけず、戰爭を準備し行うのに一層多くの金を搾取せんがため日本の農民 労働者に対する稅金の重圧を更に一層加重したのであります。

対日平和条約を準備し締結する一方において、日本軍国主義の再生に対す る保障、日本の再侵略の可能性を除去する保障に関する課題を議決しなけれ ばならないのであります。

平和条約締結後は全占領軍が日本から撤退すべきであり、且つ、日本領土 内に外国の軍事基地を維持すべきでないことはいう迄もないことであります。 この点に関する明確判然たる規定が平和条約にないことは、日本主権の再設 立に至るべき対日平和取極めの精神そのものに矛盾し、且つまた、極東にお ける平和維持の利害にも矛盾するのであります。

さきに述べた列强間の諸協定は、日本を民主国にすることを規定している のであります。ポッダム宣言は短刀直入に「日本国政府は日本国民の中にあ る民主的傾向の復活と强化に対する一切の障碍を除去しなければならない。」 と謳っているのであります。また、「言論、宗教、思想の自由及び基本的人 権に対する尊重」を確立しなければならないことをもいっているのでありま す。「対日政策」に関する極東委員会の諸決定には、「日本国民は個人の自由、 基本的人権の尊重、特に宗教、集会及び結社、言論及び出版の自由に対する 意欲を発達せしめるよう力づけられなければならない。民主的代議制組織を
 形成するよう力づけられなければならない。」と述べているのであります。
 かくのごときが、卽ち日本の民主化という課題が、日本との戰爭中列国に
 よつて定められた第二の重要なるものであります。この課題を置いた目的は、
 全く明瞭であります。軍国主義日本は、反動的閥族によって統治されていた
 のであります。全政治社会生活がこの反動閥とこれを支持する巨大な商社、
 三菱、三井その他の財閥の支配下にあつたのであります。從つて日本の非武
 裝化の課題が必須となるのであります。日本軍国主義の再生防止は、日本の
 政治的社会的生活の民主化の仕事と緊密に関係しているのであります。また、
 日本が一團の反動的軍国主義者達の專橫に委ねられないように民主的秩序の
 下に日本を建設する課題とも密接な関係を有するのであります。

このことは、対日平和条約にはポッダム宣言及び日本国民の間にある民主 的傾向の復活强化並びに日本の民主化に関する列强間のその他の決定のうち に表明された諸原則の履行を規定する条項がなければならないことを意味す るのであります。

対日平和条約の準備に関連して非常に重要なのは、日本経済の発達に関す る諸問題であります。過去においてこの経済は軍閥の目的に奉仕したのであ ります。その発展は日本の工業及び農業を、軍需を満足させるようなやりか たをもつて指向されたのであります。戦前及び戦争中における日本経済の特 徴は、その軍国主義化であり、日本国民の死活的需要にとつて有害なもので あつたことであります。工業及び農業の基礎的資源は、武器及び戦略物資の 生産に使用され、民需に応じなかつたのであります。

このことは、対日平和条約が日本軍隊に対する制限と日本経済の軍国主義 化の防止を規定する条項を含まなければならないことを意味するのでありま す。同時に、平和条約は平和的な日本経済の発展途上に障碍を置くものであ ってはならないのであります。この原則は、米国、英国、中国及びソ連邦に よって調印されたポツダム宣言のうちに既に定式化されているのであります。 このポッダム宣言の原則に基き、ソ連政府は一九四八年九月日本軍需工場 の再建及び創設を禁止すると共に、この禁止に関する適当な管理機構を設置 する一方、日本人口の要求を満足させるための目的を有する平和産業の再建 並びに発展、及び日本の平和経済の要求に基く他国との貿易の発展に対して は何等制限を設くるべきでない旨の提案を極東委員会に対し提出したのであ ります。

米国政府により予め廻付された平和条約草案に対する、一九五一年五月七 日附の注意書に、ソ連邦政府は上記の原則から出発し、日本の平和経済の発 展に関しては何等制限を課すべきでないこと及び日本と他の諸国との貿易に 関する一切の制限を除去すべきことを主張したのであります。日本の平和経 済の無制限な発展及びその外国貿易の発展を許すことは極東に於ける平和維 持の利害と、日本と他の諸国、特にその隣接諸国との間の善隣関係の確立に 卽応するばかりでなく、又日本国民の利害とも一致するということを詳細に 述べる必要がありましようか。日本経済のかくのごとき発展こそは実に日本 国民の前に初めて開かれたるその福利改良に対する機会ではありますまいか。

対日平和条約にかかる条項を挿入することに反対するのはひとり日本経済 を絞殺しこれを外国の独占に依存せしめんと試みる者のみが考えうることで あります。対日平和条約にかかる条項を挿入することに反対するのはひとり 將来における日本経済の発展を日本国民の平和的要求の満足乃至は日本と他 国との通常な経済関係の强化の方向に指向せず、反つて日本の武装化の方向 に指向し、その経済をある諸大国の抱懐する極東に於ける一の新たな戰爭に 対する計画に適応せしめんとする者のみが考えうることなのであります。

日本の健全にして平和的な経済は日本軍の占領によつて被害を受けた多く の国の合法的請求を容易に満足させ、日本の侵略者によつて與えられた損害 を補償するでありましよう。日本にとつてこれは米英草案の規定する日本人 の労力を直接使用することによつて賠償を拂うという方法より遙かに容易で ありましよう。なにがかかる提案を草案中に盛り込ませるに至つたかを諒解 するのは困難ではありせん。かくのごとき奴隷的労務の形式を以てする損害 賠償の方式は、日本の生産力の大部分を分散せしめるという事実を無視し、 日本労働者並びに農民の低賃銀労力を使用せんとする希望に出でたものであ ります。かかる方式は日本により損害を蒙り、その賠償を合法的に要求して いる、しかも人力過剰なる諸国にとつて有利な方式とはいえないのでありま す。それは日本人の安い労力を利用して利益を得んとするある諸大国を利す るだけであります。

対日平和条約は、当然、日本との講和に関連する幾多の領土問題を決定し なければならないのであります。米国、英国、中国及びソ連邦はこの点につ いても明確な責任を負担したのであります。これらの責任はカイロ宣言、ポ ッダム宣言、及びヤルタ協定中に述べられているのであります。

これらの協定は中国から分離された領土に対する中国の、現在は中華人民 共和国の絶対的に論爭の余地のない権利を認めているのであります。台湾、 澎湖諸島、西沙群島及びその他の中国領土の如き、中国の原領土で分離され たものが、中華人民共和国に返還さるべきであることは論議の余地のないと ころであります。

樺太の南半部及び隣接諸島、並びに現在ソ連の主権下にある千島列島に対 するソ連の領土権はこれまた論議の余地のないところであります。

かくのごとく、対日平和条約を準備するに当つて生ずる領土問題を解決す るとともに、もしわれわれが日本が武力によつて占領した諸地域に対する論 議の余地なき国家の領土権から議論を進むべきものとするならば、条約はこ の点に関し明確を欠いてはならないのであります。

以上は、現存する国際間の諸協定に基き、対日平和条約の基礎たるべき主 要原則でありまして、その履行は極東に於ける恒久平和の確立を意味するも のであります。

ことに対日平和条約米英草案がどの程度迄日本に対する連合国の適切なる 諸協定中に盛られた諸原則と一致するかひいてはそれがどの程度に迄極東に おける平和維持の利害に一致するかという一の問題が生ずるのであります。 この点に関して当然起るべき疑問は、この草案が侵略国としての日本の再 生に対する何等かの保障を含んでいるかどうかということであります。残念

- 88 -

- 89 -

ながら草案はこの点に関する何らの保障をも含んでいないのであります。草 案が日本軍国主義の再生に対する何らの保障を含んでいないことは、日本軍 隊の数に関する制限を何ら規定していないことから諒解されるのであります。 第二次世界大戦後他の国と締結された平和条約、例えばイタリアとの平和条 約が、これらの国の兵力量に対する判然として明確な制限条項を含んでいる ことは周知の事実であります。然るに、この点に関して日本はそのような取 扱いを受ける何らの理由がないにも拘らず、他の諸国家に比し比較にならぬ 特権的地位に置かれているのであります。

かくのごとく、米英案は極東に平和を確立することを得、且つ、日本の再 侵略防止を保障しうる眞正の対日平和条約を樹立しうべき根底となるところ の諸原則を全く無視しているといわざるを得ないのであります。

この草案は、またすでに早く一九四七年の頃前記の文書、「日本占領基本 政策」に現われた極東委員会の決定に反するものであります。卽ち同文書は 「全般的武裝解除、日本の戰力をはく奪するための経済的改革、軍国主義者 の勢力排除、及び戰爭犯罪人に対する峻嚴なる裁判及び一定期間の嚴重な管 理の必要を含む諸措置によつて日本の物理的、精神的武裝解除の仕事を成就 する」ことを規定しているのであります。この決定は極東委員会を構成する すべての国、すなわち濠洲、カナダ、中国、フランス、インド、オランダ、 ニュー・ジーランド、フィリピン、ソ連邦、英国及米国によつて採択された ものであります。

対日平和条約米英草案の起草者達は、極東委員会のこの決定は対日平和条 約締結前の時期に於てのみ効力を有するものであるといつて、この事実の重 要性を極力軽視せんとしているのであります。しかしながら、かかる試みが 全く不適当なものであることを示すのは困難ではありません。上記の決定が、 「日本の戰力をはく奪」すべき手段を單刀直入に規定しているということを 指摘すれば足りるのであります。この事実は極東委員会の決定は戰後の時期 全般をひとしく包含するものであることを明々白々に示しているのでありま す。 対日平和条約米英草案は、あらゆる種類の軍国主義的組織の再建、日本に おける陸、海、空軍基地の建設と拡張及び旧日本兵器廠の近代化により、在 日米国占領軍当局が現在行いつつある措置に追随するものであります。日本 工業はいよいよ、ますます、武器と戰略物資の生産に転換されつつあるので あります。日本の物的、人的資源は、不法にも国際連合の旗の下に行われた 朝鮮に対する米国の軍事的干渉のため、米国によつて廣範に使用されつつあ るのであります。

米国政府が日本においてとったこれらの一切の措置は、現在考究されつつ ある対日平和条約米英草案とともに、米国政府が侵略国家としての日本の再 生を防止するため、他の諸国とともに負うべき義務を無視していることを示 すものであります。米国政府は、日本軍国主義の再建という賭博を打つてい るのでありまして、極東における眞正の平和の確保に実際関心を有する各国 はかくのごとき思惑に対しては断乎として反対せざるを得ないのであります。

かくのごとく、米英草案は、このことが対日平和条約の準備に関する重大 なる課題であるにも拘わらず、日本の軍国主義の再生に反対する何らの保障 規定を含まず、又日本軍国主義の侵略を蒙つた諸国に対する安全保障規定を も含んでいないのであります。

米英草案は、極東における平和維持に何ら関係ある目的を有しない米国の 庇護の下に創設された軍事ブロックに日本が参加することを規定しているの であります。日本が他の諸国と軍事協定を締結することを規定する一項を平 和条約草案に挿入するのは、何のためであるかは周知のとおりであります。 米国政府は、平和条約をもつて、米国との軍事協定の締結問題を予断し、平 和条約締結と同時に日本をして米国の軍事基地たらしめんと企図しているの であります。

米国政府は対日軍事協定締結の課題をもつて日本の軍国主義を防遏し、日本の侵略によつて被害を蒙つた諸国の將来の安全を確保する課題に代えんとするものであります。かかる協定の締結は、日本を軍国主義再建の途に一層 押進め、日本国民の国家的利害関係を無視して、隣接諸国家に対し新たな軍

- 90 -

事的冒險をおかさんと準備しつつある日本の軍国主義者層の活動を更に鼓舞 するものというべきであります。

米英平和条約草案は日本に対して、日本に近接せる諸国、特にソ連邦及び 中華人民共和国に対し指向された、軍事的集團に加盟する義務を日本に强制 するものであります。このことは、米英平和条約草案によって規定されてい る軍事協定中に、中華人民共和国及びソ連邦が除外されている事実によって 明らかであります。

米国を盟主とする軍事的集團への参加に関する義務によって、現在日本を がんじがらめにすることを目的とするこの要求の眞の性格は、日本に対する 隣接国の脅威が何ら存在しない以上、「個別的集團的自衞」に対する日本の 権利などという虚僞の字句によってかくし了せるものではないのであります。 以上の如く、日本がいわゆる自衞目的のために、軍事ブロックに加盟しなけ ればならないというようなことは何等根拠がないのであります。いわゆる日 本の自衞のため促進するのであるという口実で、日本が他の国家との軍事協 定や、軍事同盟に加入しなければならないというようなことは、日本が数世 紀に亘り外冦を蒙つたことがない以上甚だ滑稽なものであります。

かかる事に言及するのは、米英草案の起草者が、日本を彼等の軍事的ブロッ クに追い込むことに結びつけて抱いている眞の目的について世論を誤り導こ うとするものであることは明らかであります。それは、これらの目的には、 極東の平和の維持と相通ずるものが何物もないからであります。

米英草案に規定する日本の軍事ブロックへの加盟は、眞に極東に於ける平 和の保全と維持に関心を有する諸国家に不安を起させざるを得ないのであり ます。

右に関連して占領軍の日本領土よりの撤退問題及び日本領土内に他国の軍 事基地を設定することを防止する問題をも詳述する必要があります。

周知の通り、対伊平和条約をも含めて、第二次大戰後締結された平和条約 中には、占領はできる限りすみやかに終結すべく、且つ、いかなる場合にも、 平和条約実施の日より九十日より遅延してはならないことが特に唱われてい るのであります。米英草案(第六条)にも形式的にかかる規定がありますが、 同条は、更に、日本領土内に、『一又は二以上の連合国を一方とし、日本を 他方として双方の間に締結された、又は締結されることのある二国間又は多 数国間の協定に基いて又はその結果として』軍隊を残留させる可能性を述べ ているのであります。

この留保規定は、占領軍は九十日以内に撤退すべしとする規定を、一片の 空文とし、また、明らかに草案の同条の眞の意義について、素朴な民衆を誤 導せんとする目的に使用されているものであります。然しながら、その眞の 意義は、すでに日本に諸協定が强制されつつあり、それらの協定によつて日 本は、米国の極東に於ける侵略計画に基き、その領土を米国の陸、海、空軍 基地建設の爲、前以て提供しつつあるのであります。

合衆国政府と現日本政府とが、日本との平和条約締結後においてなお、日本の領土上に米占領軍を保持し、日本に軍事基地を保有することについて、 長期間交渉しつつあつたと云う事実を誰が知らないものがありましようか。 この交渉の過程において、日本政府が、日本の政治的、経済的生活を現実に 支配している合衆国側から、はなはだしい圧力を受けているという事実を誰 が知らないものがありましようか。

平和条約米英草案の領土問題に関する部分について、ソ連邦代表團は、日 本軍国主義者達によって分割された台湾、澎湖島、西沙群島及びその他の島々 のごとき、中国の領土の欠くことのできない部分の返還に対する中国の、議 論の余地なき権利を、この草案がはなはだしく侵害するものであることをの べることが必要であると考えるのであります。草案は、これらの領土に対す る権利を日本が放棄することに言及するだけで、これらの領土のそれ以上の 運命については、故意に触れることを省略しているのであります。しかしな がら、実際には、台湾及び前述の諸島は、アメリカ合衆国によって占拠され、 合衆国は、審議中の平和条約草案の中でこの侵略的行動を合法化しようと欲 しているのであります。ところで、これ等の領土の運命は、絶対的に明白な ものでなければならないのであります。彼等はその土地の主人である中国民

-92-

- 93 -

衆の手に返還されなければならないのであります。

同様にして、既にソ連邦の主権下にある千島列島はもとより、南樺太及び それに近接する諸島に関するソ連邦の主権をはなはだしく侵害しようとして、 草案は、又もや日本のこれ等領土に対する権利、権原及び請求権の放棄に言 及するにとゞまり、これら領土の歴史的附属物及びソ連邦の領土のかかる部 分に対する主権を承認すべき日本の当然の義務については何等ふれるところ がないのであります。

われわれは、妥当な時に、カイロ及びポッダム両宣言並びにヤルタ協定に 署名した合衆国とグレート・ブリテンとが、領土問題についてかかる提案を 呈示することによつて、これ等の国際的協定によつて約束した義務の由々し き侵犯の道を辿つたという事実について語ろうとはおもわないのであります。

米英草案は、琉球諸島、小笠原群島、西之島、火山列島、沖の鳥島、南鳥 島及び大東諸島を日本の主権から除外し、これらを国際連合の信託統治組織 に含めると云う口実のもとに、アメリカ合衆国の管理下に移すことを規定し ているのであります。しかしながら、前述の諸島をそのように日本から分割 することは、前述の列国の諸協定或は戰略的に重要な地域に対する信託統治 について唯一の決定権をもつ安全保障理事会の決定によっても規定されてい ないのは周知のことであります。これは、米英草案に包含されている要求が 恣意的であり、違法であることを意味するものであります。

米英草案の中に、日本の民主化に関する規定を期待するのは無駄なことで あります。この点においても同様、この草案は、日本との平和条約が充たさ ねばならない必要要件を満足させていないのであります。しかもポッダム宣 言がはつきり日本の民主化が必要であると述べている事実にかかわらず、そ うなのであります。われわれが既に指摘したように、極東委員会の決定は、 日本の民衆が「民主主義的な代議制による組織」を作り、基本的人権を尊重 するのを助長することが必要であると云つておるのであります。かかる点で、 日本の現情について云えば、それは、占領の全期間を通じて日本の労働組合、 日本の民主主義的團体及びすぐれた民主主義的指導者、日本の新聞の進歩主 義的機関に対する抑圧が米占領軍当局の承認を得て、又その直接の奬励を受けて実行されて来たという事実からして明らかとなり得るところであります。
同様にこの草案は、種々様々な軍国主義者やファシストの組織及びそれ等に類似する組織であつて、それ等の中の多くのものが既に公然と活動をしているために、その復活の危険がより一層現実的となつているようなものを日本に創ることが許し難いことであるということについて、何等触れるところがないのであります。しかも、極東委員会の決定が「軍国主義と侵略の精神によって鼓吹された組織は、すべて断乎として抑制されなければならない」ということを明瞭にのべている事実にもかかわらず、そうなのであります。こうしたすべてのことは、一体平和条約米英草案の起草者達が何に取り掛ろうとしているのか、一体彼等が日本にどのような道をとるように强制しているのか、ということについて眞剣に我々を考えさせるのであります。対日平和条約米英草案を注意深く分析した後で全く明白となることは、この草案が單に日本が侵略を繰返す危険を現実化する日本軍国主義を復活しようとするのみならず、既に日本の国家を破滅に導いた軍国主義者や反動主義者達に国

最後に、米英草案の経済問題に関する条項は、重大なる注意を要するとこ ろであります。経済問題に関しては、日本におけるある国家、殊に、戰後及 び日本占領期間中のアメリカ合衆国によつて獲得される経済的特権の保全と 云うことに主要な注意が拂われているのであります。

の舵輪を再び握らせようとしているということであります。

草案は、日本経済の中において支配的地位を占める外国の独占の維持とい うことを規定する詳細な条項を包含しております。これは日本の産業、海運、 貿易に関するものであり、又外国商社及び法人の日本に対する各種の権利及 び請求権の保障に関するものであります。同時に条約草案は、日本に対して その平和産業と外国貿易の自由な発展、その航海と商船の建造との進展を保 障するようなものを何も含んではおらないのであります。しかもこれは、偶 然のこととは考えられないのであります。日本の産業をがんぢがらめにして、 日本の市場に外国製品を氾濫させることに、一体誰が関心を寄せているかと

- 94 -

- 95 -

いうことについては、誰も知らないもののない明らかなことであります。

日本に、他国と平等の関係で原料資源を入手しうるようにさせるというこ とは、ポッダム宣言によつてはつきり規定されているにもかかわらず、本草 案の中で、何等かそのことについて言及しているのを期待するのは無駄なこ とでありませう。草案は、そうような規定を含んではいないのであります。 それがないのは、世界の原料資源をすべて獲得しようと企てている合衆国と グレート・ブリテンとにとつて、不利益だからであります。

かくのごとく、会議に提案されている対日平和条約米英草案は、決して日 本との平和解決という目的に役立ち得ないか或は、將来における日本の侵略 の再発にそなえての何等かの保証をあたえることが出来ないのであります。

平和条約米英草案は、言葉の上ではなく、実際に永遠の平和の確立と新し い戰爭の恐怖の除去のために戰う国を満足させないし、又満足させ得ないの であります。そのような草案は、その人民が日本の侵略の結果に最も苦しみ、 極東における近隣諸国の平和的存続にとつて不断の脅迫である日本軍国主義 の復活を許容し得ないアジア及び極東の諸国を特に満足させないものであり ます。平和条約米英草案が幾多の国々、すなわち中華人民共和国、印度、ビ ルマその他の反対に逢着しているのは一にこの理由によるものであります。

中華人民共和国の中央人民政府は、八月十五日の声明書で平和条約米英草 案を正しく評價し、「実際この条約は、新しい戰爭の準備のためのものであ って眞の平和条約ではない」と述べており、又「それは、アジアの人民に対 する脅威となり、全世界の平和と安全とを侵し、日本人民の利益を害するも のである」と云つております。

印度政府が平和条約米英草案を非難して、「条約案に規定されている解決 は、日本人民間における不満の源以外の何ものでもあり得ず、又極東におけ る將来の不和と起り得べき紛爭の種を播くに違いない」という事実にかんが み、印度は、この条約に参加することが出来ないとのべております。

これを要するに、平和条約米英草案に関し、次にのべるような結論を引出 すことが出来るのであります。

- 一、草案は日本の軍国主義の再建と、日本の侵略国家への変質に備えての いかなる保証をも含んでおりません。草案は、軍国主義者日本による侵 略を蒙つた国々の安全を確保するためのいかなる保証をも含んでおりま せん。草案は日本の軍国主義の再建のための条件を創りあげ、新しい日 本の侵略の危険を創つております。
- 二、草案は、事実上外国占領軍の撤退について何等の規定をしておりません。反対に平和条約署名後においてなお日本領土上に外国の武装軍隊が 駐屯することと、日本国内に外国の軍事基地を存置することを保証しております。草案は、日本の自己防衛に名をかりて、日本が合衆国との侵略的な軍事同盟に参加することを規定しております。
- 三、草案は、單に、軍国主義者日本に対する戰爭に参加した国々のうちの どれかを目標としてなされたいかなる提携にも参加してはならないとい う日本の負うべき義務を設定していないのみならず、反対に、合衆国の 保護をうけてつくられた極東における侵略的ブロックに、日本が参加す る道を開いているのであります。
- 四、草案は、日本の民主化について、すなわち日本における戦前のファシ スト体制の復活にとつて直接の脅威となる、民主主義的な権利の日本人 民に対する保証について、いかなる規定も含んでいないのであります。
- 五、草案は、中国の欠くことのできない部分、すなわち日本の侵略の結果 中国から分割された、台湾、澎湖島、西沙群島及びその他の領土に対す る中国の正当なる権利をはなはだしく侵害するものであります。
- 六、条約草案は、ヤルタ協定で合衆国とグレート・ブリテンとが、樺太の ソ連邦への返還と、千島列島の移譲とに関して保証した義務に矛盾する ものであります。
- 七、外国の、先づ第一にアメリカの独占のためにこれらの国が占領期間中 に獲得した特権を確保すべく、無数の経済に関する条項が立案されてお ります。日本経済は、これら外国の独占に奴隷のごとく依存する狀態に おかれているのであります。

- 96 -

- 八、草案は、日本の占領に苦しんだ国々が蒙つた損害に対して日本がなす べき賠償に関し、それらの国が有する合法的な請求権を無視しているの であります。同時に、直接日本人の労働によつて損害を賠償することを 規定して、この草案は、日本に奴隷のような賠償の形式を課しているの であります。
- 九、平和条約米英草案は、平和の条約ではなくして、極東における新しい 戰爭の準備のための条約であります。

対日平和条約米英草案が日本軍国主義の再建に備えての保障を包含してい ないのみならず、反対に侵略的国家としての日本の復活のための条件をつく っているという事実は、説明し難いことではないのであります。このことは、 日本に関する米英草案の記草者の計画が日本軍国主義の再建を防ぎ、日本の 侵略を蒙つた国々のための平和と安全とを確保するという仕事と何等共通点 を有していないと云う事実によつて說明し得るのであります。しかしながら、 日本の侵略をもつともひどく蒙り、從つてその繰返しを許さないことにもつ とも関心を寄せている国々が日本との平和条約の準備に参加することをさま たげられているのであります。しかも日本との平和条約の準備のための手続 きが、五大国すなわち、ソ連邦、合衆国、中国、グレート・ブリテン及びフ ランスの外相理事会を創設したポツダム協定及び、連合国と交戦した国家と はいかなる單独平和条約をも締結してはならないということを約した一九四 二年一月一日の有名な連合国宣言によつて規定されている事実にもかかわら ず、そうなのであります。ポツダム宣言において、外相理事会は、先づ第一 に「平和解決に関する予備的事業 | をなすために創設されたということ、及 び、適切な平和条約を起草する一方、「この会議は、関係敵国に課せられた 降伏条項に署名した国を代表する構成員から構成される」と云うことがはつ きりのべられているのであります。

このように、対日平和条約の準備のための手続についての問題に関しては、 不分明なものはなにもないのであります。国際的協定にしたがつて約束され た義務を言葉ではなく、実際に遵守する者は、これらの協定に規定された対 日平和条約の準備のための手続に嚴格に從わなければならないのであります。 アメリカ合衆国及びグレート・ブリテン両政府が、平和条約の準備を引受け、 自分達が準備した対日單独平和条約の締結を今や他国に强要しつつあるとい う事実については、何等正当な弁明はあり得ないのであります。

イタリア、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア及びフィンランドとの平 和条約の準備をした時に遵守されたのは、この手続であつたということを想 起するのは適当なことであります。御承知の通り、経驗はまた、ソ連邦と中 華人民共和国との正当な要求を確認しているのでありまして、これらの政府 は、対日平和条約の準備のために外相理事会が平和条約の準備をする任にあ ることを規定する手続に嚴格に從う必要があることに関して、しばしばその 見解の大略をのべたのであります。

対日平和条約の準備に際しては、他国との平和条約が締結された場合と同 様、日本と交戦狀態にあった他のすべての国が参加しなければならないので あります。ソ連政府は、この点について、中国政府宛の一九四七年十二月三 十日附公文及びグレート・ブリテン政府宛の一九四八年一月四日附公文をも って、はやくも適切な提案をなしておるのであります。

対日平和条約の準備の発案権を强奪した合衆国政府はその約束した義務に 反して、外相理事会による平和条約の準備に断乎として反対しているのであ ります。この立場を擁護するために、外相理事会による手続は、平和条約の 準備を必ず阻止するものであるという議論が持ち出されているのであります。 そのような主張が何等の根拠を有していないということは、明らかなことで、 それは、四年前にさかのぼつて上述の五箇国との平和条約の締結ができて以 来、他の場合においてもそのような仕事が外相理事会によつて遂行されたこ とがあるという事業によつて証明されているのであります。

共同して平和条約草案を提出した合衆国及びグレート・ブリテン両政府は、 別の途を選んで、不法にもそもそもの初めからソ連邦及び中華人民共和国が その両国の参加なくしては日本との平和解決が問題となり得ない平和条約に 参加するのを妨げたのであります。ソ連政府は、この事実に対して、対日平

— <u>98</u> —

- 99 -

和条約草案に関する一九五一年五月七日附意見書及び六月十日附公文におい て、既に合衆国政府の注意を促がしたのであります。中国人民の領土に侵入 した軍国主義者日本との長期の苛酷な戰爭をなさざるを得なかつた中国人民 は、この苦斗のために特に重大な損害を蒙つているのであります。從つて中 国人民の意志を表明すべき唯一の合法的代表者としての中華人民共和国政府 は、対日平和条約の準備から除外され得ないのであります。この問題におい てソ連政府は、中華人民共和国政府の適切な声明、特に一九五一年五月二十 二日及び八月十五日の声明の中で表明されている見解に全く同意し、対日平 和条約の準備及び討議に中華人民共和国が完全に参加すべきことを主張する ものであります。

日本との平和解決に特に関心を有する中華人民共和国、インド、ビルマの 参加なしに、合衆国及びグレート・ブリテンにならつて平和条約に署名をし ようとする国々は、このような不正な不法な行為の余波に対し、自ら重大な 責任を負うものであります。

サン・フランシスコにおけるこの会議が直面しなければならない狀態とは、 何でありましようか。

アメリカ合衆国及びグレート・ブリテン両国政府がこの会議に際して示し た事実は、中国が対日平和条約の準備及び討議に参加したこともなく、参加 してもいないということであります。そのような狀況のもとで極東における 眞の平和解決は達成されないということは明らかなことであります。その正 義の感情及び諸民族間における平和への熱望を公然と自由に表明し得る人民 達がこのような立場に甘んずることができるでありましようか。

インド及びビルマは、サン・フランシスコ会議に参加することを拒絶し、 米英草案が受諾し難いものなることを声明しました。これは、アジアの主要 国家たる中国のみならず、インドがアメリカ合衆国及びグレート・ブリテン によつて現在の参加者に押しつけられている対日平和条約草案の準備及び討 議から除外されていることを意味するのであります。

このような行動がこの草案の起草者の信用をおとすものであるということ

は、本当ではないでしようか。またそのような政策は、破滅の政策であるこ とを意味しないでありましようか。

ソ連政府は、サン・フランシスコ会議に参加することを拒否しなかつたの であります。その理由は、米英草案についての眞実を公然と発言することが 必要であり、実際において極東における平和の解決の利益に資し、世界の平 和を强化するに役立つような対日平和条約を要望して米英草案に反対するこ とが必要であるからなのであります。

この事実より見て対日平和条約米英草案は、対日平和条約に必要な要件を 充していないのであります。ソ連代表團は、アメリカ合衆国及びグレート・ ブリテン両政府によつて提示された平和条約草案の中でなされるべき次の改 正を当会議に提案し、考慮を望むものであります。

**〇副議長** 靜粛。靜粛。ソ連邦代表は、条約草案に対する改正の動議を提案 しようとしていると思われますが。

○**グロムイコ氏** 私は、声明をしているのであります。そして私は、私の立 場を擁護しているのであります。私は、話す権利があります。議長、私は、 話を続けうるよう要求します。

○副議長 御続け下さい。

○グロムイコ氏

- 一、第二条に対しましては、
  - a (b)及び(f)項の代りに次の項を含めることであります。すなわち、「日本国は、満州、台湾及びこれに近接するすべての諸島、澎湖諸島、東沙島、西沙群島、マクスフィールド堆、並びに、西鳥島を含む新南群島に対する中華人民共和国の完全なる主権を認め、ここに掲げた地域に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」
  - b (c)項は、次のように修正することといたします。すなわち、「日本国 は、樺太の南半部及びこれに近接するすべての諸島並びに千島列島に対 するソヴィエト社会主義共和国連邦の完全なる主権を認め、これら地域 に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

二、第三条に対しましては、

第三条は、次のように修正することといたします。すなわち、「日本国 の主権は、本州、九州、四国、北海道並びに琉球諸島、小笠原群島、西之 島、火山列島、沖之鳥島、南鳥島、対馬、及び、第二条に掲げられた諸地 域及び諸島を除いて一九四一年十二月七日以前に日本国の一部であったそ の他の諸島に及ぶ。」

三、第六条に対しましては、

「a」項を次のように修正することといたします。すなわち、「すべて の連合国の軍隊は、できる限りすみやかに、且ついかなる場合にもこの条 約の効力発生の日から九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。 また、それ以後はいかなる連合国及び他の外国も、日本国の領土上にその 軍隊または軍事基地を保有してはならない。」

四、第十四条に対しましては、

「a」項の本文及び同項の1は、次の案文におきかえることと致します。 すなわち、「日本国は、連合国に対する軍事行動により、及び、ある連合 国の領土の占領により生じた損害を補償することを約束する。日本国によ って支拂われるべき賠償の額及び源泉は、関係諸国の会議において檢討さ れるものとする。この会議には日本国の占領下にあつた諸国、すなわち中 華人民共和国、インドネシア、フィリピン、ビルマは、必ず参加招請する ものとし、この会議には日本国も招請される。」

五、第二十三条に対しましては、

(a)及び(b)項の代りに、次の項を入れるものといたします。すなわち、 「この条約は、日本国を含めて、これに署名する国によつて批准されなけ ればならない。この条約は、批准書が日本国により、且つ、アメリカ合衆 国、ソヴィエト連邦、中華人民共和国及びグレート・ブリテン及び北部ア イルランド連合王国を含んで、次の諸国、すなわちオーストラリア、ビル マ、カナダ、セイロン、フランス、インド、インドネシア、オランダ、蒙 古人民共和国、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン、グレート・ ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、 中華人民共和国及びアメリカ合衆国の過半数により寄託された時に、その 時に批准しているすべての国に関して効力を生ずる。この条約は、その後 これを批准する各国に関しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。」 六、第四章中の新しい条文としまして、次の一条を新たに加えることといた します。すなわち、「日本国は、日本国人民の間の民主主義的傾向の復活 及び强化に対するすべての障碍を除去し、且つ、人種、性、言語または宗 教について差別なく、人権の享有、並びに、表現、新聞及び出版、宗教的 崇拜、政治的意見及び集会の自由を含む基本的自由の享有を日本国の主権 下にあるすべての人に保証するために必要なすべての手段をとることを約 束する。」

七、第四章に次の新しい一条を加えることと致します。すなわち、

「政治的、軍事的、または半軍事的のいずれを問わず、その目的が国民 からその民主主義的権利を奪うことにあるファシスト及び軍国主義者の組 織が日本国領土上に復活することを許さないよう約束する。」

八、第八章に、次の新しい一条を加えることと致します。すなわち、

「日本国は、武力をもつて対日戰爭に参加したいかなる国を対象とする 連合または軍事同盟にも加入しない義務を負う。」

九、第三章に次の新しい一条を加えることと致します。すなわち、

「日本の陸、海、空軍の軍備は、自己防衛の任務にのみ供されるように 嚴格に制限されるべきであります。從つて、日本国は、国境警備隊及び憲 兵を含めて次にのべる範囲内の軍備を有することが認められる。

a 対空砲兵を含め、総数十五万人の兵力を有する陸軍

- b 総数二万五千人の兵力、総トン数七万五千トンの海軍
- c 海軍航空部隊を含めて戰鬪機及び偵察機二百機、予備機を含めて、 輸送機、海空遭難救助機、練習用及び連絡用飛行機百五十機を有し、 総数二万人の兵力を有する空軍。日本国は、機体內部に爆彈積載裝置 をもつ爆撃機たることを本来の目的として設計されたいかなる航空機

をも所有し、または獲得してはならない。

- d 日本軍隊の有する中型及び大型戰車の総数は、二百台を越えてはな らない。
- e 軍隊の兵力は、それぞれの場合に戰鬪員、補給整備員及び事務要員 を含むものとする。」
- 十、第三章に次の新しい一条を加えることと致します。すなわち、 「日本は、日本の武裝兵力の規模を定めている本条約の関係各条によっ て維持することを許されている兵力の必要条件を超える程度には、いかな る形式の住民の軍事訓練を行うことも禁ぜられる。」
- 十一、第三章に次の新しい一条を加えることに致します。すなわち、
  - 「日本は、次の諸武器を所有し、製造しまたは実驗してはならない。
  - (I) すべての原子力兵器、ならびに、細菌兵器、化学兵器を含む他の すべての大量殺傷のための手段
  - (II) 一切の自動発進式若しくは誘導式の投射物、或るいはこれらの発射に関連する装置(ただし、本条約によつて保有を許される海軍艦艇の魚雷、同発射管で通常の海軍装備と認められるもの以外のもの)
     (III) 射程三十キロメートルを招える一切の大砲
  - (W) 接触によらず自動感応裝置によつて爆発する機雷または魚雷
  - (V) 一切の人間操縦魚雷」
- 十二、第四章に次の新しい一条を加えることといたします。すなわち、

「日本の平和産業の発展、または諸外国との通商の発展或いは日本の平 和経済に必要な原料の入手に対しては一切制限が課せられないものとする。 同様に日本の産業海運ないし商船の建造にも制限が課せられないものとす る。」

- 十三、第三章に次の新しい一条を加えることといたします。すなわち、
  - 「1 宗谷海峽、根室海峽の日本側全沿岸及び津軽海峽及び対馬海峽を 非武裝化する。右の諸海峽は、常にあらゆる国の商船に対して開放 されるものとする。

2 本条1項に挙げた諸海峡は、日本海に隣接する諸国に属する軍艦 に対してのみ開放されるものとする。」

22 昭和 26 年 9 月 6 日

### スティッカー・オランダ全権の意見陳述

付記 昭和 26 年 9 月 8 日 上記意見陳述における平和条約第14条(b)の解釈に対するオランダ全権宛わが方覚書

○ディルク・ユー・スティッカー氏(オランダ) 議長、この歴史的機会に おきまして、私は国際的紛爭を暴力手段によつて解決することに対するオラ ンダ国民の根强い嫌忌の念を再確認いたしたいと思います。

偉大なる人道的な傳統に対する誇り高き後継者としてオランダ国民は凡ゆ る人類の理想中最大のもの、すなわち、国の大小を問わず正義によつて支配 され、神への畏敬と同胞への親愛とが人間の行動の支配原理であるような国 際社会の実現のために常に努力し来り、また今後も不断に努力するものであ ります。

かかる観念の中には、戦争を国際的な紛争と緊張に対する解決手段として 容認する余地が無いことは明かであります。

第二次大戰と呼ばれる敵対行為の終了後六年の今日、われわれは人類の大 問題の解決に一歩もわれわれを近づけなかつた血ぬられた半世紀を回顧する ものであります。

この廿世紀において二度も、勝者も敗者も共に幾百万としれぬ人々の苦難 と英雄的な犠牲も、より住み良い世界を招来しなかつたという残酷なる眞実 に直面せざるを得なかつたのであります。

\*2 外務省編「サン・フランシスコ会議議事録」より抜粋。

<sup>&</sup>lt;sup>†1</sup> スティッカー(Dirk U. Stikker)オランダ外務大臣。

まことに、すべての国民が約十年前に誤られて侵略に訴えた国家を再び国 際社会に迎える悦びを述べる時においても、われわれが喜ぶべきものは極め て少ししか残されていないのであります。

われわれは以前の連合国間の公然たる軋轢を不幸にも目撃しているのであ ります。われわれはこの会議に対し種々の理由から、一般的な和解の象徴で あるべき機会に参加を控えることを賢明と思つた若干の国々の欠席を深い遺 憾の念を以て観るものであります。中国に関しては、私は昨日、あの勇敢な 国民の代表者の已むを得ざる欠席に遺憾の意を表した連合王国代表に與する ものであります。

この平和会議の頭上には恐怖と憎惡と嘆きとによつてもたらされる、限り 無き新らたなる苦難の物云わぬ暗い翼が彷徨しております。

故にわれわれの眼前に横たわるこの文書を冷靜な気持をもつて檢討し、而 も重要な問題にのみ限ることが順序と思われます。その問題とは、この文書 を日本と連合国との友好的且つ相互に有利な関係確立を確保するに有效な手 段と見做し得るや否やであります。

われわれの回答は「然り」でありますが、この回答に説明と若干の条件と を與えるに先立ち、私は現条約の起草において採られた手続に関し若干言葉 を費すことが必要であると考えるものであります。

多角的平和条約の場合、関係諸国の見解の一致を徐々に形成することは從 来は関係当事国が平等の立場において招請された会議席上において一般原則 及び詳細を討議することによつて達成されたのであります。

この手続は屢々長期に亘り、また必ずしも能率的ではなかつたのでありま す。然し乍ら、それは条約の形式並びに実質及びその各条章を詳細に亘つて 檢討することが出来、更に重要なことは、不可避的な利害と見解の衝突を参 加政治家の叡智によつて克服乃至解決し得ると云う極めて明瞭な長所を有し ておりました。

相拮抗する意見の衝撃から眞理が湧くというフランスの古諺がありますが、 これは平和会議には極めてよくあてはまるものといえるのであります。 完全な意見の一致や各国の希望や念願を完全に満足せしめることは、いか なる協議の制度においても達成は不可能であることは認めても、私はこの由 緒ある平和会議の手続は易々と捨て去り得るものではないという意見であり ます。

故にわれわれは、この場合、平和妥結のための通常の手続から離反したこ とが正当であったか否かを自問せざるを得ないのであります。

若干の連合国の採つた妨害的態度に鑑み、オランダは現条約の起草国の執 った準備手続は、日本との平和条約締結という目的を不当に遷延することな く達成し得る唯一の実行可能な手続であったという点に関しては、現条約の 起草国と同意せざるを得ないのであります。

然し、われわれがこの原理に同意しているという事実も、われわれは条約 起草国とその他の参加国との間の協議が行われた方法に完全に満足している 訳ではないという事を指摘することをさまたげるものではありません。

われわれは、不当に討議を遷延することなく、起草国とその他の関係国と の間において、より廣範な協議と討議とが行われ得たと信ずるものでありま す。私の国としても六月の英・米会談の終りから最終草案の確立迄の期間に おいて準備作業により多く與り得たものと感ずるのであります。

かくすれば、残念ながら本条約の若干の条項に関して疑いなく、オランダ 国内に存在する若干の失望感を排除し得たでありましよう。

私は次に、私達の意見によれば、私達が完全に同意する基本原則に影響を 及ぼすことなくして、本条約の起草過程において実現し得たと思われるオラ ンダ若干の希望を論じてみたいと思います。

先ず私は、本条約の基本目的すなわち日本との公平且つ正当な講和の締結 の点についてはオランダ国民の眞摯且つ無条件の同意を得るものであること を强調いたしたいのであります。

オランダはこの対日平和条約を、第二次世界大戦によつて惹起された根本 的な混乱の最終的な解決への途上における重要な一歩として歓迎するもので あります。 故にオランダは、平和条約の前文において、今後連合国と日本との関係は 友好的な結合をもつてその共通の福祉を增進し、国際的な平和と安全とを維 持するために協力する平等主権国の関係であるという連合国及び日本の決意 を表明している本条約の指導原則に完全に同意するものであります。

以前の交戰国間の眞の和解のみが、將来の協力のための実行可能な基礎を 形成し得るものであるというのは本条約の起草国の確信であるとともにオラ ンダの確信でもあります。

この基本原則の結果として、軍事面及び経済面において、日本に対し何等 の制限をも課さないということは正当と考えられます。

同様の理由により、賠償の支拂いに関する唯一の条項(第十四条)は日本 国民によつて物資及び役務が一定数の連合国のために供給及び生産される範 囲は、後日平等の基礎において主権国たる日本との間に交渉される二国間の 条約において詳細を決定すべきであると規定しています。

然し乍ら、これ等基本的原則の容認は、オランダ国民の場合易くは得られ ず、条約草案の若干の条項に対する反響は私の国においては一様には賛成で はなかったとしても殆んど驚くには足りません。

私は單にこの点を明確にするため、オランダ国民に対する太平洋戰爭の極 めて重大な結果を指摘するに止めます。私は私達国民が、日本の東南アジャ 侵略によつて最も損害を蒙つたものの一つであると申してもさしたる異論は ないと思うのであります。

先ず、オランダ政府が日本の眞珠湾攻撃の通知を受けるや否や、迅速且つ 躊躇無く行動に出たことを記憶すべきであります。

当時日本の戰斗行為はオランダ領土乃至以前の蘭領インドのいかなる地域 にも向けられなかつた事実にもかかわらず、オランダはその連合国の援助に 馳せ参じたのであります。

私は矜持をもつて、これに関連してイギリスの偉大なる戰時宰相ウィンス トン・チャーチル氏が一九四二年一月二十七日下院に告げた言葉を引用する のであります。 「私は本下院の名において、空中において、また潜水艦、船舶及びその 强力なる戰斗部隊をもつて、マレー群島において現在進行の斗争におい て主要な役割を果しつつあるオランダ人に対し讃辞を捧げるに吝かなら ざるものであります。」

世界において最も豊富であり、最も平和的な地域の正規の政治的且つ経済 的開発は、一夜にして殆んど完全に破壊されたのであります。

オランダ官吏及び民間人、家族はその深刻な危機において、全インドネシ ヤ人に対し共通の運命を頒たんとするオランダ人の意志を証明するため、そ の部署に留まつたのであります。

この政策の結果は、降服後インドネシヤにおけるヨーロッパ人は牢獄及び 强制收容所に投ぜられ、老若男女すべて筆舌に盡し難い苦難に曝されたので あります。

数千の人命が失われ、または深刻な影響を受けたのであります。少くとも 二万七千人のオランダ人、すなわち十三万五千人の軍人及び民間人の被收容 者総数の略々二十パーセントが至高の犠牲を捧げ、ここに申上げるには余り にも恐ろしい狀況の下において死んで行つたのであります。

オランダにおいては家族の少くとも一員が日本治下のインドネシヤにおい て强制收容ないし投獄の経驗を嘗めない家庭は殆んどないのであります。私 は、インドネシヤ人が日本占領中蒙つた極めて甚大な損失について語ること を控えているのであります。これもまた記録に明かなことでありますが、本 全権はこれを語る地位にないものであります。

物質的損害もまた莫大なものでありました。私は、ここに詳細な数字をあ げる必要を認めないのであります。私は單に、戰前の計算で略々二十億米ド ルに垂んとする、オランダ人に加えられた全財政的損害を指摘するに止めま す。この数字はオランダ市民の私有財産に対する損害のみに関するものであ ります。

かく観じ来りますれば、殆んど日本との無条件の和解に近い解決案の若干 の条項が、オランダにおいて自発的な同意をえないとしても敢えて異とする

- 108 -

- 109 -

に足らないのではありますまいか。

当初に見られた反対論が概ね克服されたのはひとえにわが国民の傳統的な 現実主義とその生得の平和愛好心と他国との親善関係に対する念願に基くも のであります。

オランダ国民は、時がこの恐ろしい戰爭によつて蒙つた傷手を癒してくれ るずつと前から、彼等が過去においてその旧敵の手によつて蒙つた不当な待 遇に非をならす代りに、未来を望みみるだけの勇気と叡智とを発見している のであります。

私達は同様にオランダ国民こそ約四百年の昔、日本と友好関係を樹立した 最初の国であることを記憶するのであります。この関係は両者にとつて有利 に数世紀の間存続し来つたのであります。

日本が十九世紀<sup>おい</sup>て西欧の技術的援助を希求することに決した際、オラ ンダはこの方面において重要な援助を供與したのであります。

私は、現在でも多くの日本人は、戦後の日本経済においてオランダの金融、 商業界の果した重要な役割によつて証明される如く、オランダとの協力に高 い價値を認めていると敢えていわんとするものであります。

故に、オランダ国民はこの記念すべき機会において日本国民に対し、その 好意の証左として、また本条約に具現されている和解の精神を以つて、われ われの眼前にある文書においては充分に考慮に入れられなかつた若干のオラ ンダの希望に副うや否やは日本国民に係っていることを自覚することを要請 するものであります。

これらの省略された事項は平和条約の発效後、日本とオランダ間の二国間 の協定によって、補充しうるのであります。私達はこの解決法が実現するも のと信ずるのであります。

私が今迄に言及した希望条項は第九条(漁業)第十四条(b)(請求権の放棄) 及び第十六条(連合国軍隊の構成員に対する償い)に関連いたします。

これらを順を追うて論じてみたいと思います。

一、第九条に関しては、現在の字句は東南アジア及び太平洋海域における日

本の漁業活動に対し何らの制限を課していないことを指摘するに止めます。 故に、この条文の言及している、本問題に関する將来の二国間ないし多数 国間の協定は、本条約においてはかかる、制限の基礎を持たないのであり ます。これを省略したことは遺憾であります。

 この問題は、すべての関係国がその経済的な必要に応じてその漁業を発 達させうる充分な余地を残すごとき公正な協定を結ぼうとする日本の意思 に多く係っているのであります。

二、一つの問題が、連合国が放棄することに同意した「連合国及びその国民 の請求権」に触れた第十四条(b)の解釈に関して起つてくるのであります。 私の政府の見解によれば、第十四条(b)は正しい解釈問題としては、各連合 国がその国民の私的請求権を收用した後、条約が発效した後はかかる請求 権が存在しない様な場合を含まないのであります。

本問題は、私の政府を含み若干の政府はその国民の私有財産の没收ない し收用に関し憲法的ないしその他の法律的な若干の制限を受けている故に、 重要であります。また日本政府が良心ないし聰明な便宜措置の問題として、 自ら任意にその選ぶ方法によつて処理を希望することを期待しうる様な若 干の形式の連合国民の私的請求権もあります。

三、第十六条の現在の字句については次のことを述べたいのであります。

この条文は中立であった国にあるまたは連合国と戰爭していた諸国にあ る日本の資産の淸算によって生じた資金に対し旧捕虜がその頒前に與るこ とを認めております。

この規定は条約の原案にはなく、本年六月における条約草案に関する英、 米間の協議の結果、挿入されたものであります。その後下院(英国)にお いて満場一致通過した動議において、またこの動議の提案者の演説におい て、この補償の受益者は明示的に、民間の被收容者を除き、旧軍人に限ら れたのであります。

日本軍が蘭領印度を占領した際、全ヨーロッパ人は老若男女を問わず、 日本の民族的信条に基きアジア圏に属すると認められたものを除きすべて 强制收容されたのであります。

かくて幾万の人々が三年半の間、本条約第十六条において「不当な苦難 を被つた」という言葉で極めて穩やかに表現された待遇に曝されたのであ ります。

それらの民間の被收容者も確かに捕虜より良く待遇された訳ではありま せん。否、その立場は却つて惡かつたのであります。何となれば、日本人 は捕虜に関するジュネーヴ条約を完全に無視することは出来ませんでした が、民間の被收容者は全く何等の国際立法において保護されなかつたから であります。

このこと自体、民間の被收容者が軍隊の構成員と少くとも同等の立場で 取扱われる道徳的権利に対する强い論拠を形成するものであります。

私達はここにおいて、主として、すべての文明国の倫理的標準によれば 保護の最も强い権利を有する婦人及び幼年者から成る一群の人々の問題を 取扱つていることを忘れてはなりません。

ここに申上げました民間の被收容者の問題は、日本の極めて眞摯な考慮 に値する、道義的に立場の强いものであるということは私の確乎たる信念 であります。故に本問題に関する日本との將来の会談においてその道義的 責任を果さんとする日本政府及び日本国民の意思が看られる様希望を表現 したいのであります。

議長、以上がオランダ政府及び国民に代つて申上げるべきであると私の感 じた諸点であります。

終りに当りまして、私は、私の国も参加しておりますこの条約調印式が、 新たなる時代、平和を愛好し、且つ、経済的に安定した日本がアジアにおけ る自由国民の社会における重要な要素の一を形成し、かくて世界の平和と正 義の維持に貢献する時代の黎明となることを極めて眞摯に祈念するものであ ります。 (付記)

September 8, 1951

Excellency:

I have the honor to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note dated September 7, 1951, drawing my attention to the paragraph in Your Excellency's Address to the President and Delegates of the Peace Conference on September 6, reading as follows:

"Some question has arisen as to the interpretation of the reference in article 14 (b) to "claims of Allied Powers and their nationals", which the Allied Powers agree to waive.

It is my Government's view that article 14 (b) as a matter of correct interpretation does not involve the expropriation by each Allied Government of the private claims of its nationals so that after the Treaty comes into force these claims will be non-existent.

The question is important because some Governments, including my own, are under certain limitations of constitutional and other governing laws as to confiscating or expropriating private property of their nationals. Also, there are certain types of private claims by allied nationals, which we would assume the Japanese Government might want voluntarily to deal with in its own way as a matter of good conscience or of enlightened expediency.'

I should highly appreciate it if Your Excellency would kindly give me your views on this matter before the end of this conference."

With regard to the question mentioned in Your Excellency's note, I have the honor to state as follows:

In view of the constitutional legal limitations referred to by the Government of the Netherlands, the Government of Japan does not consider that the Government of the Netherlands by signing the Treaty has itself expropriated the private claims of its nationals so that, as a consequence thereof, after the Treaty comes into force these claims would be non-existent.

However, the Japanese Government points out that, under the Treaty, Allied nationals will not be able to obtain satisfaction regarding such claims, although, as the Netherlands Government suggests, there are certain types of private claims by Allied nationals which the Japanese Government might wish voluntarily to deal with.

Please accept, Excellency, the assurance of my highest consideration.

Shigeru Yoshida Prime Minister of Japan

His Excellency

Dirk U. Stikker

Minister of Foreign Affairs of the Netherlands

- 23 昭和 26 年 9 月 7 日
  - スバルジョ・インドネシア全権の意見陳述
     付記1 昭和26年9月6日 平和条約第14条に関するインドネシア全 権宛わが方覚書
     付記2 昭和26年9月6日 平和条約第9条に関するインドネシア全 権宛わが方覚書

○アーマド・スバルジョ代表(インドネシア) 議長閣下並びに全権各位、 インドネシア政府は日本の平和条約の基本的諸原則を愼重に檢討した後に、 サン・フランシスコに全権團を送ることを決定したのであります。この決定 はわれわれが条約の全条項に同意するという理由に基くものではなく、この 会議が一般に世界に特に太平洋地域に平和をもたらす努力であると考えるが 故に行われたものであります。太平洋の南西岸に位するインドネシアは、平 和の解決について地球のこの部分において現に行われていることに対して死 活的利害関係を有するのであります。

われわれがわが国の独立を宣言した千九百四十五年八月十七日以来、われ われは何時も継続してわれわれの抱負、理想をよりよく理解するように世界 にうつたえ、また新たな世界すなわち住みよい世界を創造せんとする人類の 一般的努力に貢献するためのわれわれの潜在力についても世界にうつたえて 参りました。かくすることによつて、われわれはトルーマン大統領がこの会 議の開会式演説で適切に表明したように、人類の偉大な建設的仕事をできる だけ急速に進め得るでありましよう。

インドネシア人民は、「パンチャ・シラ」すなわち全能の神に対する信仰、 国家的自覚、民主主義、人道主義及び社会正義の五原則に基く生活の理念に 導かれて平和を促進するためのあらゆる努力を、歓迎せざるを得ないのであ

†1 外務省編「サン・フランシスコ会議議事録」より抜粋。

ります。

インドネシア共和国は、国際連合加盟を申請して、その機構に加盟するこ とを認められました。これは国際連合憲章が、よつてもつてたつ所の諸原則 が「パンチャ・シラ」と一致しているが故に、実現したものでありまして、 かつわれわれが国際連合の仕事に参加した短い期間に、人類の進步という国 際連合の建設的仕事に参加するに当つて、インドネシアはその最善をつくし たと私はあえて申したいのであります。

更に、われわれが日本との平和狀態をいかにして創りだすかの問題に直面 している時にあたつて、そのために心からの貢献を行うことはインドネシア の最も希望する所であります。日本の主権の回復が条約中にできる限り明確 に規定さるべきであるというのがインドネシアの提言であり、インドネシア は、国際社会において、日本がその地位を回復することを歓迎するものであ ります。

代表團をこの会議に送るという私の政府の決定は、長い間の躊躇なしに行 われたものではありません。条約は、現在それが示しているように、インド ネシアの見解からすれば多くの留保すべきものを提起しました。条約はその 若干の条項が明確にされ、われわれが満足するように処理されるまではわれ われの心に何等の満足ももたらさないのでありまして、これこそ私の政府が 注意深い待期の立場をとつてきた唯一の理由であります。

議長閣下、インドネシアは、われわれがインドネシアの安定なしには太平 洋における平穏を考え得ないほど、太平洋において重要な戰略的地点を占め ていることを强調したいのであります。從つて地球のこの地点における経済 的並びに政治的安定を促進し、且つ、保証することはインドネシア政府の常 に考えているかつ主要な目的であつたのであります。

私の政府は経済の安定すなわち経済の回復は政治的安定に対する鍵である と考えており、私の政府が日本の平和条約に関して賠償の問題に最大の重要 性を付しているのもこの理由に基くものであります。

議長閣下、私の政府は賠償の重荷を日本人の双肩に課して日本並びに日本

国民に不当な困難を課す意図はありませんが、しかもなお、インドネシア政 府のために、インドネシア占領期間中の日本国民及びその行動に基いた廣範 なわれわれの現在の諸困難、欠乏及び第二次世界戰爭後の再建並びに復興実 現の遅延等についての責任を明かにしたいと思います。

日本人による占領期間中にインドネシアが被つた損害は二重であります。 第一に、約四百万名の人命の損失があり第二には数十億ドルの物質的損害が あります。私はここでその数字を述べることは差し控えましよう。何故なら そうすることはこの会議の主旨にそわないでありましようから、しかし私の 政府は、具体的事実と数字をつかんでおり、それらを適当な時期に適当な場 所で提出するでありましよう。

私の政府は日本が現在は――私は「現在は」という言葉を强調したいと思 いますが――われわれの賠償要求に対して現金では支拂を行い得ない地位に あることを十分承知しております。しかしながら、同時に私の政府は適当な 時期に――それも余り遠い將来ではなく――日本は再び生活能力を得て、そ の責任を公正に果し得るものと確信致します。

議長閣下、貴下も御承知のごとく、条約中の賠償に関する現在の規定は私 の政府にとつて満足すべきものではありません。もし賠償条項について修正 を提出することが可能であつたとするならば、私の政府は、例えば、第十四 条を次の如く修正したでありましよう。

第十四条

- 日本は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して賠償を支拂うべ
   き義務を承認する。
- 2 連合国は、日本が前記損害及び苦痛に対して賠償を支拂うべき原則 をあくまでも主張する。
- 3 もつとも、連合国は、日本経済の生活能力及びこの平和条約の結果 として生ずる他の責任を考慮して、特殊な条件の下においては、戦争 賠償要求については日本に対して緩和的態度をとる用意がある。
- 4 前述の条件とは、次のとおりである。

- 116 -

- 117 -

日本は現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ戰爭の結果 として損害を與えられた連合国が希望するときは、與えた損害を修復 する費用をこれらの国に補償するため、これら連合国を援助するもの とする。たとえば

- (A) 当該連合国の利益のために、生産、沈船引揚及びそれら連合国に 補償さるべき他の役務において日本人の技術及び工業を当該連合国 に提供する。
- (B) (A)項に規定された如き物資の製造のために連合国によつて供給されるべき原料の交付によつて生ずるあらゆる費用を支拂う。
- (C) 連合国が希望する場合に、再建のために機械、工場の如き物を連合国に提供する。
- (D) 連合国が希望する場合は、必要とする技術者を提供する。
- (E) 被訓練者に日本で働く機会を與える。
- (F) 戦争期間中の連合国民の苦痛に関連して、その苦痛を緩和するために提供する基金をつくる。

上記諸点は、日本と当該連合国との個別協定によって取極められる ものとする。日本はかかる協定を締結するため当該連合国と速かに交 渉を開始するものとする。その協定は連合国側に追加負担を課するこ とを避けなければならない。また原材料からの製造が必要とされる場 合には、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

日本に外国為替上の負担をかけないためには第十四条は次のように修正さ れなくてはなりません。

この条約に別段の定めがある場合を除き、かつ、第四条(a)に述べられ ている如き満足すべき協定の締結に基き連合国は連合国のすべての賠償 請求権、戰爭の遂行中日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合 国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の 請求権を放棄する。

同様に私の政府は、条約の他の条項特に第九条について修正を提案したで

ありましよう。私の政府の見解によれば第九条は、公海における漁業に関し て協定を締結するまでは日本または日本国民は、私の政府の特別の許可がな い場合はインドネシア諸島間及びその周辺の海面で漁業を行うべきでない旨 の規定を含むべきであります。さらに私の政府は第十二条も修正すべきもの として参りました。すなわち第十二条には、公私の貿易並びに商業活動にお いて、日本は国際的に認められた公正なる活動に從うべきであるという点に 対して、前文ですでに述べられた原則が含まるべきであります。

私は、この会議が条約草案の修正について考慮できないということを私の 政府が遺憾としている事実を隠そうとは思いません。何故ならば、私の政府 は、この条約がわれわれの希望を調整するのには充分でなくかつ、われわれ が最も重要であると考えている多くの事項に関して、われわれの立場と合致 するには不充分な条項を提出していると考えているからであります。從つて、 私の政府は、平和条約の締結に次いで、平和条約に規定されているよりも一 層詳細に述べられた協定、例えばインドネシアに加えられた戰爭による損害 に対して日本が支拂を行う条件及び漁業に関係した協定の如きものを、日本 と締結することができるとの保証を得たいのであります。議長閣下、この目 的のために貴下の御許しを得て、私は日本首席代表に対し、三つの質問を行 いたいと思うのであります。私が心中に抱いている質問に対する回答は私の 政府が条約の調印に関して、その立場を決定するうえに極めて大きく影響す るでありましよう。

質問は次の三つであります。

- 一 日本政府は対日平和条約第十四条に規定されている条項に從つて、第
   二次世界戰爭中にインドネシアが受けた損害について、インドネシアに
   対し充分な賠償を支拂う用意ありや?
- 二 平和条約調印後、できる限り速かに締結されるべきインドネシアと日本との間の双務条約において、これら賠償が詳細に規定され、かつその額が決定さるべきことに日本政府は同意するや?
- 三 日本政府はインドネシア国民に対する魚類の供給を保護するために、

漁業の規制または制限並びにインドネシア諸島間及びその周辺の公海に おける漁場の保存を規定する協定の締結に対し、インドネシアと速かに 交渉を開始する用意ありや?

議長閣下、わが代表團は、日本代表團が、これらの諸点に関してインドネ シアと日本との間の正常な関係を確立するうえの主要な障害を取り除きうる ような見解をとることに対して日本の行き方を明瞭に了解しているものと信 じております。

何故ならば、平和は各個人間及び各国家間の了解という段階で建設される べきものであり、また、わが代表團は、日本国民が導き込まれた悲しむべき 錯誤に最も悩まされた国民とまた日本人自身との利益となる平和に対する基 礎としての有効な手段が、この会議からなお生れることを希望しているから であります。われわれはわが困難の多い時期の挑戰に直面する責任を日本人 とともに分け合う用意があるのであります。

議長閣下、私はこの機会に更に若干の意見を申し述べたいと思います。第 二次世界戰爭後、この戰爭に参加した諸国間における政治的均衡に重大な変 化が起つたのであります。そしてこれらの変化はインドネシア及び他のアジ ア諸国の解放をもたらしたのみでなく、甚大な経済的影響をももたらしたの であります。

世界のこの部分に均衡がよく取れた政治的平衡が確立されるのは前途りよ う遠であります。かかる狀態を実現するには見透しのよい政治家精心と忍耐 を多く必要とします。今日、アジア世界においては著しい変化が行われつつ あります。この変化は社会勢力という力によつてゆり動かされ、且つ、刺戟 されております。しかもその限度はなお未知であります。

太平洋周辺の諸民族及び諸政府の指導権を委ねられている人々は、時とし て人間の能力を越えたなすべき多くの仕事と、負うべき幾つかの責任とを持 っております。これら指導者が取組まなければならない問題は、單に日々変 化するのみでなく、共通の解決をめざして努力する全関係国政府の結合され た、且つ、絶えざる努力を必要とするような性質のものであります。 私はアジア及び太平洋地域における国境問題について詳述するつもりはあ りません。何故ならば国境確定の問題は目下進行過程にあり、私はこの問題 が本会議において満足すべき解決に達し得るとは考えていないからでありま す。私の政府にとつて、インドネシアと同様に戰爭の結果として大きな苦痛 を蒙つた中華人民共和国が、この会議に出席していないことは、遺憾とする 問題であります。

最後に私はわが政府が平和条約に調印するように私に指令することを決定 するよう希望したいのであります。またわれわれは日本が民主主義勢力を强 力にし世界に平和の狀態を造り上げることに世界の他の平和愛好国とともに 参加することを希望するのであります。

インドネシアは、その時こそ日本を国際連合の一員として歓迎するであり ましよう。また、われわれは六年前にサン・フランシスコのこの会堂におい て創設された国際連合憲章に具現されている正義、自由及び人権の尊重とい う崇高な原則に基いて、平和を確保し維持するわれわれの努力の中にわれわ れとともにある再生日本を見ることを希望するものであります。

(付記1)

September 6, 1951

Excellency:

I have the honor to acknowledge the receipt of your Excellency's note dated September 5, 1951, asking confirmation by my delegation of the following understanding in connection with our meeting in the Palace Hotel at San Francisco on September 5, 1951.

1. Japan is prepared to pay reparations to Indonesia for damage suffered by Indonesia during the second world war in accordance with the provisions stipulated in article 14 of the Japanese Peace Treaty.

2. Those reparations will be specified and the amount thereof

fixed in a bilateral treaty between Indonesia and Japan, which will be concluded as soon as possible after the signing of the Peace Treaty.

3. Disputes which might arise between Indonesia and Japan concerning the interpretation or execution of the reparations treaty to be concluded, which cannot be settled by diplomatic means, shall be settled in accordance with the provisions in article 22 of the Japanese Peace Treaty.

I have the honor to confirm hereby the above-stated understanding. Accept, Excellency, the assurances of my highest consideration.

> Shigeru Yoshida Prime Minister and concurrently Minister of Foreign Affairs and Chief Delegate to the Japanese Peace Conference.

His Excellency

Ahmad Subardjo

Minister of Foreign Affairs and Chairman of the Indonesian Delegation to the Japanese Peace Conference

(付記2)

September 6, 1951

# Excellency,

I have the honor to acknowledge the receipt of your Excellency's note dated September 6, 1951, stating the understanding of the Indonesian Delegation in regard to the results of the conversation held by representatives of the Indonesian and the Japanese Delegations on September 5, 1951, as follows: It was understood that in accordance with article 9 of the Japanese Peace Treaty the regulation or limitation of fishing and the conservation and development of fisheries on the high seas between and surrounding the Indonesian islands would be settled in a friendly and brotherly way between the Indonesian and Japanese nations and would be the subject of a Treaty between Indonesia and Japan, to be concluded as soon as possible after the signing of the Peace Treaty.

It was further understood that said Treaty would be based on the principle that in the interest of both nations fishing activities on the above-mentioned seas should be regulated and limited in order to preserve the amount of fish in those seas and to safeguard the seafood supply of the Indonesian people.

I have the honor to confirm hereby the understanding of the Indonesian Delegation, it being understood, however, that the internationally recognized freedom of high seas should always be respected and that no waiver of international rights of the Japanese Government is implied hereby.

Please accept, Excellency, the assurances of my highest consideration.

# Shigeru Yoshida

Prime Minister and

Concurrently Minister for Foreign Affairs,

Chief Delegate to the Japanese Peace Treaty Conference.

His Excellency

#### Ahmad Subardjo

Minister of Foreign Affairs and

Chairman of the Indonesian Delegation

To the Japanese Peace Treaty Conference

24 昭和 26 年 9 月 7 日

# ロムロ・フィリピン全権の意見陳述

○カルロス・P・ロムロ將軍(フィリピン国代表) 議長閣下並びに代表各位、 六年前勝誇り且つ希望に充ちていた時、五十ヵ国はここサン・フランシスコ に普遍的な平和の設計図を作るために集つたのであります。国際連合がその 生れた時代の特徴を具えていることは当然なことでありましよう。それは高 尚な努力と抑え得ぬ理想の花を開かせたのであります。

その会議は、戰爭における連合国の最後の勝利は團結によつてのみ得られ るという嚴しい教訓を得てここに開かれたのでした。その知識の上に、当然 のことでありますが、團結によつてのみ国際連合は平和をも克ち得という希 望が築かれたのであります。

われわれの経験はわれわれの期待の論理に從いませんでした。われわれは 幾何もなく、勝利に興奮して、分裂した世界における権力闘争の現実が許す 以上の高尙な計画を樹てたことに気づいたのであります。

過去六年のこの冷静な経験の判断は、必然に世界平和のサン・フランシス コ設計を無効ならしめるものではありません。実際、今日、われわれがここ で創られた最初の平和計画の本質的な部分を細部に亘つて完成するため、こ の国際連合の誕生の地に帰つてきたという事実には一種の必然があるのであ ります。

一九四五年、われわれが平和の問題をある程度抽象的に取扱い從つてわれ われの解決が事態を單純化しすぎたという欠陥をもつていたことは恐らく避 け得ないところであつたでしよう。今日、われわれはかの偉大な努力の眞の 出発点に帰ってきたのであります。すなわち平和の抽象的な原則ではなく、 平和の具体的な困難な問題の一つを考慮するということであります。 われわれは前大戰の主要敵国の一と平和条約を締結するためにここに集つ ているのであります。これはどのような場合、どのような時においても困難 な仕事でありましよう。しかし、歴史のこの瞬間に日本との平和条約を締結 するということは特に解決困難な問題を伴うものであります。

フィリピンが対日平和条約に関してここで述べられた樂観的な平和の希望 を共に分ち得ないものがあるのはこのためであります。われわれが、犠牲の 分担、共通の理想、共同の目的を基礎に、あらゆる良き報告が可能に思われ た千九百四十五年のサン・フランシスコの豊かな精神を取戻すことは、希望 しても、できないところであります。今日、若干の悲しみなきを得ないので ありますが、われわれはあいまいな平和の普遍化または過度の和解の希望の 何れにも惑わされずに、最大の現実主義をもつて日本との平和締結の問題を 処理することを迫られているのであります。われわれは条約によつて日本と の戦争狀態を終結することはできますが、しかし一片の条約は自動的に平和 をもたらし、または日本とその隣国との現実の平和関係を創るものではあり ません。これをもたらすことができるのは、条約の嚴粛な条項ではなくして、 よき実行のみであります。

私は、ここで、日本の最も近い隣国の一であり、不釣合に重大な破壊を受 け、日本のために損害を受けた国を代表して述べているのであります。千八 百万の人口のうち、われわれは百万以上の生命を失いました。生命の損失の 他にわが国民は未だに癒されない程深い精神的傷手を蒙りました。四年間に 亘る野蛮な占領と侵略者に対する不断の抵抗の後、わが国民経済は完全に破 滅し去つたのであります。フィリピンがその地域と人口に比して、アジアで 最も大なる惨禍を受けた国であるということは異議を挾む余地のないところ であります。

われわれの受けた損害を新しく誇示するのは私の意図するところではあり ません。今日に至つては、古傷を暴いても何ら益するところはないのであり ます。またフィリピン国民は絶望的な時に侵略の矢面に立ち、アジアの自由 の防衞に貢献するよう求められたことに後悔を感じているのでもありません。

<sup>†1</sup> 外務省編「サン・フランシスコ会議議事録」より抜粋。

今日只今、彼らが朝鮮における国際連合の行動に応分の負担を分つていると いう事実から、彼らが日本帝国主義に対する鬪爭を分担したことを誇りとし ており、また、再びそうする用意があることを何人も疑うことはできないの であります。

古傷を暴いてみせることはわれわれの望むところではありません。しかし、 われわれのうち、その傷を感じまた憶えている者は、今、その傷痕をみるに すぎぬ人々に対し、われわれは誰からも憐みを乞うのではない。われわれが 欲するのは正義のみである。ということを許されてよいと思います。

抽象的に正義を語るのは容易です。しかし損害を蒙り、且つ、永遠に日本 の隣国たらざるを得ないわれわれのごとき者にとつて、正義は抽象的なもの ではありません。それはわれわれにとつて生命や死のごとく現実的なもので あります。それはわれわれの国家的生存の本質に触れるものであります。

われわれの要求する正義は寛大な平和か嚴格な平和か、復讐の平和か和解 の平和かという問題ではありません。これらは意義のある概念かも知れませ んが、われわれにとつて遙かに重要なのは、事実上の公正な関係であり、ま た現実に相互の権利を尊重することであります。

われわれは、フィリピン国民の日本に対する態度が全然感情によつて動か されていないとは申しません。そのようなことを主張すれば人間とはいえな いでありましよう。しかしわれわれはフィリピン政府が最初から、日本に関 して客観的な態度を維持しようとして極度の努力をしてきたことを確言する ものであります。

従って、フィリピン国大統領によって当初から確立されたわれわれの戰後 の対日政策は、次の基本的三目的を目標としていたのであります。第一に、 日本が眞の政治的経済的改革によって、再び、フィリピン及び他国の脅威と ならないことを確実にすること。第二に、日本がフィリピン及び他国に與え た損害の早急且つ公正な賠償を獲得すること、第三に、適当な時期に、適当 な条件の下に、民主的非軍国主義的日本を友好的隣国として迎え、太平洋地 域及び全世界の平和を維持し、進步を助長するために日本の協力を確保する こと、であります。

われわれはこの三政策を率直な世界の判断に供し、公正にみて、これ以上 のことをわれわれに期待できるかどうかをお聞きしたいのであります。

この政策を考慮に入れて、フィリピン国政府は現在の形の日本との平和条 約は、若干の点において、公正と必要とに欠けているといわざるを得ないの であります。平和条約の唯一の目的が戰爭狀態を終結し、戰敗国に再び主権 国の仲間入りをさせることであるならば、この条約は完全にその目的に沿う ものでありましよう。しかし尨大な人口を擁し、歴史と傳統を有し、工業的、 軍事的潜在力をもち、更に戰略的重要性をもつ日本のごとき国家との平和条 約は、最大の重要性をもち得る政治的行為であります。

従って、フィリピン国は、日本が受け容れることができその主権と両立し 得る方法で、日本の政治制度、教育組織の発展に援助を継続し得るような措 置が執られることを希望してきたのであります。われわれは日本人の中に成 長した民主的制度は決して現象的なものではないと説かれてきました。われ われはこの点を争うことはしないでしよう。それは偉大な軍人政治家ダグラ ス・マッカーサー將軍の権威をもつて説かれているところだからであります。 しかし日本が六年という短期間に、幾世紀も続いた侵略的、封建的、軍国主 義的警察国家から、実行的な徹底した民主主義に完全且つ永久的に移り変つ たと信ずることは、確かに人間の信じ得る限度を超えるものであります。わ れわれを構成する余りにも人間的なものは、総じて、そのような奇蹟的な変 換を受けつけるものではないのであります。

そのような移り変りは、実際、一国においては奇蹟によつてではなく再教 育の遅々とした過程を経てのみ達成され得るのであります。日本の眞の民主 化の基礎は、日本の兒童が人権の尊重と人間の権威と價値に対する信念とを 学び得るごとき教育組織であります。しかし、これらの民主的諸原則は容易 に得られるものではなく、われわれの希望は、すでに昔日の権力主義的な型 にはまつてしまつている日本の成人人口ではなくして、より一層順応性のあ る日本の青年、民主的生活を眞剣に信奉し、忠実に護るため、われわれが窮 極的に賴らなければならない世代に置かれねばなりません。

すでに述べた措置は本条約に規定されておりませんが、われわれは日本が その民主的制度の健全な成長を確保するため、益々多くなる自由世界との接 触を利用することを望むものであります。

本条約は日本の再軍備に明白な制限を設けておりませんが、この種の条約 としてはこれが唯一のものと思われます。そして日本のごとく長い軍事的傳 統をもち、現憲法の下に軍隊を保持する権利を放棄した国家が、今、自国の 安全と防衛の手段を講ずることを强いられているのは、確かに現代史の一大 皮肉であります。日本憲法の発布から本条約調印までの五年間に、アジアの 勢力関係に極めて大きな変動が生じ、日本は今や共産主義的侵略の脅威に備 えて武装しなければならなくなつたのであります。

現在のような狀態にあるのでなければ、フィリピンは日本が、自国の軍隊 を編成する無制限な権利をもつことを全く耐え得られないことと考えたであ りましよう。本条約が、フィリピンもその一員となるような集團安全保障取 極に日本が参加することを考えており、また、フィリピン国大統領は、日本 は結局はそのような機構に統合されるべきであるという見解をはつきりと述 べているので、われわれは、そうでなければフィリピンの国内に生じたであ ろうと思われる危惧が鎭められたことを満足に感じています。それ故、われ われはこの考慮に基き、また最近米国とフィリピン国との間に締結された相 互防衛条約を賴みに、本条約の安全保障条項を受諾することができるのであ ります。この米比条約は武力による攻撃に対し、それが新たな方面よりおこ ろうとも、または日本の侵略の再現より生じようともこれに対して共同の行 動をとると規定しているのであります。

フィリピン国政府は本条約第十四条(a)1項の賠償条項には不満であります。 われわれは、本条約の特質は非懲罰的な条約である点にあるという主張は、 主として同情的な賠償条項に由来していることを承知しております。しかし、 もしこれが懲罰的条約でないということが眞実であるならば、何故日本は第 二条及び第三条によつて豊饒な台湾を含む全海外領土を奪われるのかを質問 しなければなりません。台湾を日本に返還すれば、それは窮極において重い 賠償が及ぼす経済的影響を相殺して余りがあるでありましよう。更に第十四 条(a) 2 項は連合国が、日本の在外財産を「戰利品」として沒收することを認 めています。本条約で認められているこの領土の割譲と在外財産の沒收に関 して、重要な事実は、受益国は殆どすべて大国であるということであります。 他方、日本によつて破壊され占領された小国がその損害を補償され得る唯一 の方式たる賠償の支拂は、本条約によつて嚴格に制限されているのであります。

從って、要するに、本条約は小国の要求に関しては事実、寛容の条約であ るが、大国の要求に関しては明かに懲罰の条約であると言ってよいでありま しよう。

フィリピン国政府は当然の賠償額を日本から支拂わせることが懲罰行為で あるとする理論を受け容れることはできません。故意に生ぜしめた損害は補 償すべきであるという原則は個人間において放棄され得ないと同様、国家間 においても放棄され得ないものであります。

われわれは日本から懲罰的な賠償金を取立てることを固執するのではあり ません。われわれは日本によつて実際に蒙つた損害の支拂を固執するのでさ えありません。われわれは、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日 本の資源は、このようなすべての損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い、 かつ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないという声明を容認し ます。更に、われわれは、賠償の取極は「他の連合国に追加負担を課するこ とを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合に は、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が 供給しなければならない」という原則を承認するものであります。

しかし、第十四条(a)項に認められた賠償の権利を、賠償の支拂いは、連合 国のためにする、要求国の供給する原材料の加工、沈船引揚げその他の作業 における日本人の役務に限定するように解釈することは、われわれの受け容 れ得ないところであります。賠償の権利をこのように制限することは「日本 国の資源は……完全な賠償を行うには現在充分でない」という声明——卽ち、 現在の日本の資源は部分的賠償しか許さないが、この資源は將来、完全なま たは可能な限り完全に近い賠償の支拂いを可能にする程度に迄増大する可能 性があることを明白に意味している主張を、全く無意味なものとしてしまう でありましよう。

われわれは言葉の問題で無用な細い、議論をしているのではありません。 日本の現実の、また潜在的な賠償支拂能力を数字的に規定するという問題は 論議の存するところでありましよう。しかし、日本経済は著しい速度で、日 本の今日の国富は戰前水準をそれ程下廻っていないという推定を正当とする 程の速度で改善されているということは殆ど議論の余地がないところであり ます。

日本の国民所得は占領開始以来絶えず增加してきました。千九百四十一年 の日本の国民所得は現在の一弗三六〇円の交換比率で十億五千万弗でありま した。千九百四十七年には略々二十八億五千万弗、千九百四十八年には二倍 以上になって六十億弗に達し、千九百四十九年には八十億弗に增加、更に千 九百五十年には大凡百五億弗と推定されていました。人口八千三百万として、 日本は千九百五十年には約一二五弗の一人当り国民所得があったこととなり、 これはフィリピンはじめアジアのいかなる国よりも高いのであります。

日本の戰前水準への工業的回復は千九百四十九年十二月に達成されました。 今日工業活動の水準は千九百三十二年――千九百三十六年平均の三二パーセ ント高で、これは日本が千九百五十三年迄は到達できないと考えられていた 水準であります。日本の急速な工業的回復は主として日本の工業労働者の技 術的高能率と、日本においてのみならず、かつて主要消費物資の供給の大部 分を日本に依存していた諸国における戰後の欠乏から生じた日本の生産物に 対する大きな需要とによるものであります。朝鮮の戰爭は更に日本の工業活 動の速度を早めました。米国が朝鮮の戰爭のために行う日本からの買付は大 凡年間十億弗に達すると推定されています。

占領の最初の四年間、日本の財政は不健全で、そのために二十億弗の ECA 援助のみでなく、千九百五十二年に日本を自立させるという目的で年 額一億五千万弗の原材料の補助を四年間に亘り必要としたことは事実であり ます。しかしこの援助は、千九百四十六年以来年額十億弗と推定される占領 陸軍の現地買付と相俟って、千九百四十九——千九百五十会計年度以降日本 を事実上自立せしめたのでありまして、同会計年度に日本の予算は千九百三 十年以来はじめて均衡を得たのであります。

日本の急速な経済的回復はまた、政府財政の剩余にも反映しております。 過去においては常に赤字であったのに反し、千九百五十一年――千九百五十 二年の現会計年度は、五千八百七十億円の歳出に対し、六千五百五十億円の 歳入が推定され、六百八十億円すなわち一億八千八百万弗の剰余を示してい ます。この源泉からひき出し得る総額は、同国の最大課税能力と政府の最小 要求との差額でありましよう。

日本の国民所得の増加は、国民所得のうち資本形成のために留保する割合 を増大することを可能ならしめました。千九百四十八年日本政府は最高司令 官の許可を得て、経済自立計画を策定しましたが、これは日本人に千九百五 十三年に、戰前の日本における国民生活の最高水準であった千九百三十年— 一千九百三十四年平均の九十パーセントに等しい生活水準を與えるものであ りました。この計画において、日本は四兆一千六百四十億円の国民所得と、 国民所得の約二十八パーセントに当る一兆一千七百億円の資本形成とを有す ることになっていました。アジアでは日本が高度に発達した唯一の国であり、 戰前においてさえ、そう云えたのでありますが、右にあげた資本形成は高度 に発達した国家における資本形成の平均水準を遙かに上廻るものであります。

千九百五十年に日本は一億二千七百三十一万三千弗に上る出超を示しまし た。この出超は一に、一部分工業の再建と朝鮮戰爭から生じた輸出貿易の拡 大に基くものであります。日本の支拂は千九百四十九年まで支拂超過を示し ていました。しかし、昨年日本はその外国為替面で著しい改善を示したので あります。

これらは日本の現実の、また潜在的な賠償支拂能力に関係ある日本の経済 的地位について利用し得る適切な数字の一部であります。この他にわれわれ の知らない数字があるかも知れませんが、もしあればわれわれはそれを聞き たいと思います。同時に、われわれは統計を解釈する方法は一つだけでない ことを認めるに吝かでありません。しかしわれわれが立論しようとしている のは、これは愼重かつ全面的な調査に値する問題であるということでありま して、われわれはその調査の結果を最終的なものとして尊重することを前以 て誓約する次第であります。この調査を行うことこそ公正なことであります。 何故なら、われわれは日本の賠償支拂はいつでも、第一に存立可能な経済の 維持、第二に他の債務の履行、第三に他の連合国に追加負担を課することを 避けること、第四に外国爲替上の負担を日本に課することを避けることを条 件とするという原則を受諾しているからであります。

われわれは、この特別な四条件を受諾したフィリピンの如き要求国は少く とも第十四条(a)1項に規定された以外の方式による賠償支拂について、日本 と自由に交渉する資格があると考えるものであります。色々な事実が分らな い前に、問題を全部打ち切り、賠償支拂を受けるわれわれの権利を生産、沈 船引揚げ及びその他の作業における役務に限定することに予め同意するよう われわれに要求することが合理的であり得るでありましようか。

更に日本を除くアジアの経済に対する日本工業の戰前の優越性を想起する ならば、経済的に日本に從属するようになることに対するわれわれの恐れは 簡單に却けられるべきものではありません。しかしながら、賠償を役務とい う方式に制限することは、まさに要求国を日本の工業機械に対する單なる原 材料供給者として、從属的な地位に引き戻すという結果をもたらすことにな るでありましよう。

われわれは特に米国政府が禁止的賠償という問題に感じている深い憂慮を 理解しているものでありまして、このような賠償を要求することはわれわれ の目的でないことを申し述べたいのであります。われわれはまた米国政府が 本問題に関するフィリピン国政府の見解に対して示し、改正条約文にある程 度迄反映された考慮を多とするものであります。しかしながら、もし第十四 条(a)1項が、日本とフィリピン二国間の交渉に委ねらるべき賠償方式に関す る融通性のない制限を意味するものと解せらるべきであるならば、私はフィ リピン国政府は次の留保をなすものであると宣言せざるを得ないのでありま す。

フィリピン国政府が、日本国政府より支拂を受くべき賠償の種類及び方 式に関し、並びにその支拂又は引渡しの態様に関し、日本国政府と交渉し、 相互に協定するフィリピン共和国政府の権利は、本条約の反対の規定にか かわらず、ここに留保される。

われわれは長い間日本との平和条約を待望してきました。三年間に亘り、 フィリピンは、ワシントン市の極東委員会の内外において、平和条約の早期 締結を繰り返し主張してきました。米国政府は、米国政府で、できるだけ早 く占領の負担から解放されることを望んで、極東委員会の全構成国が出席す る平和会議を開催しようと幾度か努力しました。しかしソ連は平和会議を四 大国、すなわち中国、連合王国、米国及び自国(明かに対日戰に一週間参加 したことを理由に)に限定しようとし、インドネシアやフィリピンの如く、 四年間に亘つて侵略者に抵抗し、その結果甚大な損害を受けた国々を除外し ようとしたのであります。米国とソ連の相容れない見解のために、日本との 平和条約の条項を討議する会議を招集する可能性は全くないようにみえたの であります。

予め条約について折衝することが唯一の残された途でありました。今日、 われわれの前にあるところのものは、こうして作られた条約なのであります。

このように外交史上先例のない方法で折衝された条約が批判の対象となる べきことは避け得ないところであります。何故ならば、いかなる条約も、と りわけ平和条約は参加国すべてを平等に満足させることは恐らくできないと いう事実に加えて、本条約の場合にあつては、その起草に現実に参加したと いう満足感に欠けているからであります。

日本の將来に比して遙かに論爭点の少なかつた一九四六年のパリ平和会議 を記憶している人で、あの精力を消盡する外交戰がここで繰り返されるのを 希望する者は恐らくあり得ないでありましよう。それ故われわれはこの条約 の完成を一層高く評價するのであります。またわれわれは国務長官アチソン 閣下の主導性と忍耐を尊敬し、本条約の主要起草者たるジョン・フォスター・ ダレス氏の識見に敬意を拂うものであります。もしわれわれがダレス氏と意 見を異にするところがあるとすれば、それは、折衝家政治家としての氏の偉 大な手腕を以てしても、强固かつ不可避的な国家的利益の要求を克服し得な かつたような問題についてであります。われわれはわれわれがその義務を粘 り强く固執したことに対し、氏の尊敬を克ち得たと信じているのであります が、それと同じく、われわれは命ぜられた義務を守り抜いた氏の不屈の精神 に尊敬を拂うものであります。

われわれは本条約がフィリピン政府にとつて完全には受諾し得ないもので あることを繰り返して申し述べるものであります。しかしながら、傳統的な 交渉方法によつて一般的に受諾し得る条約を作成することの困難が明らかに なつたわけでありますから、この協定を妨害したり又はアジアの平和と安全 保障に直接に関係する主要な政治解決の成果を害したりすることはしないつ もりであります。

起草国政府の援助を得て、また、日本の総理大臣は日本陸軍がフィリピン で與えた損害を償うことを日本人は望んでいるとわれわれに保障したのであ りますが、この日本政府の協力を得て、合理的な履行手段を、特に私の引用 した留保の線に沿つて、つくすことにより本条約の欠陷を補い、その条項を 衡平と正義の要求によりよく從わせることが可能となることをわれわれは希 望するものであります。

この条約は、フィリピンが最大の関心をもつている目的――すなわちアジ ア及び極東情勢の安定に役立つべきものであります。それはこの条約によつ て、活動的で勤勉であり、誇るべき歴史をもち、アジア及び世界の大国であ る八千五百万の人口をもつ国家が、自由、独立の国家の列に復帰することに なるからであります。われわれフィリピン人は最近の惨禍の記憶によつて、 事態を一種の危惧の念を以て見ざるを得なくなつているのではありますが、 私はアジアの一市民として満足でないとはいえない感情を以て、この成行に 期待を寄せていると申し上げねばならないのであります。

日本は、意識的であったかどうかは分りませんが何れにせよ、自国の征服 と侵略の破滅的な冒険によって惹起された革命的な動乱の後に、アジアの懐 に帰ってきたのであります。アジアは自由――植民地的支配と搾取からの自 由――を目指して進んでおります。アジアはまた全体主義的侵略の脅威に対 する集團的安全保障組織を求めて動いているのであります。

日本はかつて、自国の見地から、二つの目的を内包した夢をもつていまし た。それは、日本の帝国主義的支配と統制の下に統一され、日本の工業の要 求に從い、ある意味では日本の廣大な軍事力の庇護の下に置かれたアジアで ありました。この夢はアジア人の自由への意思と、いかなる專断的独裁にも 反対して結集した自由世界の力とによつて粉碎されたのであります。

もし日本が本条約によって與えられた機会を利用して、アジアのために作 られた自由の道を進み、また隣国の犠牲によって自国の拡張を図ろうとする すべての意図を抛擲して、アジア及び世界が果すべき重要な任務を分担するな らば、本条約にかけられた希望、そのうちの若干についてわれわれは强い疑問 を提起したのでありますが、この希望は充分に実現されるでありましよう。

最後に、私は日本国民に向って、フィリピン国民を代表して、次の言葉を 申し述べたいのであります。

あなた方はわれわれに甚大な損害を與えました。いかなる言葉もまた金銀 財宝もこれを償うことはできません。しかし運命はわれわれが隣人として共 に生きるべく定めており、隣人としてわれわれは平和に生きなければならな いのであります。アジアには四海同胞という言葉があります。しかし兄弟愛 は心の問題であり、それが花開くには、先ず心が清められ純粹にならなけれ ばなりません。われわれは、憎しみの鉾はわれわれの間では永遠に收められ るよう熱望しているのでありますが、しかしその前に、われわれが寬容と兄 弟愛の手を差し延べる前に、われわれはあなた方の精神的な悔悟と更生の明 白なあかしを待ちたいのであります。 25 昭和 26 年 9 月 7 日

#### 吉田全権の平和条約受諾演説

サン・フランシスコ会議における吉田首相の演説

(一九五一年九月七日)

ここに提示された平和条約は、懲罰的な条項や報復的な条項を含まず、わ が国民に恒久的な制限を課することもなく日本に完全な主権と平等と自由と を回復し、日本を自由且つ平等の一員として国際社会へ迎えるものでありま す。復讐の条約ではなく、「和解と信賴」の文書であります。日本全権はこ の公平寬大なる平和条約を欣然受諾致します。

過去数日にわたつてこの会議の席上若干の代表團は、この条約に対して批 判と苦情を表明されましたが、多数国間における平和解決にあつては、すべ ての国を完全に満足させることは、不可能であります。この平和条約を欣然 受諾するわれわれ日本人すらも、若干の点について苦悩と憂慮を感ずること を否定できないのであります。この条約は、公正にして史上かつて見ざる寬 大なものであります。從つて日本のおかれている地位を十分承知しておりま すが、敢て数点に付全権各位の注意を喚起せざるを得ないのはわが国民に対 する私の責務と存ずるからであります。

第一、領土の処分問題であります。

奄美大島、琉球諸島、小笠原群島その他平和条約第三条によつて国際 連合の信託統治制度の下におかるることあるべき北緯二十九度以南の諸 島の主権が日本に残されるというアメリカ合衆国全権及び英国全権の前 言を、私は国民の名において多大の喜をもつて諒承するものであります。 私は世界とくにアジアの平和と安定が速かに確立され、これらの諸島が 一日も早く日本国の行政の下に戻ることを期待するものであります。

千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によつて奪取したものだとの ソ連全権の主張は、承服いたしかねます。 日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、菌後両島が日本領であるこ とについては、帝政ロシアもなんら異議を挿さまなかつたのであります。 ただ得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地で ありました。一八七五年五月七日、日露両国政府は、平和的な外交交渉 を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は日本領とす ることに話合をつけたのであります。名は代償でありますが、事実は樺 太南部を譲渡して交渉の妥結を計つたのであります。その後樺太南部は、 一九〇五年九月五日ルーズヴェルト・アメリカ合衆国大統領の仲介によ って結ばれたポーツマス平和条約で日本領となつたのであります。

千島列島及び樺太南部は、日本降伏直後の一九四五年九月二十日一方的にソ連領に收容されたのであります。

また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島も 終戰当時会々日本兵営が存在したためにソ連軍に占領されたままであり ます。

その二は、経済に関する問題であります。

日本は、この条約によつて全領土の四五パーセントをその資源ととも に喪失するのであります。八千四百万に及ぶ日本の人口は残りの地域に 閉じ込められ、しかもその地域は、戰爭のために荒廃し、主要都市は燒 失しました。又この平和条約は、莫大な在外資産を日本から取り去りま す。条約第十四条によれば戰爭のために何の損害を受けなかつた国まで が、日本人の個人財産を接收する権利を與えられます。かくの如くにし てなお他の連合国に負担を生ぜしめないで特定の連合国に賠償を支拂う ことができるかどうか甚だ懸念をもつものであります。しかし日本は既 に条約を受諾した以上は、誠意をもつて、これが義務を履行せんとする 決意であります。私は、日本の困難な条件の下になお問題の円満な解決 のためになさんとする努力に対して、関係諸国が理解と支持を與えられ ることを要請するものであります。

根底から破壊された日本経済は、合衆国の甚大なる援助をえて救われ、

- 136 -

回復の途に進むことができました。日本は、進んで国際通商上の慣行を 遵奉しつつ世界経済の繁栄に寄與する覚悟であります。そのために既に 国内法制を整備いたしましたが、今後も完整につとめ、且つ、各種関係 国際条約にすみやかに加入して、国際貿易の健全なる発展に参與する覚 悟であります。

この平和条約は、国際経済の面において、このような日本国民の念願 を実現しうべき途を開いてはおります。しかし、この途は、連合国側で 一方的に閉ざしうることにもなつています。これは、平和条約の本質上 やむをえないことかも知れませんが、われわれ日本国民としては、すべ ての連合国が現実にこの途を最大限に開かれるよう希望してやまないの であります。

私の演説を用意してから、今朝インドネシア外相が私に三つの質問を されたことを承知しました。質問は、他の代表も提起された疑問を解明 しようとするものであります。答は、「然り」であります。けだし、そ れは条約第十四条及び第九条の公正な解釈だと思うからであります。こ の答が、この条約の下における日本の善意に対する他の国の疑問を解決 するに足ることを希望します。

その三は、未引揚者の問題であります。

この平和条約の締結は、三十四万に達する未引揚日本人の運命につい て、日本国民の憂慮を新にするものであります。私は、すべての連合国 が国際連合を介し、または他の方法によつて、これらなお抑留せられて いる日本人の速かなる帰還を実現するためにあらゆる援助と協力を與え られるよう人道のために切望してやまないのであります。引揚に関する 規定が特に起草の最終段階において平和条約に挿入されたことは日本国 民の甚だしく満足とする所であります。

上述のような憂慮すべき事由があるにもかかわらず、否、その故にこそ日 本は、いよいよもつて、この平和条約を締結することを希望しているのであ ります。 日本国民は日本が平等な主権国家として上述のような懸念を除去し、諸国 の不満、疑惑等を解消するために現在よりも大なる機会をもつことを期待す るのであります。

私は、この会議に代表されている諸国がなるべく多く平和条約に署名され ることを希望してやみません。

日本は、これらの国々と相互に信頼と理解ある関係を樹立し、且つ、相共に世界のデモクラシーと世界の自由を前進させる覚悟をもつものであります。

日本代表團は、インドとビルマが会談に連なつていないことを知り甚だ残 念に思います。アジアに国をなすものとして日本は、他のアジア諸国と緊密 な友好と協力の関係を開きたいと熱望するものであります。それらの国々と 日本は傳統、文化、思想ならびに理想を共にしているのであります。われわ れ日本国民は、まず善隣の良き一員となりその繁栄と発展のために十分に貢 献し、もつて日本が国際社会の良き一員となることを覚悟するものでありま す。

中国については、われわれも中国の不統一のためその代表がここに出席さ れることができなかつたことを残念に思うものであります。中国との貿易の 日本経済において、占める地位は、重要ではありますが過去六箇年間の経驗 が示しているように、しばしば事実よりもその重要性を誇張されておること であります。

近時不幸にして、共産主義的の圧迫と專制を伴う陰險な勢力が極東におい て、不安と混乱を廣め、且つ、各所に公然たる侵略に打つて出つつあります。 日本の間近にも迫つております。しかし、われわれ日本国民は、何らの武裝 をもつておりません。この集團的侵攻に対しては日本国民としては、他の自 由国家の集團的保護を求める他はないのであります。これ、われわれが合衆 国との間に安全保障条約を締結せんとする理由であります。固よりわが国の 独立は自力をもつて保護する覚悟でありますが、敗余の日本としては自力を もつてわが独立を守り得る国力の回復するまで、あるいは日本区域における 国際の平和と安全とが国際連合の措置、若しくはその他の集團安全保障制度 によって確保される日がくるまで、米国軍の駐在を求めざるを得ないのであ ります。日本はかつては北方から迫る旧ロシア帝国主義のために千島列島と 北海道等は、直接その侵略の危険にさらされたのであります。

今日、わが国は、またもや同じ方向から共産主義の脅威にさらされている のであります。平和条約が成立して占領が終了すると同時に、日本に力の眞 空狀態が生じる場合に、安全保障の措置を講ずるは、民主日本の生存のため に当然必要であるのみならずアジアに平和と安定をもたらすための基礎条件 であり、又新しい戰爭の危險を阻止して国際連合の理想を実現するために必 要かくべからざるものであります。

日本国民は、ここに平和愛好諸国と提携して国際の平和と安定に貢献する ことを誓うものであります。日本が前述の安全保障の措置をとりたりとて、 これをもつて直に日本の侵略の恐怖を惹き起すべきいわれはありません。敗 戰後多年の蓄積を失い海外領土と資源を取り上げられる日本には、隣国に対 して軍事的な脅威となる程の近代的な軍備をする力は全然ないのであります。 この会議の開会式の席上トルーマン大統領も、日本が過去六箇年にわたる連 合国の占領下に総司令官マッカーサー元帥及びリッジウェー大將の賢明にし て好意に満ちた指導を得て遂行した精神的再生のための徹底的な政治的及び 社会的の改革ならびに、物質的復興について語られましたが、今日の日本は、 もはや、昨日の日本ではないのであります。新しい国民として平和、デモク ラシー、自由に貢献すべしとの各位の期待を決してゆるがせにしない覚悟で あります。

日本は、一八五四年アメリカ合衆国と和親条約を結び、国際社会に導入さ れました。その後一世紀を経て、その間二回にわたる世界戰爭があつて、極 東の様相は一変しました。六年前にサン・フランシスコに誕生した国際連合 憲章の下に数多のアジアの新しき国家は相互依存して平和と繁栄を相ともに 享受しようと努力しています。私は、国民とともに、対日平和条約の成立が、 この努力の結実の一つであることを信じ、且つ、あらゆる困難が除去されて、 日本もその輝かしい国際連合の一員として諸国によつて迎えられる日の一日 も速かならんことを祈ってやみません。何となれば、まさに憲章そのものの 言葉の中に、新日本の理想と決意の結晶が発見されるからであります。世界 のどこにも、將来の世代の人々を戰爭の惨害から救うために全力を盡そうと いう決意が日本以上に强いものはないのであります。われわれは、諸国の全 権がさきの太平洋戰爭において人類がなめた恐るべき苦痛と莫大なる物質的 破壞を回顧せられるのを聞きました。われわれは、この人類の大災厄におい て古い日本が演じた役割を悲痛な気持をもつて回顧するものであります。私 は、古い日本と申しましたが、それは古い日本の残骸の中から新しい日本が 生れたからであります。

わが国もさきの大戦によって最も大きな破壊と破滅を受けたものの一つで あります。この苦難によりすべての野望あらゆる征服慾から洗い清められて、 わが国民は極東ならびに全世界における隣邦諸国と平和のうちに住み、その 社会組織をつくり直して、すべての者のためによりよい生活をつくらんとす る希望に燃えております。

日本はその歴史に新しい頁を開きました。われわれは、国際社会における 新時代を待望し国際連合憲章の前文にうたつてあるような平和と協調の時代 を待望するものであります。

われわれは、平和、正義、進步、自由に挺身する国々の間に伍し、これら 目的のために全力をささげることを誓うものであります。われわれは今後日 本のみならず全人類が協調と進步の恵沢を享受せんことを祈るものでありま す。 26 昭和 26 年 9 月 8 日

# 平和条約署名式におけるモリソン英外相の演説

〇ハーバード・モリソン氏 議長及び同僚代表各位、われわれは、日本国と の平和条約を調印しようとしています。各位の前にある本草案の共同主唱者 としての連合王国を代表してこの調印式に各位をお招きすることは、私の特 典とするところであります。各位の討議全般にわたつて出席することができ なかつたことは、私の深く遺憾とするところですが、会議の最後の嚴粛な式 典に参列しようと決心し、ロンドンから急いでまいりました。

各位、この偉大且つ美しいサン・フランシスコ市―多くのアメリカの場 所が持つような美しい名でありますが――は、再び世界的重要性を有する国 際的事件の結末を見るわけであります。この条約は、本質において、日本国 と調印各国との平和条約であり、日本国とわれわれ各国との間において赦免 の基礎を定める嚴粛な約束なのであります。

私の国、英国は、日本国との関係において長い傳統をもっています。われ われはこの友情の古い傳統が破れたことを見てはなはだ遺憾に思ったのであ ります。この傳統が回復されることは、心から喜ばしいことであります。わ れわれの署名は、日本を国際法上自由にするばかりではありません。日本国 に自尊心を取りもどさせ、且つ、日本国及びわれわれ双方に権威を與えると いう字句があります。ここに集った国家の大きな一團は、日本国と戰爭した のでありますが、長い協議の後、自由で且つ制限をつけない平和条約に自由 に同意しました。われわれがこの結論に到達しましたのは、これが日本国に 対してばかりではなく、世界にとつても最善のものと信ずるからであります。 これは、慈善または謙譲の行為ではないのです。これはわれわれが人類の長 期間の利益に最善のものであると信ずることになつて、熟考を重ねた道義的 決定の結果であります。われわれは平和を望み、平和を希望する人々が平和 を築き上げ、また、平和を永続させ且つ敗者に怨恨を强いることによつて將 来の戰爭の種を捨てるべき条件に基いて平和を築き上げるべきであることを、 謙譲と誠実の精神のうちに信ずるのであります。

故エィチ・ジー・ウェルズであつたと思いますが、彼は、ある事件の眞相 を强調しようとするあまり意地惡く眞実のままを叙述したことがありました。 私が日本に対して申したいことは、この条約が誠実の行為であり、且つ信賴 の行為であるということであります。すなわち、日本国の性格及び産業の特 質、平和的で進步的な社会責任を達成しようとする日本の決心、これらの特 質を日本人のためばかりでなく、すべての男女の福祉に奉仕しようとする日 本の意思を信賴することであります。

この会議においては、アメリカ合衆国政府が対日戦争の遂行、占領行為及 び平和条約の準備のため演じた指導的役割に対して賞讃の言葉が贈られまし た。戦争、占領及び条約の準備に際し合衆国の連合国である私の国に代つて、 私自身もこの賞讃に加わります。私は、過去の傷ましい犠牲を忘れません。 これらの犠牲は、決して償われないものであります。そして、この日、日本 国と平和を締結するに当つて、全世界の大衆心は、いろいろの記憶で重くな っております。私は、敢えて、これら大衆の心は本日われわれとともにこの 議場にあり、われわれがこれらの悲劇的な経驗の繰り返しから彼等の子供を 救うということは、すべての者の義務であると主張します。

会議は、条約の条項を審議いたしました。私は、両主唱国を代表してこの 条約の不完全を容易に認める旨申し上げます。それは、一部よりも他に重い という不完全であります。これらの不完全な点を受諾されることは、われわ れすべての者にとつて激励の手本となるのであります。なぜならば、われわ れの目的は、平和であり、平和は、努力と犠牲を要求するからであります。

この会議でも条約の署名に反対する声が聞かれました。これは、対日戰争 において自ら顯著な役割を演ぜず、且つ日本人の手によつて殆んど苦しめら れなかつた人達の声であり、また、他所での記錄からしてもここでの動機に

<sup>&</sup>lt;sup>†1</sup> モリソン(Herbert S. Morrison)英国外務大臣。

<sup>\*2</sup> 外務省編「サン・フランシスコ会議議事録」より抜粋。

ついて疑惑の念を起させるような行動をする人達の声であります。彼等の議 論は、本来の矛盾によって汚点を受けました。私は、彼等がこの機会を利用 して一般の人々に世界情勢において眞に新しい一章が開かれつつあるという ことを感じさせたような寬大なそして溫情のある声明を発することができた はずだと思うのであります。不幸にして、事態は、違いました。しかし、私 は、まだ希望を持つております。

彼等は、ただ一つ他のすべての人々の呼吸の中に反響を見出すことを述べ ました。彼等は、中国の欠席を遺憾に思う旨述べたのであります。われわれ も皆同感であります。しかし、その理由は、現在充分了解されております。 もつとも、中国の正当な利益は、この条約において注意深く保護されている のであります。

かくして、日本国は、その偉大な隣国と將来の関係を調整することを仕事 とするでありましよう。われわれは、中国がわれわれと同席できない不幸な 事実を認容いたします。しかし、中国の出席がなくては、われわれは、アジ アのこの二つの大国の將来の関係を独断で型にはめることはできませんし、 またしてはならないのであります。彼等は、自分自身でこの重大な決定をし なければならないのであり、私は、両国がこの問題を賢明に取り上げること を望んでおります。日本国との間に結ぼうとする平和の性質についてのわれ われの論議をこれで終ります。私は、われわれが全世界において達成する事 **業のため日本国と平和を結ぶとき、われわれがこの地において行うことの意** 義をこの会議において暫時考えていただきたいと存じます。これは、日本国 との平和もさることながら、すべての国に対しても同様であります。われわ れは、平和を求めます。眞の平和、永続する平和、正義、公正、友情及び平 等に基く平和を求めます。日本国の侵略は、撃破され、且つ、和解がここに 達成されました。われわれが平和を結ぶに当つて、新しい侵略が他の地区か ら起らないかとの心配と不吉な予感をもつて、事を運ばなければならないと いうことは、何と傷ましい矛盾でありましよう。今日われわれは一つの問題 の解決に到達しつつあります。他の場所と同様に極東においては、多くの困 難な問題が残されております。しかし、各位が多くの問題に直面するとき、 問題を一つづつ取り上げて各個に解決して行つた方が、はなばなしく且つ野 心的に事を処理するよりもむしろ良い場合がしばしばあるのであります。

極東は世界における重要性を急速に増大しつつあります。経済、社会及び 政治の諸問題は、切に解決を求めております。われわれは、今ここに先ず解 決できる問題を解決することによつて端緒を開こうとしております。われわ れは次の問題の解決が、今日われわれがしていることからしても若干容易に なることを希望するとともに、これを信じております。われわれは、この会 議において、アジアまたは世界の事情を考慮するとき、誰も中国を無視する ことができないと、聞かされて来ました。各位、私も同感であります。しか し、何人も、日本国を無視することができないということも眞実であります。 中国と世界の他の国との間に友好且つ正常な関係が回復されるまで、日本国 の復興、自由及び独立が延期さるべきだと主張すること程、各位の平和に対 するより大きな冷たい仕打ちはあり得ません。これは、日本に対する大きな 不公正となり、且つ極東における摩擦の根源となるのでありまして、英国政 府の見解では危険な錯誤とすら考えられます。

議長、これは、一つの章の終りであります。また、日本国とわれわれの関 係においてばかりでなく、極東において安定を増進しようとするわれわれの 努力の新らしい一章の始まりであります。私は、日本国民に更に一言提して、 この演説を終りたいと思います。民主主義の基礎が今や日本に築かれたので あります。しかしながら、われわれは、英国において、われわれの幾世紀に もわたる長い経験から民主主義の向上は、困難であり、長い年月を要するも のであることを知つております。誤ちは、犯されやすいものであります。忍 耐とたゆまない努力が必要であります。われわれは、日本にある政府を同情 と理解とをもつて見守るでありましよう。他面、われわれは、全く懸念がな いわけではありません。われわれは、日本人が挑戦に耐えうるよう期待して おります。私の同胞の多くの人々は、戦前の日本国における高度の技術及び 産業の能率と、低い労働基準、労働組合の低調及び社会反動との異常な結び

- 144 -

- 145 -

付きによって妨害を受けました。各位、これは、よくないことでありました。 この傾向が將来において支配的であるならば重大なことになるでありましよ う。

日本国と世界との間における新らしい一層よい親善関係を結ぶために今日 署名するに当つて、われわれは、衷心から新らしい日本国のために国家的尊 嚴、国際的協力及び社会正義を望むものであります。

日本国総理大臣は、ここに集合した国の善意を本国に持ち帰り、また、二 十世紀の後半が日本のみならず、全世界に現在の苦悩からの解放と、各国と その国民のために永久の平和と繁栄の達成をもたらすものであるとの希望も 持ち帰られるでありましよう。平和、進步及び安全とを推進させようではあ りませんか。

27 昭和 26 年 9 月 8 日

#### 平和条約

#### 日本国との平和条約

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際 の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連 携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よつて、 両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平 和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合 憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連 合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制 によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努 力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に 従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よって、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、こ れに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任 状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

#### 第一章 平和

#### 第一条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。
(b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

#### 第二章 領域

#### 第二条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び欝陵島を含む朝 鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を 放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び 請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸 島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理 事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、 南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関 する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求 権を放棄する。

#### 第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、 孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに 沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下にお くこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このよ うな提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島 の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行 使する権利を有するものとする。

#### 第四条

- (a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲 げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。) で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びそこの住民(法人を含む。) に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並 びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を 含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。 第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されて いない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならない。 (国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)
- (b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。
- (c) 日本国とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本 所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連 なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施 設を保有する。

#### 第三章 安全

#### 第五条

- (a) 日本国は、国際連合憲章第二条に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。
- (i) その国際紛争を、平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義 を危うくしないように解決すること。
- (ii) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる 国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と 両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。
- (iii) 国際連合が憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。
- (b) 連合国は、日本国との関係において国際連合憲章第二条の原則を指針と すべきことを確認する。
- (c) 連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。

#### 第六条

- (a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやか に、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなけ ればならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日 本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しく は多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域 における駐とん又は駐留を妨げるものではない。
- (b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する千九百四十五年七月二十六日のポッダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、 実行されるものとする。
- (c) まだ代価が支払われていないすべての日本財産で、占領軍の使用に供さ れ、且つ、この条約の効力発生の時に占領軍が占有しているものは、相互

の合意によって別段の取極が行われない限り、前記の九十日以内に日本国 政府に返還しなければならない。

#### 第四章 政治及び経済条項

# 第七条

- (a) 各連合国は、自国と日本国との間にこの条約が効力を生じた後一年以内 に、日本国との戦前のいずれの二国間の条約又は協約を引き続いて有効と し又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こう して通告された条約又は協約は、この条約に適合することを確保するため の必要な修正を受けるだけで、引き続いて有効とされ、又は復活される。 こうして通告された条約及び協約は、通告の日の後三箇月で、引き続いて 有効なものとみなされ、又は復活され、且つ、国際連合事務局に登録され なければならない。日本国にこうして通告されないすべての条約及び協約 は、廃棄されたものとみなす。
- (b) この条の(a)に基いて行う通告においては、条約又は協約の実施又は復活 に関し、国際関係について通告国が責任をもつ地域を除外することができ る。この除外は、除外の適用を終止することが日本国に通告される日の三 箇月後まで行われるものとする。

#### 第八条

- (a) 日本国は、連合国が千九百三十九年九月一日に開始された戦争状態を終 了するために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和 の回復のため又はこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認する。 日本国は、また、従前の国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するため に行われた取極を受諾する。
- (b) 日本国は、千九百十九年九月十日のサン・ジェルマン=アン=レイの諸 条約及び千九百三十六年七月二十日のモントルーの海峡条約の署名国であ ることに由来し、並びに千九百二十三年七月二十四日にローザンヌで署名 されたトルコとの平和条約の第十六条に由来するすべての権利及び利益を 放棄する。

(c) 日本国は、千九百三十年一月二十日のドイッと債権国との間の協定及び 千九百三十年五月十七日の信託協定を含むその附属書並びに千九百三十年 一月二十日の国際決済銀行に関する条約及び国際決済銀行の定款に基いて 得たすべての権利、権原及び利益を放棄し、且つ、それらから生ずるすべ ての義務を免かれる。日本国は、この条約の最初の効力発生の後六箇月以 内に、この項に掲げる権利、権原及び利益の放棄をパリの外務省に通告す るものとする。

#### 第九条

日本国は、公海における漁猟の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を 規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とす みやかに交渉を開始するものとする。

#### 第十条

日本国は、千九百一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれ を補足するすべての附属書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及 び特権を含む中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前 記の議定書、附属書、書簡及び文書を日本国に関して廃棄することに同意す る。

# 第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争 犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれら の法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免 し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二 以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができな い。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所 に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行 使することができない。

# 第十二条

(a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ

友好的な基礎の上におくために、条約又は協定を締結するための交渉をす みやかに開始する用意があることを宣言する。

- (b) 該当する条約又は協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の 効力発生の後四年間、
  - (1) 各連合国並びにその国民、産品及び船舶に次の待遇を与える。
    - (i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇
    - (ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権(有体財産及び無体財産に関するもの)、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。
  - (2) 日本国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。
- (c) もつとも、いずれの事項に関しても、日本国は、連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を日本国に与える限度においてのみ、当該連合国に内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府をもつ連合国の邦又は州の法人及びそこに住所を有する人の場合には、その地域、邦又は州において日本国に与えられる待遇に照らして決定される。
- (d) この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基くもの(海運及び航海に関するものを除く。)又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものと認めてはならな

(e) この条に基く日本国の義務は、この条約の第十四条に基く連合国の権利 の行使によって影響されるものではない。また、この条の規定は、この条 約の第十五条によって日本国が引き受ける約束を制限するものと了解して はならない。

# 第十三条

- (a) 日本国は、国際民間航空運送に関する二国間又は多数国間の協定を締結 するため、一又は二以上の連合国の要請があったときはすみやかに、当該 連合国と交渉を開始するものとする。
- (b) 一又は二以上の前記の協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の時から四年間、この効力発生の日にいずれかの連合国が行使しているところよりも不利でない航空交通の権利及び特権に関する待遇を当該連合国に与え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機会均等を与えるものとする。
- (c) 日本国は、国際民間航空条約第九十三条に従って同条約の当事国となる まで、航空機の国際航空に適用すべきこの条約の規定を実施し、且つ、同 条約の条項に従って同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続 を実施するものとする。

#### 第五章 請求権及び財産

#### 第十四条

(a) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を 支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべ きものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛 に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充 分でないことが承認される。

# よつて、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によって占領され、且つ、日本国 によって損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げ その他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することに よつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資す るために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取 極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。ま た、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日 本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならな い。

- 2(I) 次の(II)の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるもののすべての 財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄の下 にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分 する権利を有する。
  - (a) 日本国及び日本国民
  - (b) 日本国又は日本国民の代理者又は代行者 並びに
  - (c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体

この(I)に明記する財産、権利及び利益は、現に、封鎖され、若しく は所属を変じており、又は連合国の敵産管理当局の占有若しくは管理 に係るもので、これらの資産が当該当局の管理の下におかれた時に前 記の(a)、(b)又は(c)に掲げるいずれかの人又は団体に属し、又はこれら のために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

- (II) 次のものは、前記の(I)に明記する権利から除く。
- (i) 日本国が占領した領域以外の連合国の一国の領域に当該政府の許可を得て戦争中に居住した日本の自然人の財産。但し、戦争中に制限を課され、且つ、この条約の最初の効力発生の日にこの制限を解除されない財産を除く。
- (ii) 日本国政府が所有し、且つ、外交目的又は領事目的に使用された すべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職 員が所有したすべての個人の家具及び用具類その他の投資的性質を もたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつ

たもの

- (iii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もつぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産
- (iv) 関係国と日本国との間における千九百四十五年九月二日後の貿易 及び金融の関係の再開の結果として日本国の管轄内にはいつた財産、 権利及び利益。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じたも のを除く。
- (v) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。
- (四)前記の例外(i)から(v)までに掲げる財産は、その保存及び管理のため に要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなけれ ばならない。これらの財産が清算されているときは、代りに売得金を 返還しなければならない。
- (II)に規定する日本財産を差し押え、留置し、清算し、その他
   何らかの方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従って行使され、
   所有者は、これらの法律によって与えられる権利のみを有する。
- (V) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般 的事情が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。
- (b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

# 第十五条

(a) この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後九箇月以内に申請があったときは、日本国は、申請の日から六箇月以内に、日本国にある
 各連合国及びその国民の有体財産及び無体財産並びに種類のいかんを問わ

- 154 -

ずすべての権利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五 年九月二日までの間のいずれかの時に日本国内にあつたものを返還する。 但し、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合 は、この限りでない。この財産は、戦争があつたために課せられたすべて の負担及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなけ ればならない。所有者により若しくは所有者のために又は所有者の政府に より所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定める ところに従って処分することができる。この財産が千九百四十一年十二月 七日に日本国に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果と して損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が千九百五十一 年七月十三日に決定した連合国財産補償法案の定める条件よりも不利でな い条件で補償される。

- (b) 戦争中に侵害された工業所有権については、日本国は、千九百四十九年 九月一日施行の政令第三百九号、千九百五十年一月二十八日施行の政令第 十二号及び千九百五十年二月一日施行の政令第九号(いずれも改正された 現行のものとする。)によりこれまで与えられたところよりも不利でない 利益を引き続いて連合国及びその国民に与えるものとする。但し、前記の 国民がこれらの政令に定められた期限までにこの利益の許与を申請した場 合に限る。
- (c)(i) 日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に関して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続いて効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であった条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によって廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかったならば生ずるはずであった権利を承認する。
  - (ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支

払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日か ら日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、 これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取 得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇 月の期間を追加して除算しなければならない。

#### 第十六条

日本国の捕虜であった間に不当な苦難を被った連合国軍隊の構成員に償い をする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であった国にある又は連合 国のいずれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本 国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き 渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる 資金を、同委員会が衡平であると決定する基礎において、捕虜であった者及 びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならない。こ の条約の第十四条(a)2(II)の(ii)から(v)までに掲げる種類の資産は、条約の最初 の効力発生の時に日本国に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡し から除外する。またこの条の引渡規定は、日本国の金融機関が現に所有する 一万九千七百七十株の国際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

#### 第十七条

- (a) いずれかの連合国の要請があったときは、日本国政府は、当該連合国の 国民の所有権に関係のある事件に関する日本国の捕獲審検所の決定又は命 令を国際法に従い再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた 命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提供し なければならない。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らか になった場合には、第十五条の規定を当該財産に適用する。
- (b) 日本国政府は、いずれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について充分な陳述ができなかった訴訟手続において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行った裁判を、当該国民が前記の効力発生の後一年以

内にいつでも適当な日本国の機関に再審査のため提出することができるようにするために、必要な措置をとらなければならない。日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済が与えられるようにしなければならない。

# 第十八条

- (a) 戦争状態の介在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約(債券に 関するものを含む。)並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ず る金銭債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の一国の政府若しくは 国民に対して、又は連合国の一国の政府若しくは国民が日本国の政府若し くは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかったも のと認める。戦争状態の介在は、また、戦争状態の存在前に財産の滅失若 しくは損害又は身体傷害若しくは死亡に関して生じた請求権で、連合国の 一国の政府が日本国政府に対して、又は日本国政府が連合国政府のいずれ かに対して提起し又は再提起するものの当否を審議する義務に影響を及ぼ すものとみなしてはならない。この項の規定は、第十四条によって与えら れる権利を害するものではない。
- (b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負う と後に宣言された団体の債務に関する責任とを確認する。また、日本国は、 これらの債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の 戦前の請求権及び債務に関する交渉を促進し、且つ、これに応じて金額の 支払を容易にする意図を表明する。

#### 第十九条

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

- (b) 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本国の船舶に関していずれかの連合国がとつた行動から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び被抑留者に関して生じた請求権及び債権が含まれる。但し、千九百四十五年九月二日以後いずれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を含まない。
- (c)相互放棄を条件として、日本国政府は、また、政府間の請求権及び戦争 中に受けた滅失又は損害に関する請求権を含むドイツ及びドイツ国民に対 するすべての請求権(債権を含む。)を日本国政府及び日本国民のために 放棄する。但し、(a)千九百三十九年九月一日前に締結された契約及び取得 された権利に関する請求権並びに(b)千九百四十五年九月二日後に日本国と ドイツとの間の貿易及び金融の関係から生じた請求権を除く。この放棄は、 この条約の第十六条及び第二十条に従ってとられる行動を害するものでは ない。
- (d) 日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によって許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

#### 第二十条

日本国は、千九百四十五年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ 財産を処分する権利を有する諸国が決定した又は決定する日本国にあるドイ ッ財産の処分を確実にするために、すべての必要な措置をとり、これらの財 産の最終的処分が行われるまで、その保存及び管理について責任を負うもの とする。

#### 第二十一条

この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条 (a)2の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九 条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。

#### 第六章 紛争の解決

#### 第二十二条

この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認める ときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決 定のため付託しなければならない。日本国及びまだ国際司法裁判所規程の当 事国でない連合国は、それぞれがこの条約を批准する時に、且つ、千九百四 十六年十月十五日の国際連合安全保障理事会の決議に従つて、この条に掲げ た性質をもつすべての紛争に関して一般的に同裁判所の管轄権を特別の合意 なしに受諾する一般的宣言書を同裁判所書記に寄託するものとする。

### 第七章 最終条項

#### 第二十三条

- (a) この条約は、日本国を含めて、これに署名する国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が日本国により、且つ、主たる占領国としてのアメリカ合衆国を含めて、次の諸国、すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の過半数により寄託された時に、その時に批准しているすべての国に関して効力を生ずる。この条約は、その後これを批准する各国に関しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。
- (b) この条約が日本国の批准書の寄託の日の後九箇月以内に効力を生じなかったときは、これを批准した国は、日本国の批准書の寄託の日の後三年以内に日本国政府及びアメリカ合衆国政府にその旨を通告して、自国と日本国との間にこの条約の効力を生じさせることができる。

### 第二十四条

すべての批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託しなければならない。同政 府は、この寄託、第二十三条(a)に基くこの条約の効力発生の日及びこの条約 の第二十三条(b)に基いて行われる通告をすべての署名国に通告する。

#### 第二十五条

この条約の適用上、連合国とは、日本国と戦争していた国又は以前に第二 十三条に列記する国の領域の一部をなしていたものをいう。但し、各場合に 当該国がこの条約に署名し且つこれを批准したことを条件とする。第二十一 条の規定を留保して、この条約は、ここに定義された連合国の一国でないい ずれの国に対しても、いかなる権利、権原又は利益も与えるものではない。 また、日本国のいかなる権利、権原又は利益も、この条約のいかなる規定に よつても前記のとおり定義された連合国の一国でない国のために減損され、 又は害されるものとみなしてはならない。

#### 第二十六条

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し若しくは加入し ており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三条に列記す る国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この 条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を 締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約 の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、 この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦 争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも 及ぼされなければならない。

#### 第二十七条

この条約は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証 謄本を各署名国に交付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である 英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

アルゼンティンのために

イポリト・J・パス

オーストラリアのために キュバのために パーシー・C・スペンダー ○・ガンス ベルギー王国のために L・マチャド ポール・ヴァン・ゼラン ホアキン・メイエル シルヴェルクリュイ ドミニカ共和国のために ボリヴィアのために V・オルドネス ルイス・ガチャリャ ルイス・F・トメン ブラジルのために エクアドルのために カルロス・マルティンス A・ケベド R • G • バレンスエラ A・デ・メルロ=フランコ ェジプトのために カンボディアのために フレン カミル・A・ラヒム カナダのために サルヴァドルのために レスター・B・ピアソン エクトル・ダビド・カストロ R • W • メイヒュー ルイス・リバス・パラシオス セイロンのために エティオピアのために J・R・ジャイェワルデネ メン・ヤイェヒラド G・C・S・コレア フランスのために R・G・セナナヤケ シューマン チリのために H・ボネ F・ニエト・デル・リオ ポール=エミール・ナギアール コロンビアのために ギリシャのために シプリアノ・レストレポ=ハラミリョ A・G・ポリティス グァテマラのために セバスティアン・オスピナ E・カスティリョ・A コスタ・リカのために J・ラファエル・オレアムノ A・M・オレリャナ J・メンドサ V・バルガス ルイス・ドブレス・サンチェス ハイティのために

D • U • スティッケル ジャック・N・レジェ J・H・ヴァン・ロイエン G・ララク ニュー・ジーランドのために ホンデュラスのために C・ベレンドセン J・E・バレンスエラ ニカラグァのために ロベルト・ガルベス・B G・セビリャ・サカサ ラウル・アルバラド・T グスタボ・マンサナレス インドネシアのために ノールウェー王国のために アーマッド・スバルヂョ ヴィルヘルム・ムンテ・モルゲンスティールネ イランのために パキスタンのために A・G・アルダラン ザフルラ・カーン イラークのために パナマのために A・I・バクル イグナシオ・モリノ ラオスのために ホセ・A・レモン サヴァン アルフレド・アレマン レバノンのために シャルル・マリク J • コルドベス パラグァイのために リベリアのために ガブリェル・L・デニス ルイス・オスカル・ベットネル ペルーのために ジェームズ・アンダーソン F・ベルクメイエル レーモンド・ホラス フィリピン共和国のために Ⅰ・ルドルフ・グライムズ カルロス・P・ロムロ ルクセンブルグ大公国のために J・M・エリサルデ ユーグ・ル・ガレ ビセンテ・フランシスコ メキシコのために ディオスダド・マカパガル ラファエル・デ・ラ・コリナ グスタボ・ディアス・オルダス エミリアノ・T・ティロナ A・P・ガスガ V・G・シンコ オランダ王国のために サウディ・アラビアのために

- 165 -

アサッド・アル=ファキー	池田勇人
シリアのために	苫米地義三
$F \cdot I = 2 - 1$	星島二郎
トルコ共和国のために	德川宗敬
フェリドゥン・C・エルキン	一萬田尙登
南アフリカ連邦のために	

# TREATY OF PEACE WITH JAPAN

Whereas the Allied Powers and Japan are resolved that henceforth their relations shall be those of nations which, as sovereign equals, cooperate in friendly association to promote their common welfare and to maintain international peace and security, and are therefore desirous of concluding a Treaty of Peace which will settle questions still outstanding as a result of the existence of a state of war between them;

Whereas Japan for its part declares its intention to apply for membership in the United Nations and in all circumstances to conform to the principles of the Charter of the United Nations; to strive to realize the objectives of the Universal Declaration of Human Rights; to seek to create within Japan conditions of stability and well-being as defined in Articles 55 and 56 of the Charter of the United Nations and already initiated by postsurrender Japanese legislation; and in public and private trade and commerce to conform to internationally accepted fair practices;

Whereas the Allied Powers welcome the intentions of Japan set out in the foregoing paragraph;

The Allied Powers and Japan have therefore determined to conclude the present Treaty of Peace, and have accordingly appointed the undersigned Plenipotentiaries, who, after presentation of their full powers, found in good and due form, have agreed on the following provisions:

G・P・ジュースト

ハーバート・モリソン

オリヴァー・フランクス

ジョーン・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

アントニオ・M・アラウホ

R・ガリェゴス・M

ジョーン・I・スパークマン

ケネス・ヤンガー

アメリカ合衆国のために

ウルグァイのために

ホセ・A・モラ

ヴェネズエラのために

ヴィエトナムのために

T • V • 7 ウ

**T・**ヴィン D・タン

ブウ・キン

日本国のために

吉田茂

ディーン・アチソン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

-167 -

# CHAPTER I PEACE Article 1

(a) The state of war between Japan and each of the Allied Powers is terminated as from the date on which the present Treaty comes into force between Japan and the Allied Power concerned as provided for in Article 23.

(b) The Allied Powers recognize the full sovereignty of the Japanese people over Japan and its territorial waters.

# CHAPTER II

## TERRITORY

# Article 2

(a) Japan, recognizing the independence of Korea, renounces all right, title and claim to Korea, including the islands of Quelpart, Port Hamilton and Dagelet.

(b) Japan renounces all right, title and claim to Formosa and the Pescadores.

(c) Japan renounces all right, title and claim to the Kurile Islands, and to that portion of Sakhalin and the islands adjacent to it over which Japan acquired sovereignty as a consequence of the Treaty of Portsmouth of September 5, 1905.

(d) Japan renounces all right, title and claim in connection with the League of Nations Mandate System, and accepts the action of the United Nations Security Council of April 2, 1947, extending the trusteeship system to the Pacific Islands formerly under mandate to Japan.

(e) Japan renounces all claim to any right or title to or interest in connection with any part of the Antarctic area, whether deriving from the activities of Japanese nationals or otherwise. (f) Japan renounces all right, title and claim to the Spratly Islands and to the Paracel Islands.

#### Article 3

Japan will concur in any proposal of the United States to the United Nations to place under its trusteeship system, with the United States as the sole administering authority, Nansei Shoto south of 29° north latitude (including the Ryukyu Islands and the Daito Islands), Nanpo Shoto south of Sofu Gan (including the Bonin Islands, Rosario Island and the Volcano Islands) and Parece Vela and Marcus Island. Pending the making of such a proposal and affirmative action thereon, the United States will have the right to exercise all and any powers of administration, legislation and jurisdiction over the territory and inhabitants of these islands, including their territorial waters.

# Article 4

(a) Subject to the provisions of paragraph (b) of this Article, the disposition of property of Japan and of its nationals in the areas referred to in Article 2, and their claims, including debts, against the authorities presently administering such areas and the residents (including juridical persons) thereof, and the disposition in Japan of property of such authorities and residents, and of claims, including debts, of such authorities and residents against Japan and its nationals, shall be the subject of special arrangements between Japan and such authorities. The property of any of the Allied Powers or its nationals in the areas referred to in Article 2 shall, insofar as this has not already been done, be returned by the administering authority in the condition in which it now exists. (The term nationals whenever used in the present Treaty includes juridical persons.)

(b) Japan recognizes the validity of dispositions of property of Japan and Japanese nationals made by or pursuant to directives of the United States Military Government in any of the areas referred to in Articles 2 and 3.

(c) Japanese owned submarine cables connecting Japan with territory removed from Japanese control pursuant to the present Treaty shall be equally divided, Japan retaining the Japanese terminal and adjoining half of the cable, and the detached territory the remainder of the cable and connecting terminal facilities.

# CHAPTER III

# SECURITY

### Article 5

(a) Japan accepts the obligations set forth in Article 2 of the Charter of the United Nations, and in particular the obligations

(i) to settle its international disputes by peaceful means in such a manner that international peace and security, and justice, are not endangered;

(ii) to refrain in its international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any State or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations;

(iii) to give the United Nations every assistance in any action it takes in accordance with the Charter and to refrain from giving assistance to any State against which the United Nations may take preventive or enforcement action.

(b) The Allied Powers confirm that they will be guided by the principles of Article 2 of the Charter of the United Nations in their relations with Japan.

(c) The Allied Powers for their part recognize that Japan as a sovereign nation possesses the inherent right of individual or collective self-defense referred to in Article 51 of the Charter of the United Nations and that Japan may voluntarily enter into collective security arrangements.

# Article 6

(a) All occupation forces of the Allied Powers shall be withdrawn from Japan as soon as possible after the coming into force of the present Treaty, and in any case not later than 90 days thereafter. Nothing in this provision shall, however, prevent the stationing or retention of foreign armed forces in Japanese territory under or in consequence of any bilateral or multilateral agreements which have been or may be made between one or more of the Allied Powers, on the one hand, and Japan on the other.

(b) The provisions of Article 9 of the Potsdam Proclamation of July 26, 1945, dealing with the return of Japanese military forces to their homes, to the extent not already completed, will be carried out.

(c) All Japanese property for which compensation has not already been paid, which was supplied for the use of the occupation forces and which remains in the possession of those forces at the time of the coming into force of the present Treaty, shall be returned to the Japanese Government within the same 90 days unless other arrangements are made by mutual agreement.

# CHAPTER IV

#### POLITICAL AND ECONOMIC CLAUSES

#### Article 7

(a) Each of the Allied Powers, within one year after the present Treaty has come into force between it and Japan, will notify Japan which of its prewar bilateral treaties or conventions with Japan it wishes to continue in force or revive, and any treaties or conventions so notified shall continue in force or be revived subject only to such amendments as may be necessary to ensure conformity with the present Treaty. The treaties and conventions so notified shall be considered as having been continued in force or revived three months after the date of notification and shall be registered with the Secretariat of the United Nations. All such treaties and conventions as to which Japan is not so notified shall be regarded as abrogated.

(b) Any notification made under paragraph (a) of this Article may except from the operation or revival of a treaty or convention any territory for the international relations of which the notifying Power is responsible, until three months after the date on which notice is given to Japan that such exception shall cease to apply.

# Article 8

(a) Japan will recognize the full force of all treaties now or hereafter concluded by the Allied Powers for terminating the state of war initiated on September 1, 1939, as well as any other arrangements by the Allied Powers for or in connection with the restoration of peace. Japan also accepts the arrangements made for terminating the former League of Nations and Permanent Court of International Justice.

(b) Japan renounces all such rights and interests as it may derive from being a signatory power of the Conventions of St. Germain-en-Laye of September 10, 1919, and the Straits Agreement of Montreux of July 20, 1936, and from Article 16 of the Treaty of Peace with Turkey signed at Lausanne on July 24, 1923.

(c) Japan renounces all rights, title and interests acquired under, and is discharged from all obligations resulting from, the Agreement between Germany and the Creditor Powers of January 20, 1930, and its Annexes, including the Trust Agreement, dated May 17, 1930; the Convention of January 20, 1930, respecting the Bank for International Settlements; and the Statutes of the Bank for International Settlements. Japan will notify to the Ministry of Foreign Affairs in Paris within six months of the first coming

into force of the present Treaty its renunciation of the rights, title and interests referred to in this paragraph.

#### Article 9

Japan will enter promptly into negotiations with the Allied Powers so desiring for the conclusion of bilateral and multilateral agreements providing for the regulation or limitation of fishing and the conservation and development of fisheries on the high seas.

#### Article 10

Japan renounces all special rights and interests in China, including all benefits and privileges resulting from the provisions of the final Protocol signed at Peking on September 7, 1901, and all annexes, notes and documents supplementary thereto, and agrees to the abrogation in respect to Japan of the said protocol, annexes, notes and documents.

# Article 11

Japan accepts the judgments of the International Military Tribunal for the Far East and of other Allied War Crimes Courts both within and outside Japan, and will carry out the sentences imposed thereby upon Japanese nationals imprisoned in Japan. The power to grant clemency, to reduce sentences and to parole with respect to such prisoners may not be exercised except on the decision of the Government or Governments which imposed the sentence in each instance, and on the recommendation of Japan. In the case of persons sentenced by the International Military Tribunal for the Far East, such power may not be exercised except on the decision of a majority of the Governments represented on the Tribunal, and on the recommendation of Japan.

#### Article 12

(a) Japan declares its readiness promptly to enter into negotiations for the conclusion with each of the Allied Powers of treaties or agreements to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

(b) Pending the conclusion of the relevant treaty or agreement, Japan will, during a period of four years from the first coming into force of the present Treaty

(1) accord to each of the Allied Powers, its nationals, products and vessels

- (i) most-favored-nation treatment with respect to customs duties, charges, restrictions and other regulations on or in connection with the importation and exportation of goods;
- (ii) national treatment with respect to shipping, navigation and imported goods, and with respect to natural and juridical persons and their interests — such treatment to include all matters pertaining to the levying and collection of taxes, access to the courts, the making and performance of contracts, rights to property (tangible and intangible), participation in juridical entities constituted under Japanese law, and generally the conduct of all kinds of business and professional activities;

(2) ensure that external purchases and sales of Japanese state trading enterprises shall be based solely on commercial considerations.

(c) In respect to any matter, however, Japan shall be obliged to accord to an Allied Power national treatment, or most-favored-nation treatment, only to the extent that the Allied Power concerned accords Japan national treatment or most-favored-nation treatment, as the case may be, in respect of the same matter. The reciprocity envisaged in the foregoing sentence shall be determined, in the case of products, vessels and juridical entities of, and persons domiciled in, any non-metropolitan territory of an Allied Power, and in the case of juridical entities of, and persons domiciled in, any state or province of an Allied Power having a federal government, by reference to the treatment accorded to Japan in such territory, state or province.

(d) In the application of this Article, a discriminatory measure shall not be considered to derogate from the grant of national or most-favored-nation treatment, as the case may be, if such measure is based on an exception customarily provided for in the commercial treaties of the party applying it, or on the need to safeguard that party's external financial position or balance of payments (except in respect to shipping and navigation), or on the need to maintain its essential security interests, and provided such measure is proportionate to the circumstances and not applied in an arbitrary or unreasonable manner.

(e) Japan's obligations under this Article shall not be affected by the exercise of any Allied rights under Article 14 of the present Treaty; nor shall the provisions of this Article be understood as limiting the undertakings assumed by Japan by virtue of Article 15 of the Treaty.

#### Article 13

(a) Japan will enter into negotiations with any of the Allied Powers, promptly upon the request of such Power or Powers, for the conclusion of bilateral or multilateral agreements relating to international civil air transport.

(b) Pending the conclusion of such agreement or agreements, Japan will, during a period of four years from the first coming into force of the present Treaty, extend to such Power treatment not less favorable with respect to air-traffic rights and privileges than those exercised by any such Powers at the date of such coming into force, and will accord complete

equality of opportunity in respect to the operation and development of air services.

(c) Pending its becoming a party to the Convention on International Civil Aviation in accordance with Article 93 thereof, Japan will give effect to the provisions of that Convention applicable to the international navigation of aircraft, and will give effect to the standards, practices and procedures adopted as annexes to the Convention in accordance with the terms of the Convention.

# CHAPTER V CLAIMS AND PROPERTY

# Article 14

(a) It is recognized that Japan should pay reparations to the Allied Powers for the damage and suffering caused by it during the war. Nevertheless it is also recognized that the resources of Japan are not presently sufficient, if it is to maintain a viable economy, to make complete reparation for all such damage and suffering and at the same time meet its other obligations.

Therefore,

1. Japan will promptly enter into negotiations with Allied Powers so desiring, whose present territories were occupied by Japanese forces and damaged by Japan, with a view to assisting to compensate those countries for the cost of repairing the damage done, by making available the services of the Japanese people in production, salvaging and other work for the Allied Powers in question. Such arrangements shall avoid the imposition of additional liabilities on other Allied Powers, and, where the manufacturing of raw materials is called for, they shall be supplied by the Allied Powers in question, so as not to throw any foreign exchange burden upon Japan. 2. (I) Subject to the provisions of sub-paragraph (II) below, each of the Allied Powers shall have the right to seize, retain, liquidate or otherwise dispose of all property, rights and interests of

(a) Japan and Japanese nationals,

(b) persons acting for or on behalf of Japan or Japanese nationals, and

(c) entities owned or controlled by Japan or Japanese nationals, which on the first coming into force of the present Treaty were subject to its jurisdiction. The property, rights and interests specified in this sub-paragraph shall include those now blocked, vested or in the possession or under the control of enemy property authorities of Allied Powers, which belonged to, or were held or managed on behalf of, any of the persons or entities mentioned in (a), (b) or (c) above at the time such assets came under the controls of such authorities.

(II) The following shall be excepted from the right specified in sub-paragraph (I) above:

(i) property of Japanese natural persons who during the war resided with the permission of the Government concerned in the territory of one of the Allied Powers, other than territory occupied by Japan, except property subjected to restrictions during the war and not released from such restrictions as of the date of the first coming into force of the present Treaty;

(ii) all real property, furniture and fixtures owned by the Government of Japan and used for diplomatic or consular purposes, and all personal furniture and furnishings and other private property not of an investment nature which was normally necessary for the carrying out of diplomatic and consular functions, owned by Japanese diplomatic and consular personnel; (iii) property belonging to religious bodies or private charitable institutions and used exclusively for religious or charitable purposes;

(iv) property, rights and interests which have come within its jurisdiction in consequence of the resumption of trade and financial relations subsequent to September 2, 1945, between the country concerned and Japan, except such as have resulted from transactions contrary to the laws of the Allied Power concerned;

(v) obligations of Japan or Japanese nationals, any right, title or interest in tangible property located in Japan, interests in enterprises organized under the laws of Japan, or any paper evidence thereof; provided that this exception shall only apply to obligations of Japan and its nationals expressed in Japanese currency.

(III) Property referred to in exceptions (i) through (v) above shall be returned subject to reasonable expenses for its preservation and administration. If any such property has been liquidated the proceeds shall be returned instead.

(IV) The right to seize, retain, liquidate or otherwise dispose of property as provided in sub-paragraph (I) above shall be exercised in accordance with the laws of the Allied Power concerned, and the owner shall have only such rights as may be given him by those laws.

(V) The Allied Powers agree to deal with Japanese trademarks and literary and artistic property rights on a basis as favorable to Japan as circumstances ruling in each country will permit.

(b) Except as otherwise provided in the present Treaty, the Allied Powers waive all reparations claims of the Allied Powers, other claims of the Allied Powers and their nationals arising out of any actions taken by Japan and its nationals in the course of the prosecution of the war, and claims of the Allied Powers for direct military costs of occupation.

# Article 15

(a) Upon application made within nine months of the coming into force of the present Treaty between Japan and the Allied Power concerned, Japan will, within six months of the date of such application, return the property, tangible and intangible, and all rights or interests of any kind in Japan of each Allied Power and its nationals which was within Japan at any time between December 7, 1941, and September 2, 1945, unless the owner has freely disposed thereof without duress or fraud. Such property shall be returned free of all encumbrances and charges to which it may have become subject because of the war, and without any charges for its return. Property whose return is not applied for by or on behalf of the owner or by his Government within the prescribed period may be disposed of by the Japanese Government as it may determine. In cases where such property was within Japan on December 7, 1941, and cannot be returned or has suffered injury or damage as a result of the war, compensation will be made on terms not less favorable than the terms provided in the draft Allied Powers Property Compensation Law approved by the Japanese Cabinet on July 13, 1951.

(b) With respect to industrial property rights impaired during the war, Japan will continue to accord to the Allied Powers and their nationals benefits no less than those heretofore accorded by Cabinet Orders No. 309 effective September 1, 1949, No. 12 effective January 28, 1950, and No. 9 effective February 1, 1950, all as now amended, provided such nationals have applied for such benefits within the time limits prescribed therein.

(c) (i) Japan acknowledges that the literary and artistic property rights which existed in Japan on December 6, 1941, in respect to the

published and unpublished works of the Allied Powers and their nationals have continued in force since that date, and recognizes those rights which have arisen, or but for the war would have arisen, in Japan since that date, by the operation of any conventions and agreements to which Japan was a party on that date, irrespective of whether or not such conventions or agreements were abrogated or suspended upon or since the outbreak of war by the domestic law of Japan or of the Allied Power concerned.

(ii) Without the need for application by the proprietor of the right and without the payment of any fee or compliance with any other formality, the period from December 7, 1941, until the coming into force of the present Treaty between Japan and the Allied Power concerned shall be excluded from the running of the normal term of such rights; and such period, with an additional period of six months, shall be excluded from the time within which a literary work must be translated into Japanese in order to obtain translating rights in Japan.

# Article 16

As an expression of its desire to indemnify those members of the armed forces of the Allied Powers who suffered undue hardships while prisoners of war of Japan, Japan will transfer its assets and those of its nationals in countries which were neutral during the war, or which were at war with any of the Allied Powers, or, at its option, the equivalent of such assets, to the International Committee of the Red Cross which shall liquidate such assets and distribute the resultant fund to appropriate national agencies, for the benefit of former prisoners of war and their families on such basis as it may determine to be equitable. The categories of assets described in Article 14 (a) 2 (II) (ii) through (v) of the present Treaty shall be excepted from transfer, as well as assets of Japanese natural persons not

residents of Japan on the first coming into force of the Treaty. It is equally understood that the transfer provision of this Article has no application to the 19,770 shares in the Bank for International Settlements presently owned by Japanese financial institutions.

# Article 17

(a) Upon the request of any of the Allied Powers, the Japanese Government shall review and revise in conformity with international law any decision or order of the Japanese Prize Courts in cases involving ownership rights of nationals of that Allied Power and shall supply copies of all documents comprising the records of these cases, including the decisions taken and orders issued. In any case in which such review or revision shows that restoration is due, the provisions of Article 15 shall apply to the property concerned.

(b) The Japanese Government shall take the necessary measures to enable nationals of any of the Allied Powers at any time within one year from the coming into force of the present Treaty between Japan and the Allied Power concerned to submit to the appropriate Japanese authorities for review any judgment given by a Japanese court between December 7, 1941, and such coming into force, in any proceedings in which any such national was unable to make adequate presentation of his case either as plaintiff or defendant. The Japanese Government shall provide that, where the national has suffered injury by reason of any such judgment, he shall be restored in the position in which he was before the judgment was given or shall be afforded such relief as may be just and equitable in the circumstances.

# Article 18

(a) It is recognized that the intervention of the state of war has not affected the obligation to pay pecuniary debts arising out of obligations and

contracts (including those in respect of bonds) which existed and rights which were acquired before the existence of a state of war, and which are due by the Government or nationals of Japan to the Government or nationals of one of the Allied Powers, or are due by the Government or nationals of one of the Allied Powers to the Government or nationals of Japan. The intervention of a state of war shall equally not be regarded as affecting the obligation to consider on their merits claims for loss or damage to property or for personal injury or death which arose before the existence of a state of war, and which may be presented or re-presented by the Government of one of the Allied Powers to the Government of Japan, or by the Government of Japan to any of the Governments of the Allied Powers. The provisions of this paragraph are without prejudice to the rights conferred by Article 14.

(b) Japan affirms its liability for the prewar external debt of the Japanese State and for debts of corporate bodies subsequently declared to be liabilities of the Japanese State, and expresses its intention to enter into negotiations at an early date with its creditors with respect to the resumption of payments on those debts; to encourage negotiations in respect to other prewar claims and obligations; and to facilitate the transfer of sums accordingly.

### Article 19

(a) Japan waives all claims of Japan and its nationals against the Allied Powers and their nationals arising out of the war or out of actions taken because of the existence of a state of war, and waives all claims arising from the presence, operations or actions of forces or authorities of any of the Allied Powers in Japanese territory prior to the coming into force of the present Treaty.

(b) The foregoing waiver includes any claims arising out of actions

taken by any of the Allied Powers with respect to Japanese ships between September 1, 1939, and the coming into force of the present Treaty, as well as any claims and debts arising in respect to Japanese prisoners of war and civilian internees in the hands of the Allied Powers, but does not include Japanese claims specifically recognized in the laws of any Allied Power enacted since September 2, 1945.

(c) Subject to reciprocal renunciation, the Japanese Government also renounces all claims (including debts) against Germany and German nationals on behalf of the Japanese Government and Japanese nationals, including intergovernmental claims and claims for loss or damage sustained during the war, but excepting (a) claims in respect of contracts entered into and rights acquired before September 1, 1939, and (b) claims arising out of trade and financial relations between Japan and Germany after September 2, 1945. Such renunciation shall not prejudice actions taken in accordance with Articles 16 and 20 of the present Treaty.

(d) Japan recognizes the validity of all acts and omissions done during the period of occupation under or in consequence of directives of the occupation authorities or authorized by Japanese law at that time, and will take no action subjecting Allied nationals to civil or criminal liability arising out of such acts or omissions.

### Article 20

Japan will take all necessary measures to ensure such disposition of German assets in Japan as has been or may be determined by those powers entitled under the Protocol of the proceedings of the Berlin Conference of 1945 to dispose of those assets, and pending the final disposition of such assets will be responsible for the conservation and administration thereof.

### Article 21

Notwithstanding the provisions of Article 25 of the present Treaty,

China shall be entitled to the benefits of Articles 10 and 14 (a) 2; and Korea to the benefits of Articles 2, 4, 9 and 12 of the present Treaty.

### CHAPTER VI

# SETTLEMENT OF DISPUTES

### Article 22

If in the opinion of any Party to the present Treaty there has arisen a dispute concerning the interpretation or execution of the Treaty, which is not settled by reference to a special claims tribunal or by other agreed means, the dispute shall, at the request of any party thereto, be referred for decision to the International Court of Justice. Japan and those Allied Powers which are not already parties to the Statute of the International Court of Justice will deposit with the Registrar of the Court, at the time of their respective ratifications of the present Treaty, and in conformity with the resolution of the United Nations Security Council, dated October 15, 1946, a general declaration accepting the jurisdiction, without special agreement, of the Court generally in respect to all disputes of the character referred to in this Article.

# CHAPTER VII FINAL CLAUSES Article 23

(a) The present Treaty shall be ratified by the States which sign it, including Japan, and will come into force for all the States which have then ratified it, when instruments of ratification have been deposited by Japan and by a majority, including the United States of America as the principal occupying Power, of the following States, namely Australia, Canada, Ceylon, France, Indonesia, the Kingdom of the Netherlands, New Zealand, Pakistan, the Republic of the Philippines, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the United States of America. The present Treaty shall come into force for each State which subsequently ratifies it, on the date of the deposit of its instrument of ratification.

(b) If the Treaty has not come into force within nine months after the date of the deposit of Japan's ratification, any State which has ratified it may bring the Treaty into force between itself and Japan by a notification to that effect given to the Governments of Japan and the United States of America not later than three years after the date of deposit of Japan's ratification.

# Article 24

All instruments of ratification shall be deposited with the Government of the United States of America which will notify all the signatory States of each such deposit, of the date of the coming into force of the Treaty under paragraph (a) of Article 23, and of any notifications made under paragraph (b) of Article 23.

## Article 25

For the purposes of the present Treaty the Allied Powers shall be the States at war with Japan, or any State which previously formed a part of the territory of a State named in Article 23, provided that in each case the State concerned has signed and ratified the Treaty. Subject to the provisions of Article 21, the present Treaty shall not confer any rights, titles or benefits on any State which is not an Allied Power as herein defined; nor shall any right, title or interest of Japan be deemed to be diminished or prejudiced by any provision of the Treaty in favor of a State which is not an Allied Power as so defined.

### Article 26

Japan will be prepared to conclude with any State which signed or adhered to the United Nations Declaration of January 1, 1942, and which is at war with Japan, or with any State which previously formed a part of the territory of a State named in Article 23, which is not a signatory of the present Treaty, a bilateral Treaty of Peace on the same or substantially the same terms as are provided for in the present Treaty, but this obligation on the part of Japan will expire three years after the first coming into force of the present Treaty. Should Japan make a peace settlement or war claims settlement with any State granting that State greater advantages than those provided by the present Treaty, those same advantages shall be extended to the parties to the present Treaty.

# Article 27

The present Treaty shall be deposited in the archives of the Government of the United States of America which shall furnish each signatory State with a certified copy thereof.

IN FAITH WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed the present Treaty.

DONE at the city of San Francisco this eighth day of September 1951, in the English, French, and Spanish languages, all being equally authentic, and in the Japanese language.

FOR ARGENTINA: Hipólito J. Paz FOR AUSTRALIA: Percy C. Spender FOR THE KINGDOM OF BELGIUM: Paul van Zeeland Silvercruys FOR BOLIVIA: Luis Guachalla

FOR BRAZIL: Carlos Martins A. de Mello-Franco FOR CAMBODIA: Phleng FOR CANADA: Lester B. Pearson R. W. Mayhew FOR CEYLON: J. R. Javewardene G. C. S. Corea R. G. Senanayake FOR CHILE: F. Nieto del Río FOR COLOMBIA: Cipriano Restrepo-Jaramillo Sebastian Ospina FOR COSTA RICA: J. Rafael Oreamuno V. Vargas Luis Dobles Sanchez FOR CUBA: O. Gans L. Machado Joaquín Meyer FOR THE DOMINICAN REPUBLIC: V. Ordóñez Luis F. Thomén

FOR ECUADOR:	Ahmad Subardjo
A. Quevedo	FOR IRAN:
R. G. Valenzuela	A. G. Ardalan
FOR EGYPT:	FOR IRAQ:
Kamil A. Rahim	A. I. Bakr
FOR EL SALVADOR:	FOR LAOS:
Héctor David Castro	Savang
Luis Rivas Palacios	FOR LEBANON:
FOR ETHIOPIA:	Charles Malik
Men Yayehirad	FOR LIBERIA:
FOR FRANCE:	Gabriel L. Dennis
Schuman	James Anderson
H. Bonnet	Raymond Horace
Paul-Emile Naggiar	J. Rudolph Grimes
FOR GREECE:	FOR THE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG:
A. G. Politis	Hugues Le Gallais
FOR GUATEMALA:	FOR MEXICO:
E. Castillo A.	Rafael de la Colina
A. M. Orellana	Gustavo Diáz Ordaz
J. Mendoza	A. P. Gasga
FOR HAITI:	FOR THE KINGDOM OF THE NETHERLANDS:
Jacques N. Leger	D. U. Stikker
G. Laraque	J. H. van Roijen
FOR HONDURAS:	FOR NEW ZEALAND:
J. E. Valenzuela	C. Berendsen
Roberto Galvez B.	FOR NICARAGUA:
Raul Alvarado T.	G. Sevilla Sacasa
FOR INDONESIA:	Gustavo Manzanares

FOR THE KINGDOM OF NORWAY:
Wilhelm Munthe Morgenstierne
FOR PAKISTAN:
Zafrulla Khan
FOR PANAMA:
Ignacio Molino
José A. Remón
Alfredo Alemán
J. Cordovez
FOR PARAGUAY:
Luis Oscar Boettner
FOR PERU:
F. Berckmeyer
FOR THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES:
Carlos P. Romulo
J. M. Elizalde
Vicente Francisco
Diosdado Macapagal
Emiliano T. Tirona
V. G. Sinco
FOR SAUDI ARABIA:
Asad Al-Faqih
FOR SYRIA:
F. El-Khouri
FOR THE REPUBLIC OF TURKEY:
Feridun C. Erkin
FOR THE UNION OF SOUTH AFRICA:
G. P. Jooste

FOR THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN **IRELAND**: Herbert Morrison Kenneth Younger Oliver Franks FOR THE UNITED STATES OF AMERICA: Dean Acheson John Foster Dulles Alexander Wiley John J. Sparkman FOR URUGUAY: José A. Mora FOR VENEZUELA: Antonio M. Araujo R. Gallegos M. FOR VIET NAM: T. V. Huu T. Vinh D. Thanh Buu Kinh FOR JAPAN: Shigeru Yoshida Hayato Ikeda Gizo Tomabechi Niro Hoshijima Muneyoshi Tokugawa Hisato Ichimada

## 議定書

下名は、このために正当に権限を与えられて、日本国との平和が回復した 時に契約、時効期間及び流通証券の問題並びに保険契約の問題を律するため に、次の規定を協定した。

契約、時効及び流通証券

# A 契約

- 1 Fに定める敵人となったいずれかの当事者の間でその履行のため交渉を 必要とした契約は、いずれかの契約当事者が敵人となった時に解除された ものとみなす。但し、次の第二項及び第三項に掲げる例外については、こ の限りでない。もっとも、この解除は、本日署名された平和条約の第十五 条及び第十八条の規定を害するものではなく、また、契約の当事者に対し ては、前渡金又は内金として受領され、且つ、その当事者が反対給付を行 わなかった金額を払いもどす義務を免除するものではない。
- 2 分割することができ、且つ、Fに定める敵人となつたいずれかの当事者の間で履行のため交渉を必要としなかつた契約の一部は、前項の規定にかかわらず、解除されないものとし、且つ、本日署名された平和条約の第十四条に含まれる権利を害することなく、引き続いて有効とする。契約の規定がこのように分割することができない場合には、その契約は、全体として解除されたものとみなす。前記は、この議定書の署名国で、平和条約にいう連合国であり且つ当該契約又はいずれかの契約当事者に対し管轄権を有するものによつて制定された国内の法律、命令又は規則の適用を受け、且つ、当該契約の条項に従うものとする。
- 3 Aの規定は、敵人間の契約に従って適法に行われた取引がこの議定書の 署名国で平和条約にいう連合国であるものの政府たる関係政府の許可を得 て行われたときは、当該取引を無効にするものとみなしてはならない。
- 4 前記の規定にかかわらず、保険契約及び再保険契約は、この議定書のD

及びEの規定に従つて取り扱う。

## B 時効期間

- 1 人又は財産に影響する関係で、戦争状態のために自己の権利を保全するのに必要な訴訟行為又は必要な手続をすることができなかつたこの議定書の署名国の国民に係るものについて訴の提起又は保存措置をする権利に関するすべての時効期間又は制限期間は、この期間が戦争の発生の前に進行し始めたか又は後に進行し始めたかを問わず、一方日本国の領域において、他方この項の規定の利益を相互主義によつて日本国に与える署名国の領域において、戦争の継続中その進行を停止されたものとみなす。これらの期間は、本日署名された平和条約の効力発生の日から再び進行し始める。この項の規定は、利札若しくは配当金受領証の呈示について、又は償還のための抽せんに当せんした有価証券若しくは他の何らかの理由で償還される有価証券の支払を受けるための呈示について定められた期間に適用する。但し、これらの利札又は有価証券に関しては、期間は、利札又は有価証券の保有者に対して金額を支払うことができるようになつた日から再び進行し始めるものとする。
- 2 戦争中に何らかの行為をせず、又は何らかの手続をしなかったために処 分が日本国の領域において行われた場合において、この議定書の署名国で 平和条約にいう連合国であるものの一国の国民に損害を与えるに至ったと きは、日本国政府は、損害を生じた権利を回復しなければならない。この 回復が不可能又は不衡平である場合には、日本国政府は、関係署名国の国 民にそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済が与えられるように しなければならない。
  - C 流通証券
- 1 敵人間においては、戦前に作成された流通証券は、戦争中に、引受若しくは支払のための証券の呈示、振出人若しくは裏書人への引受拒絶若しくは支払拒絶の通知又は拒絶証書の作成を所要の期間内にしなかつたことだけを理由として、あるいは戦争中に何らかの手続を完了しなかつたことを

理由として無効となつたものとみなしてはならない。

- 2 流通証券が引受若しくは支払のために呈示され、引受拒絶若しくは支払 拒絶の通知が振出人若しくは裏書人に与えられ、又は拒絶証書が作成され なければならない期間が戦争中に経過し、且つ、証券を呈示し、拒絶証書 を作成し、又は引受拒絶若しくは支払拒絶の通知を与えなければならない 当事者が戦争中にそれを行わなかつた場合には、呈示し、引受拒絶若しく は支払拒絶の通知を与え、又は拒絶証書を作成することができるように、 本日署名された平和条約の効力発生の日から三箇月以上の期間が与えられ なければならない。
- 3 何人かが、戦争前又は戦争中に、後に敵人となつた者から与えられた約 束の結果として、流通証券に基く債務を負ったときは、後者は、戦争の発 生にかかわらず、この債務に関して前者に補償する責任を引き続いて負わ なければならない。
  - D 当事者が敵人となった日の前に終了していなかった保険契約及 び再保険契約(生命保険を除く。)
- 1 保険契約は、当事者が敵人となつたという事実によつては解除されなか ったものとみなす。但し、当事者が敵人となつた日の前に保険責任が開始 しており、且つ、保険契約者がその日の前に契約に従って保険を成立させ 又はその効力を維持するための保険料として支払うべきすべての金額を支 払ったことを条件とする。
- 2 前項に基いて引き続き効力を有しているもの以外の保険契約は、存在しなかったものとみなし、これに基いて支払われた金額は、返済しなければならない。
- 3 以下に明文の規定がある場合を除き、特約再保険その他の再保険契約は、 当事者が敵人となった日に終了したものとみなし、且つ、これに基くすべ ての出再保険契約は、その日に取り消されたものとする。但し、特約海上 再保険に基いて開始された航海保険に関する出再保険契約は、再保険され た条件に従って自然に終了するまで引き続いて完全に効力を有したものと

みなす。

4 任意再保険契約は、保険責任が開始しており、且つ、再保険を成立させ 又はその効力を維持するための保険料として支払うべきすべての金額が通 例の方法で支払われ、又は相殺された場合には、再保険契約に別段の定が ない限り、当事者が敵人となつた日まで引き続いて完全に効力を有し、且 つ、その日に終了したものとみなす。

もっとも、航海保険については、この任意再保険は、再保険された条件 に従って自然に終了するまで引き続いて完全に効力を有したものとみなす。 更に、前記の1に基いて引き続き効力を有している保険契約に関する任意 再保険は、元受保険の期間満了まで引き続いて完全に効力を有したものと みなす。

- 5 前項で取り扱つたもの以外の任意再保険契約並びに「超過損害率」に基 く超過損害再保険及び雹害再保険(任意契約であるかどうかを問わない。) のすべての契約は、存在しなかつたものとみなし、これらに基いて支払わ れた金額は、返済しなければならない。
- 6 特約再保険その他の再保険契約に別段の定がない場合には、保険料は、 経過期間に比例して清算しなければならない。
- 7 保険契約又は再保険契約(特約再保険に基く出再保険契約を含む。)は、 いずれかの当事者が国民であったいずれかの国又はその国の連合国若しく は同盟国による交戦行為に基く損害又は請求権を担保しないものとみなす。
   8 保険が戦争中に原保険者から他の保険者に移転された場合又は全額再保 険された場合には、その移転又は再保険は、自発的に行われたか又は行政 若しくは立法の措置によって行われたかを問わず、有効と認め、原保険者 の責任は、移転又は再保険の日に消滅したものとみなす。
- 9 同一の両当事者間に二以上の特約再保険その他の再保険契約があつた場合には、両当事者間の勘定を清算するものとし、その結果生ずる残高を確定するために、その勘定には、すべての残高(未払の損害に対する合意した準備金を含む。)及びこのようなすべての契約に基いて一当事者から他

の当事者に支払うべきすべての金額又は前記の諸規定のいずれかによつて 返済されるべきすべての金額を算入しなければならない。

- 10 当事者が敵人となったために保険料、請求権又は勘定残高の決済に当っ て生じた又は生ずる延滞については、いずれの当事者も、利息の支払を要 しないものとする。
- 11 この議定書のDの規定は、本日署名された平和条約の第十四条によつて 与えられる権利を害し又はこれに影響を及ぼすものではない。

E 生命保険契約

保険が戦争中に原保険者から他の保険者に移転された場合又は全額再保険 された場合には、その移転又は再保険は、日本国の行政機関又は立法機関の 要求によつて行われたものであるときは、有効と認め、原保険者の責任は、 移転又は再保険の日に消滅したものとみなす。

F 特別規定

この議定書の適用上、自然人又は法人は、これらの者の間で取引をするこ とがこれらの者又は当該契約が従っていた法律、命令又は規則に基いて違法 となった日から敵人とみなす。

### 最終条項

この議定書は、日本国及び本日署名された日本国との平和条約の署名国に よる署名のために開放され、且つ、この議定書が取り扱う事項について、日 本国とこの議定書の署名国である他の各国との間の関係を、日本国及び当該 署名国の双方が平和条約によつて拘束される日から律するものとする。

この議定書は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認 証謄本を各署名国に交付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この議定書に署名した。 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である 英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

オーストラリアのために パーシー・C・スペンダー ベルギー王国のために ポール・ヴァン・ゼラン シルヴェルクリュイ カンボディアのために フレン カナダのために レスター・B・ピアソン R • W • メイヒュー セイロンのために J・R・ジャイェワルデネ  $G \cdot C \cdot S \cdot \exists \nu T$ **R**•G・セナナヤケ ドミニカ共和国のために V・オルドネス ルイス・F・トメン エジプトのために カミル・A・ラヒム エティオピアのために メン・ヤイェヒラド フランスのために シューマン H・ボネ ポール=エミール・ナギアール ギリシャのために A・G・ポリティス ハイティのために

ジャック・N・レジェ	トルコ共和国のために
G・ララク	フェリドゥン・C・エルキン
インドネシアのために	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
アーマッド・スバルヂョ	ハーバート・モリソン
イランのために	ケネス・ヤンガー
A・G・アルダラン	オリヴァー・フランクス
イラークのために	ウルグァイのために
A・I・バクル	ホセ・A・モラ
ラオスのために	ヴィエトナムのために
サヴァン	T・V・フウ
レバノンのために	T・ヴィン
シャルル・マリク	D・タン
リベリアのために	ブウ・キン
ガブリエル・L・デニス	日本国のために
ジェームズ・アンダーソン	吉田茂
レーモンド・ホラス	池田勇人
J・ルドルフ・グライムズ	苫米地義三
ルクセンブルグ大公国のために	星島二郎
ユーグ・ル・ガレ	德川宗敬
オランダ王国のために	一萬田尙登
D・U・スティッケル	
J・H・ヴァン・ロイエン	PROTOCOL
パキスタンのために	
ザフルラ・カーン	The Undersigned, duly authorized to that effect, have a

The Undersigned, duly authorized to that effect, have agreed on the following provisions for regulating the question of Contracts, Periods of Prescription and Negotiable Instruments, and the question of Contracts of Insurance, upon the restoration of peace with Japan:

サウディ・アラビアのために

F・エル=クーリ

シリアのために

アサッド・アル=ファキー

# CONTRACTS, PRESCRIPTION AND NEGOTIABLE INSTRUMENTS A. CONTRACTS

1. Any contract which required for its execution intercourse between any of the parties thereto having become enemies as defined in part F shall, subject to the exceptions set out in paragraphs 2 and 3 below, be deemed to have been dissolved as from the time when any of the parties thereto became enemies. Such dissolution, however, is without prejudice to the provisions of Articles 15 and 18 of the Treaty of Peace signed this day, nor shall it relieve any party to the contract from the obligation to repay amounts received as advances or as payments on account and in respect of which such party has not rendered performance in return.

2. Notwithstanding the provisions of paragraph 1 above, there shall be excepted from dissolution and, without prejudice to the rights contained in Article 14 of the Treaty of Peace signed this day, there shall remain in force such parts of any contract as are severable and did not require for their execution intercourse between any of the parties thereto, having become enemies as defined in part F. Where the provisions of any contract are not so severable, the contract shall be deemed to have been dissolved in its entirety. The foregoing shall be subject to the application of domestic laws, orders or regulations made by a signatory hereto which is an Allied Power under the said Treaty of Peace and having jurisdiction over the contract or over any of the parties thereto and shall be subject to the terms of the contract.

3. Nothing in part A shall be deemed to invalidate transactions lawfully carried out in accordance with a contract between enemies if they have been carried out with the authorization of the Government concerned being the Government of a signatory hereto which is an Allied Power under the said Treaty of Peace.

4. Notwithstanding the foregoing provisions, contracts of insurance and reinsurance shall be dealt with in accordance with the provisions of parts D and E of the present Protocol.

# **B. PERIODS OF PRESCRIPTION**

1. All periods of prescription or limitation of right of action or of the right to take conservatory measures in respect of relations affecting persons or property, involving nationals of the signatories hereto who, by reason of the state of war, were unable to take judicial action or to comply with the formalities necessary to safeguard their rights, irrespective of whether these periods commenced before or after the outbreak of war, shall be regarded as having been suspended, for the duration of the war in Japanese territory on the one hand, and on the other hand in the territory of those signatories which grant to Japan, on a reciprocal basis, the benefit of the provisions of this paragraph. These periods shall begin to run again on the coming into force of the Treaty of Peace signed this day. The provisions of this paragraph shall be applicable in regard to the periods fixed for the presentation of interest or dividend coupons or for the presentation for payment of securities drawn for repayment or repayable on any other ground, provided that in respect of such coupons or securities the period shall begin to run again on the date when money becomes available for payments to the holder of the coupon or security.

2. Where, on account of failure to perform any act or to comply with any formality during the war, measures of execution have been taken in Japanese territory to the prejudice of a national of one of the signatories being an Allied Power under the said Treaty of Peace, the Japanese Government shall restore the rights which have been detrimentally affected. If such restoration is impossible or would be inequitable the Japanese Government shall provide that the national of the signatory concerned shall be afforded such relief as may be just and equitable in the circumstances.

## C. NEGOTIABLE INSTRUMENTS

1. As between enemies, no negotiable instrument made before the war shall be deemed to have become invalid by reason only of failure within the required time to present the instrument for acceptance or payment, or to give notice of non-acceptance or non-payment to drawers or endorsers, or to protest the instrument, nor by reason of failure to complete any formality during the war.

2. Where the period within which a negotiable instrument should have been presented for acceptance or for payment, or within which notice of non-acceptance or non-payment should have been given to the drawer or endorser, or within which the instrument should have been protested, has elapsed during the war, and the party who should have presented or protested the instrument or have given notice of non-acceptance or nonpayment has failed to do so during the war, a period of not less than three months from the coming into force of the Treaty of Peace signed this day shall be allowed within which presentation, notice of non-acceptance or non-payment, or protest may be made.

3. If a person has, either before or during the war, incurred obligations under a negotiable instrument in consequence of an undertaking given to him by a person who has subsequently become an enemy, the latter shall remain liable to indemnify the former in respect of these obligations, notwithstanding the outbreak of war.

D. INSURANCE AND REINSURANCE CONTRACTS (OTHER THAN LIFE) WHICH HAD NOT TERMINATED BEFORE THE DATE AT WHICH THE PARTIES BECAME ENEMIES

1. Contracts of Insurance shall be deemed not to have been dissolved by the fact of the parties becoming enemies, provided that the risk

had attached before the date at which the parties became enemies, and the Insured had paid, before that date, all moneys owed by way of premium or consideration for effecting or keeping effective the Insurance in accordance with the Contract.

2. Contracts of Insurance other than those remaining in force under the preceding clause shall be deemed not to have come into existence, and any moneys paid thereunder shall be returnable.

3. Treaties and other Contracts of Reinsurance, save as hereinafter expressly provided, shall be deemed to have been determined as at the date the parties became enemies, and all cessions thereunder shall be cancelled with effect from that date. Provided that cessions in respect of voyage policies which had attached under a Treaty of Marine Reinsurance shall be deemed to have remained in full effect until their natural expiry in accordance with the terms and conditions on which the risk had been ceded.

4. Contracts of Facultative Reinsurance, where the risk had attached and all moneys owed by way of premium or consideration for effecting or keeping effective the Reinsurance had been paid or set off in the customary manner, shall, unless the Reinsurance Contract otherwise provides, be deemed to have remained in full effect until the date at which the parties became enemies and to have been determined on that date.

Provided that such Facultative Reinsurances in respect of voyage policies shall be deemed to have remained in full effect until their natural expiry in accordance with the terms and conditions on which the risk had been ceded.

Provided further that Facultative Reinsurances in respect of a Contract of Insurance remaining in force under clause 1 above shall be deemed to have remained in full effect until the expiry of the original Insurance.

5. Contracts of Facultative Reinsurance other than those dealt with

in the preceding clause, and all Contracts of Excess of Loss Reinsurance on an "Excess of Loss Ratio" basis and of Hail Reinsurance (whether facultative or not), shall be deemed not to have come into existence, and any moneys paid thereunder shall be returnable.

6. Unless the Treaty or other Contract of Reinsurance otherwise provides, premiums shall be adjusted on a pro rata temporis basis.

7. Contracts of Insurance or Reinsurance (including cessions under Treaties of Reinsurance) shall be deemed not to cover losses or claims caused by belligerent action by either Power of which any of the parties was a national or by the Allies or Associates of such Power.

8. Where an insurance has been transferred during the war from the original to another Insurer, or has been wholly reinsured, the transfer or reinsurance shall, whether effected voluntarily or by administrative or legislative action, be recognized and the liability of the original Insurer shall be deemed to have ceased as from the date of the transfer or reinsurance.

9. Where there was more than one Treaty or other Contract of Reinsurance between the same two parties, there shall be an adjustment of accounts between them, and in order to establish a resulting balance there shall be brought into the accounts all balances (which shall include an agreed reserve for losses still outstanding) and all moneys which may be due from one party to the other under all such contracts or which may be returnable by virtue of any of the foregoing provisions.

10. No interest shall be payable by any of the parties for any delay which, owing to the parties having become enemies, has occurred or may occur in the settlement of premiums or claims or balances of account.

11. Nothing in this part of the present Protocol shall in any way prejudice or affect the rights given by Article 14 of the Treaty of Peace signed this day.

# E. LIFE INSURANCE CONTRACTS

Where an insurance has been transferred during the war from the original to another Insurer or has been wholly reinsured, the transfer or reinsurance shall, if effected at the instance of the Japanese administrative or legislative authorities, be recognized, and the liability of the original Insurer shall be deemed to have ceased as from the date of the transfer or reinsurance.

# F. SPECIAL PROVISION

For the purposes of the present Protocol, natural or juridical persons shall be regarded as enemies from the date when trading between them shall have become unlawful under laws, orders, or regulations to which such persons or the contracts were subject.

### FINAL ARTICLE

The present Protocol is open for signature by Japan and any State signatory to the Treaty of Peace with Japan signed this day, and shall, in respect of the matters with which it deals, govern the relations between Japan and each of the other States signatory to the present Protocol as from the date when Japan and that State are both bound by the said Treaty of Peace.

The present Protocol shall be deposited in the archives of the Government of the United States of America which shall furnish each signatory State with a certified copy thereof.

IN FAITH WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed the present Protocol.

DONE at the city of San Francisco this eighth day of September 1951, in the English, French, and Spanish languages, all being equally authentic, and in the Japanese language.

FOR AUSTRALIA: Percy C. Spender FOR THE KINGDOM OF BELGIUM: Paul van Zeeland Silvercruys FOR CAMBODIA: Phleng FOR CANADA: Lester B. Pearson R. W. Mayhew FOR CEYLON: J. R. Jayewardene G. C. S. Corea R. G. Senanayake FOR THE DOMINICAN REPUBLIC: V. Ordóñez Luis F. Thomén FOR EGYPT: Kamil A. Rahim FOR ETHIOPIA: Men Yayehirad FOR FRANCE: Schuman H. Bonnet Paul-Emile Naggiar FOR GREECE: A. G. Politis FOR HAITI:

Jacques N. Leger G. Laraque FOR INDONESIA: Ahmad Subardjo FOR IRAN: A. G. Ardalan FOR IRAQ: A. I. Bakr FOR LAOS: Savang FOR LEBANON: Charles Malik FOR LIBERIA: Gabriel L. Dennis James Anderson Raymond Horace J. Rudolph Grimes FOR THE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG: Hugues Le Gallais FOR THE KINGDOM OF THE NETHERLANDS: D. U. Stikker J. H. van Roijen FOR PAKISTAN: Zafrulla Khan FOR SAUDI ARABIA: Asad Al-Faqih FOR SYRIA: F. El-Khouri

FOR THE REPUBLIC OF TURKEY:

Feridun C. Erkin

### FOR THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN

**IRELAND**:

Herbert Morrison

Kenneth Younger

Oliver Franks

FOR URUGUAY:

José A. Mora

FOR VIET NAM:

T. V. Huu

T. Vinh

D. Thanh

Buu Kinh

# FOR JAPAN:

Shigeru Yoshida

Hayato Ikeda

Gizo Tomabechi

Niro Hoshijima

Muneyoshi Tokugawa

Hisato Ichimada

宣 言

本日署名された平和条約に関して、日本国政府は、次の宣言を行う。 1 この平和条約に別段の定がある場合を除き、日本国は、現に有効なすべ ての多数国間の国際文書で千九百三十九年九月一日に日本国が当事国であつ たものが完全に効力を有することを承認し、且つ、平和条約の最初の効力発 生の時にこれらの文書に基くすべての権利及び義務を回復することを宣言す る。但し、いずれかの文書の当事国であるために日本国が千九百三十九年九 月一日以後加盟国でなくなつた国際機関の加盟国であることを必要とする場 合には、この項の規定は、日本国の当該機関への再加盟をまつて効力を生ず るものとする。

2 日本国政府は、実行可能な最短期間内に、且つ、平和条約の最初の効力 発生の後一年以内に、次の国際文書に正式に加入する意思を有する。

- (1) 千九百十二年一月二十三日、千九百二十五年二月十一日、千九百二十 五年二月十九日、千九百三十一年七月十三日、千九百三十一年十一月二 十七日及び千九百三十六年六月二十六日の麻薬に関する協定、条約及び 議定書を改正する千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署 名のために開放された議定書
- (2) 千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書 によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一 年七月十三日の条約の範囲外の薬品を国際統制の下におく千九百四十八 年十一月十九日にパリで署名のために開放された議定書
- (3) 千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国の仲裁判 決の執行に関する国際条約
- (4) 千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際条約及び議定書並びに千九百二十八年の経済統計に関する国際 条約を改正する千九百四十八年十二月九日にパリで署名された議定書
- (5) 千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易 化に関する国際条約及び署名議定書
- (6) 千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日に ヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の 原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド 協定
- (7) 千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送につ

いてのある規則の統一に関する条約及び追加議定書

- (8) 千九百四十八年六月十日にロンドンで署名のために開放された海上に おける人命の安全に関する条約
- (9) 千九百四十九年八月十二日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸 条約

3 日本国政府は、また、平和条約の最初の効力発生の後六箇月以内に、(a) 千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空 条約への参加の承認を申請し、且つ、日本国がその条約の当事国となった後 なるべくすみやかに、同じく千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のた めに開放された国際航空業務通過協定を受諾し、及び(b)千九百四十七年十月 十一日にワシントンで署名のために開放された世界気象機関条約への参加の 承認を申請する意思を有する。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で作成した。

吉	田		茂	
池	田	勇	人	
苫	米均	也義	Ξ	
星	島		郞	
德	Л	宗	敬	
一萬田尙登				

# 宣 言

本日署名された平和条約に関して、日本国政府は、次の宣言を行う。 日本国は、いずれかの連合国によつて日本国の領域にある当該国の戦死者 の墓、墓地及び記念碑を識別し、一覧表にし、維持し、又は整理する権限を 与えられた委員会、代表団その他の機関を承認し、このような機関の事業を 容易にし、且つ、前記の戦死者の墓、墓地及び記念碑に関して、当該連合国 又は当該連合国によつて権限を与えられた委員会、代表団その他の機関と、 必要とされる協定を締結するために交渉を開始する。

日本国は、連合国が、連合国の領域にあり且つ保存を希望される日本人の 戦死者の墓又は墓地を維持するために取極をする目的をもつて、日本国政府 との協議を開始すべきことを信ずる。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で作成した。

吉	田		茂
池	田	勇	人
苫	米均	也義	Ξ
星	島		郞
德	Л	宗	敬
	萬E	日尙	登

### DECLARATION

With respect to the Treaty of Peace signed this day, the Government of Japan makes the following Declaration:

1. Except as otherwise provided in the said Treaty of Peace, Japan recognizes the full force of all presently effective multilateral international instruments to which Japan was a party on September 1, 1939, and declares that it will, on the first coming into force of the said Treaty, resume all its rights and obligations under those instruments. Where, however, participation in any instrument involves membership in an international organization of which Japan ceased to be a member on or after September 1, 1939, the provisions of the present paragraph shall be dependent on

Japan's readmission to membership in the organization concerned.

2. It is the intention of the Japanese Government formally to accede to the following international instruments within the shortest practicable time, not to exceed one year from the first coming into force of the Treaty of Peace:

(1) Protocol opened for signature at Lake Success on December 11, 1946, amending the agreements, conventions and protocols on narcotic drugs of January 23, 1912, February 11, 1925, February 19, 1925, July 13, 1931, November 27, 1931, and June 26, 1936;

(2) Protocol opened for signature at Paris on November 19, 1948, bringing under international control drugs outside the scope of the convention of July 13, 1931, for limiting the manufacture and regulating the distribution of narcotic drugs, as amended by the protocol signed at Lake Success on December 11, 1946;

(3) International Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards signed at Geneva on September 26, 1927;

(4) International Convention relating to Economic Statistics with protocol signed at Geneva on December 14, 1928, and Protocol amending the International Convention of 1928 relating to Economic Statistics signed at Paris on December 9, 1948;

(5) International Convention relating to the Simplification of Customs Formalities, with protocol of signature, signed at Geneva on November 3, 1923;

(6) Agreement of Madrid of April 14, 1891, for the Prevention of False Indications of Origin of Goods, as revised at Washington on June 2, 1911, at The Hague on November 6, 1925, and at London on June 2, 1934;

(7) Convention for the Unification of Certain Rules relating to

International Transportation by Air, and additional protocol, signed at Warsaw on October 12, 1929;

(8) Convention on Safety of Life at Sea opened for signature at London on June 10, 1948;

(9) Geneva conventions of August 12, 1949, for the protection of war victims.

3. It is equally the intention of the Japanese Government, within six months of the first coming into force of the Treaty of Peace, to apply for Japan's admission to participation in (a) the Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on December 7, 1944, and, as soon as Japan is itself a party to that Convention, to accept the International Air Services Transit Agreement also opened for signature at Chicago on December 7, 1944; and (b) the Convention of the World Meteorological Organization opened for signature at Washington on October 11, 1947.

DONE at the city of San Francisco this eighth day of September 1951.

### DECLARATION

With respect to the Treaty of Peace signed this day, the Government of Japan makes the following Declaration:

Japan will recognize any Commission, Delegation or other Organization authorized by any of the Allied Powers to identify, list, maintain or regulate its war graves, cemeteries and memorials in Japanese territory; will facilitate the work of such Organizations; and will, in respect of the above-mentioned war graves, cemeteries and memorials, enter into negotiations for the conclusion of such agreements as may prove necessary with the Allied Power concerned, or with any Commission, Delegation or other Organization authorized by it.

Japan trusts that the Allied Powers will enter into discussions with the Japanese Government with a view to arrangements being made for the maintenance of any Japanese war graves or cemeteries which may exist in the territories of the Allied Powers and which it is desired to preserve.

DONE at the city of San Francisco this eighth day of September 1951.

28 昭和 26 年 9 月 8 日

# 吉田・モリソン会談

英国主席全権モリソン外相との会談記録 昭和二十六年九月八日(土)十二時三十分

松井秘書官記

先づ吉田総理大臣より平和条約の調印を見たのは米英両国政府の好意と不 断の努力によるものとして深く感謝の意を表せられたのに対し、モリソン外 相は「貴大臣の口から親しく日本政府の見解を聞くを得たのは誠に幸である」 と答え、吉田総理大臣は更に「本朝調印に先立ちモリソン全権が日本人を信 頼し日本人の人格及び勤勉性を信じ、日本国民の平和的、進歩的社会責任を 完全に果す事を確信して平和条約を締結するとの言は我々の反省を促すもの であると信ずる」旨を述べたのに対しモリソン外相は長々と左の様な趣旨を 述べた。

「自分は過去に於ける日英親善干係を回顧し充分日本人を信頼して居るが 第二次大戦による傷は未だ完全には癒えず英国人の中には今猶日本人に対し 猜疑の念を禁じ得ないものがある、此気持を氷解させる為には日本人として も良く考え、占領中に実施された各種の民主的改革を今後共良く実践して行 く必要がある、英国に於ても多くの社会的改革が行われた。労働者の声を無 視して政策の決定は行われない。英国に於ては政府とT.U.C. が緊密な関係 にあり常に労働階級の声を聞いて居る。勿論経営者側の声も聞いて判断を下 して居る、時には繁雑に堪えないこともあるが結果は良いと思う、勿論英国 の重要産業の国有化は必ずしも常に成功であるとは言えない、国有化の結果 成績の落ちた所もあった。然しそれは国有化のみに罪を着せるのは誤りであっ て時期の問題、客観状勢の影響等のあることも否定出来ない。日本に於ける 民主化の諸措置についても色々批判はあらうが良く国民各位の利害を考慮し て採るべきものは採り、民主化の実を図られたい」

モリソン外相は続いて「今度の平和条約に於ては戦前に於て英国人の蒙っ た損害の補償の問題が明かでない処、日本政府は七月十三日の閣議決定によっ て本問題についての補償を認めて居るが英国としてはその確認を得度い」と 述べた。吉田総理大臣は之に対し、「閣議決定の線に沿って実行するから我々 を信用ありたい」と答えた。

モリソン外相は更に「今後の両国関係は相互の信頼に基礎を置くべきもの であり過般締結せられたポンド地域との支払協定の如きに於ても日本として はポンド貨の蓄積のみ行われドル貨の不足を生じないよう、英国側と常に緊 密な連絡を執り、互に協力する事によって相互信頼を図るようになすべきで ある。今後通商協定、貿易協定、文化協定等が結ばれるであらうが右のよう な精神で行うべきであると思う」と述べた。吉田総理大臣も右に賛意を表し た処、モリソン外相は近くデニング新大使が赴任するので同大使と早速各種 の話合を開始され度いと述べた。

最後にモリソン外相は吉田総理大臣の質問に対し中共問題についての英国 側の見解を述べ意見交換の後は吉田総理大臣は辞去した。

(会見時間凡そ三十分)

29 昭和 26 年 9 月 8 日

# 日米安全保障条約

付記 昭和26年9月8日 吉田・アチソン交換公文

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除さ れているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有 効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にあ る日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ 合衆国の間に効力を生ずるのと同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安 全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を 有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集 団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、 日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合 衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国 内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、 攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を 増進すること以外に用いられうべき軍備をもっことを常に避けつつ、直接及 び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待 する。

よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍 及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、ア メリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と 安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉 によって引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧する ため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの 武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

### 第二条

第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前 の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若し くは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権 利を第三国に許与しない。

### 第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

### 第四条

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安 全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しく は集団的の安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府 が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

#### 第五条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならな い。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を 生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語によ り、本書二通を作成した。

- 216 -

- 217 -

日本国のために

吉田 茂 アメリカ合衆国のために ディーン・アチソン ジョーン・フォスター・ダレス アレキサンダー・ワイリー スタイルス・ブリッジス

# SECURITY TREATY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

Japan has this day signed a Treaty of Peace with the Allied Powers. On the coming into force of that Treaty, Japan will not have the effective means to exercise its inherent right of self-defense because it has been disarmed.

There is danger to Japan in this situation because irresponsible militarism has not yet been driven from the world. Therefore Japan desires a Security Treaty with the United States of America to come into force simultaneously with the Treaty of Peace between Japan and the United States of America.

The Treaty of Peace recognizes that Japan as a sovereign nation has the right to enter into collective security arrangements, and further, the Charter of the United Nations recognizes that all nations possess an inherent right of individual and collective self-defense.

In exercise of these rights, Japan desires, as a provisional arrangement for its defense, that the United States of America should maintain armed forces of its own in and about Japan so as to deter armed attack upon Japan.

The United States of America, in the interest of peace and security, is

presently willing to maintain certain of its armed forces in and about Japan, in the expectation, however, that Japan will itself increasingly assume responsibility for its own defense against direct and indirect aggression, always avoiding any armament which could be an offensive threat or serve other than to promote peace and security in accordance with the purposes and principles of the United Nations Charter.

Accordingly, the two countries have agreed as follows:

# ARTICLE I

Japan grants, and the United States of America accepts, the right, upon the coming into force of the Treaty of Peace and of this Treaty, to dispose United States land, air and sea forces in and about Japan. Such forces may be utilized to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East and to the security of Japan against armed attack from without, including assistance given at the express request of the Japanese Government to put down large-scale internal riots and disturbances in Japan, caused through instigation or intervention by an outside power or powers.

# ARTICLE II

During the exercise of the right referred to in Article I, Japan will not grant, without the prior consent of the United States of America, any bases or any rights, powers or authority whatsoever, in or relating to bases or the right of garrison or of maneuver, or transit of ground, air or naval forces to any third power.

## ARTICLE III

The conditions which shall govern the disposition of armed forces of the United States of America in and about Japan shall be determined by administrative agreements between the two Governments.

# ARTICLE IV

This Treaty shall expire whenever in the opinion of the Governments of Japan and the United States of America there shall have come into force such United Nations arrangements or such alternative individual or collective security dispositions as will satisfactorily provide for the maintenance by the United Nations or otherwise of international peace and security in the Japan Area.

# ARTICLE V

This Treaty shall be ratified by Japan and the United States of America and will come into force when instruments of ratification thereof have been exchanged by them at Washington.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.

DONE in duplicate at the city of San Francisco, in the Japanese and English languages, this eighth day of September, 1951.

# FOR JAPAN:

Shigeru Yoshida FOR THE UNITED STATES OF AMERICA: Dean Acheson

John Foster Dulles

Alexander Wiley

Styles Bridges

# (付記)

NOTES EXCHANGED BETWEEN PRIME MINISTER YOSHIDA AND SECRETARY OF STATE ACHESON AT THE TIME OF THE SIGNING OF THE SECURITY TREATY BETWEEN JAPAN AND

# THE UNITED STATES OF AMERICA

September 8, 1951.

### Excellency:

Upon the coming into force of the Treaty of Peace signed today, Japan will assume obligations expressed in Article 2 of the Charter of the United Nations which requires the giving to the United Nations of "every assistance in any action it takes in accordance with the present Charter".

As we know, armed aggression has occurred in Korea, against which the United Nations and its members are taking action. There has been established a unified command of the United Nations under the United States pursuant to Security Council Resolution of July 7, 1950, and the General Assembly, by Resolution of February 1, 1951, has called upon all states and authorities to lend every assistance to the United Nations action and to refrain from giving any assistance to the aggressor. With the approval of SCAP, Japan has been and now is rendering important assistance to the United Nations action in the form of facilities and services made available to the members of the United Nations, the Armed Forces of which are participating in the United Nations action.

Since the future is unsettled and it may unhappily be that the occasion for facilities and services in Japan in support of United Nations action will continue or recur, I would appreciate confirmation, on behalf of your Government, that if and when the forces of a member or members of the United Nations are engaged in any United Nations action in the Far East after the Treaty of Peace comes into force, Japan will permit and facilitate the support in and about Japan, by the member or members, of the forces engaged in such United Nations action; the expenses involved in the use of Japanese facilities and services to be borne as at present or as otherwise mutually agreed between Japan and the United Nations member concerned. In so far as the United States is concerned the use of facilities and services, over and above those provided to the United States pursuant to the Administrative Agreement which will implement the Security Treaty between the United States and Japan, would be at United States expense, as at present.

Accept, Excellency, the assurances of my most distinguished consideration.

DEAN ACHESON

His Excellency

Shigeru Yoshida,

Prime Minister of Japan.

September 8, 1951.

### Excellency

I have the honor to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date in which Your Excellency has informed me as follows:

Upon the coming into force of the Treaty of Peace signed today, Japan will assume obligations expressed in Article 2 of the Charter of the United Nations which requires the giving to the United Nations of "every assistance in any action it takes in accordance with the present Charter".

As we know, armed aggression has occurred in Korea, against which the United Nations and its members are taking action. There has been established a unified command of the United Nations under the United States pursuant to Security Council Resolution of July 7, 1950, and the General Assembly, by Resolution of February 1, 1951, has called upon all states and authorities to lend every assistance to the United Nations action and to refrain from giving any assistance to the aggressor. With the approval of SCAP, Japan has been and now is rendering important assistance to the United Nations action in the form of facilities and services made available to the members of the United Nations, the Armed Forces of which are participating in the United Nations action.

Since the future is unsettled and it may unhappily be that the occasion for facilities and services in Japan in support of United Nations action will continue or recur, I would appreciate confirmation, on behalf of your Government, that if and when the forces of a member or members of the United Nations are engaged in any United Nations action in the Far East after the Treaty of Peace comes into force, Japan will permit and facilitate the support in and about Japan, by the member or members, of the forces engaged in such United Nations action; the expenses involved in the use of Japanese facilities and services to be borne as at present or as otherwise mutually agreed between Japan and the United Nations member concerned. In so far as the United States is concerned the use of facilities and services, over and above those provided to the United States pursuant to the Administrative Agreement which will implement the Security Treaty between the United States and Japan, would be at United States expense, as at present.

With full cognizance of the contents of Your Excellency's Note, I have the honor, on behalf of my Government, to confirm that if and when the forces of a Member of Members of the United Nations are engaged in any United Nations action in the Far East after the Treaty of Peace comes into force, Japan will permit and facilitate the support in and about Japan, by the Member or Members of the forces engaged in such United Nations action, the expenses involved in the use of Japanese facilities and services to be borne as at present or as otherwise mutually agreed between Japan and the United Nations Member concerned. In so far as the United States is concerned the use of facilities and services, over and above those provided to the United States pursuant to the Administrative Agreement which will implement the Security Agreement between Japan and the United States would be at United States expense, as at present.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

Shigeru Yoshida

Prime Minister and concurrently Minister for Foreign Affairs of Japan

His Excellency

Dean Acheson,

Secretary of State

of the United States of America.

# (和訳文)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し 吉田内閣総理大臣とアチソン国務長官との間に交換された公文

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された 本日付の貴簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、「国際連合が この憲章に従ってとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を国際連合 に与えることを要求する国際連合憲章第二条に掲げる義務を引き受けるこ とになります。

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これに対して、 国際連合及びその加盟国は、行動をとつています。千九百五十年七月七日 の安全保障理事会決議に従つて、合衆国の下に国際連合統一司令部が設置 され、総会は、千九百五十一年二月一日の決議によつて、すべての国及び 当局に対して、国際連合の行動にあらゆる援助を与えるよう、且つ、侵略 者にいかなる援助を与えることも慎むように要請しました。連合国最高司 令官の承認を得て、日本国は、施設及び役務を国際連合加盟国でその軍隊 が国際連合の行動に参加しているものの用に供することによつて、国際連 合の行動に重要な援助を従来与えてきましたし、また、現に与えています。

将来は定まっておらず、不幸にして、国際連合の行動を支持するための 日本国における施設及び役務の必要が継続し、又は再び生ずるかもしれま せんので、本長官は、平和条約の効力発生の後に一又は二以上の国際連合 加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一 又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国 内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること、 また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおりに又は日本国と 当該国際連合加盟国との間で別に合意されるとおりに負担されることを、 貴国政府に代って確認されれば幸であります。合衆国に関する限りは、合 衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定に従って 合衆国に供与されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どおりに、 合衆国の負担においてなされるものであります。

本大臣は、貴簡の内容を充分に了承した上で、政府に代って、平和条約の 効力発生の後に一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連 合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際 連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを 日本国が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う 費用が現在どおりに又は日本国と当該国際連合加盟国との間で別に合意され

<sup>†1</sup> アチソンより吉田宛公文の和訳文は省略。

るとおりに負担されることを、確認する光栄を有します。合衆国に関する限 りは、日本国と合衆国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定に 従って合衆国に供与されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どお りに、合衆国の負担においてなされるものであります。

本大臣は、貴長官に敬意を表します。

千九百五十一年九月八日

日本国内閣総理大臣 吉田 茂 外務大臣

アメリカ合衆国国務長官 ディーン・アチソン殿

30 昭和 26 年 9 月 8 日

# 日米安全保障条約調印式における吉田全権の演説

# ADDRESS OF THE HONORABLE SHIGERU YOSHIDA CHIEF DELEGATE OF JAPAN AT CEREMONY OF THE SIGNING OF THE JAPANESE-AMERICAN SECURITY PACT September 8, 1951

I am happy that this Japanese-American Security Pact has been concluded this afternoon on the heels of the signing of a Japanese peace treaty this morning.

That treaty gives Japan the key for re-entering the community of nations as a sovereign equal. This pact insures the security of the unarmed and defenseless Japan.

It has always been my conviction that Japan, once she regains liberty and independence, must assume full responsibility of safeguarding that liberty and independence. Unfortunately, we are as yet utterly unprepared for self-defense. We are very glad, therefore, that America, realizing that security of Japan means the security of the Pacific and of the world, consented to provide us the necessary protection by retaining her armed forces in and around Japan temporarily after peace so as to ward off the menace of Communist aggression which is sweeping on at this very moment close to our shores.

Restored to independence, the Japanese people will recover selfconfidence as well as pride and patriotism. Our nation is now inspired with fresh vigor and zeal to shoulder their proper share in the responsibilities for the collective security of the Far East. I wish to assure the American delegates here that the government and people of Japan will cooperate gladly and wholeheartedly in the implementation of this pact.

31 昭和 26 年 9 月 15 日

# 平和会議の経過に関する吉田総理内奏資料

昭和二十六年九月十五日

### 桑港平和会議の経過について

桑港会議は、九月四日午後七時の開会式に始まり、予定どおり、九月八日 午前十時からの調印式をもつて終りました。参加国五十二のうち、ソ連、ポー ランド、チェッコの三国を除く、四十九国が調印しました。

この会議で、先に公表された最終条約案は、何等の修正もうけませんでした。桑港平和会議は、招請状にありましたとおり、名実ともに、対日平和条約の署名のための国際会議としての使命を達成したのであります。

会議は、九月五日午前の第一回全体会議で、議事規則を採択し、議長にア チソン国務長官、副議長にスペンダー濠州全権を選挙し、九月五日午後の第 二回全体会議で、米英全権から条約案の説明を聽取しました。それから、九 月五日夜、六日午前と午后、七日午前と午后の全体会議、すなわち、第三回 ないし第七回全体会議におきまして、各国全権から意見の開陳がありました。 右が終って、七日夜の第八回全体会議におきまして、日本全権の平和条約の 受諾演説をきき、八日午前平和条約署名式を行って、会議の幕をとじたので あります。

四日夕刻の開会式におきましては、アチソン米国全権が仮議長席について、 ロビンソン桑港市長、ワーレン加州知事の歓迎の辞についで、トルーマン大 統領の演説がありました。トルーマン大統領が日本における占領行政の成功 とマツクアーサー元帥、リツヂウェイ大將両司令官の功績をたたえ、同時に、 日本国民が降伏条項を忠実に履行し占領軍とよく協力をし、日本が、その結 果、全く新しい国家として生れ変つたとして、(1)秘密警察の解体(ロ)新憲法(^) 婦人の参政(-)新労働法(4)独占禁止法(-)農地改革を説き、日本国民に自主権を 回復することが可能であると述べたことは、われわれの言いたいところを言 ってくれましたような感じで、意を强くいたしました。

五日午前の第一回全体会議は、議事規則の採択と議長及び副議長の選挙を 行ったのであります。今回の会議を通じて一番興味をもたれたのは、この会 議でありました。けだし、会議に出席しているソ連、ポーランド、チェコが 会議の成功を妨げるためにどのような作戰にでるかが注目されていたからで あります。米英側では、ソ連側の議事妨害をうまく阻止する仕組になつてい る議事規則案(例えば会議の目的は、平和条約の署名にあることを明らかに し、各国全権の発言時間を一時間に限定する等)を提案しておりました。と ころが、ソ連代表は、予期されたとおり、この会議に中共代表を招請すべき であるとの主張をもちだし、從来国連その他の国際会議で主張してきている ところを長々と繰り返えしたのであります。ポーランド、チェコがこれに加 担したこと、もちろんであります。アチソン仮議長は、会議が議題にしてい るのは、議事規則の採択であつて、中共代表招請の動議は却下する(アウト、 オブ、オーダーだ)と裁決し、その裁決を会議の票決に問い三五対三で成立 しまして、ソ連の中共招請を軽く斥けたのであります。米英側の議事規則案 に対しても、ソ連、ポーランド、チェコは、数多の修正案をだしたのであり ますが、すべて、賛成するものは三国以外になく、票決で不成立に終わり、 最後に、米英提案の議事規則案が、四八対三の絶対多数で採択されました。 ここに至るまでのアチソン仮議長の議長振りは、冷靜、沈着、寛嚴宜しきを 得、堅実、正確、ソ連側をして乗ずべき間げきを与えず巧妙を極めたもので ありましたが、この米英提案にかかる議事規則がそのまま採択されたことは、 爾后における会議の進捗を大いに助けました。

五日午前の第二回全体会議では、米英全権による条約案の説明があり、そ の前に、会議事務総長ケルチナー(米)から、五十二箇の全権委任状の審査 報告があり、全部良好妥当なものであると認められたのであります。

条約案の説明にあたつたのは、米側ダレス特使、英側ヤンガー国務相であ りました。両者とも、条約案の作成の経緯と条約案の内容について簡潔明瞭 な解説をしました。両者とも、奄美大島、沖繩諸島に対して日本の主権が残 るものであることを公けに言明してくれましたことをよろこばしく感じまし た。この点は、吉田の受諾演説において、了承(テーク・ノート)する旨特 に言及しておいたのであります。

ダレス、ヤンガー両氏の説明の後、メキシコ、ドミニカ代表が立つて、条 約案を支持しましたが、ソ連代表は、「ソ連は将来日本の侵略に対してアジ アの平和を保障するため実効的な措置を講ずる必要のあることを主張してき たが、米英案は、かえつて、日本の軍国主義を助長せんとするものである。 中共はもとより、印度、ビルマが会議に参加しないことは、大なる欠陥のあ ることを立証している」と述べた上、十三項に及ぶ修正案を提案したのであ ります。ソ連代表の発言中、アチソン議長は、議事規則によると各国代表は 修正案を提出する権限はない筈だと注意し、ソ連代表は、意見として陳述す るのだと答え、又、時間を超過したと議長から注意せられ、同代表の一時間 を若干超過する発言の終了とともに閉会になつたのであります。

会議は、五日夜(第三回全体会議、二ヵ国)、六日午前(第四回全体会議、 十二ヵ国)、六日午后(第五回全体会議、七ヵ国)、七日午前(第六回全体会 議、十四ヵ国)、七日午后(第七回全体会議、九ヵ国)と、連続して各国代 表の意見の陳述をきいたのであります。条約案の支持が絶待多数であるのは 勿論、民主日本の国際社会復歸を勧迎する旨と今后における日本の役割に対 する期待と信頼とが表明されましたことは、日本人として、愉快に感じまし た。中には、もちろん、過去の日本に対する怨みとか条約の規定中賠償条項 等に対する不満を述べた代表がありましたことは、五十を超ゆる多数国の間 に平和条約を結ぼうというのでありますから、致し方ないところであろうと 存じます。

とくに、印象にある発言について申しますと、

六日の午后ではセイロン代表ジャェワルテイーン蔵相が、強くソ連代表の 主張を反ばくし、セイロンは賠償を要求しない、日本に対し友情の手を差し のベ平和と繁栄のため協力しようとするものだといい満場の拍手をあびまし た。

六日午后では、ジューマン仏外相が「一部の大国が参加しない平和条約は、 もちろん十全なものとはいえないが、これ以上戦争状態を継続することはで きない。条約起草に当つての日本再武装問題に関する構想としては、強い国 民が劣等な地位に置かれる場合、結局その国民が再び軍備をすることを阻止 できるものではないから、むしろ、彼等を平和再建という共同の仕事の仲間 にすべきである。二ヵ月後パリで開かれる国連総会でこの平和条約が承認さ れ、日本もイタリアとともに平和愛好国の仲間として参加ができることを希 望する。」という骨子の演説をしたのであります。内容はもちろん、その声 調といい態度といい流石老練な政治家であるとの感じをもたせるものがあり ました。

ニユージーランド代表ベレントセン駐米大使の日本攻撃は、意外でありま した。日本攻撃が終ると顔をソ連代表の方に向けて、更に猛烈にソ連を難詰 しだしたのには一驚を喫しましたが、議場は拍手してこれを迎えました。ソ 連の態度を面白からず思う議場の空気を明らかに表明致しました。後日、ソ 連代表は、発言の際に、ニユージーランド代表の態度を責めておりました。

七日午前では、カナダ代表ピアソン外相が、漁業協定の速やかなる締結と 日本の国際商業道徳の改善とを希望し、インドネシア代表スバルジョ外相が、 賠償義務の履行と漁業協定の締結とを希望しました。フイリピン代表ロムロ 外相は、「フイリピンの戦後における対日政策は、(イ)日本が将来フイリピン その他の諸国に対して脅威とならぬこと。(中日本は、フイリピンその他の諸 国に公正なる賠償を支払うこと。(中民主的日本と平和維持のため協力するこ との三点にあるが、(イ)と(イ)とはともかく(中の賠償については条約第十四条は 原料を供給してこれに日本で加工する方式の賠償のみを認めていて不満足で ある。その他の方式による賠償を、日本は、なすべきである。」として、自 国の被害の甚大なことを説き、「今日の日本に、かえつて、繁栄の兆候あり、 故に即時賠償を要求することは言わざるも将来その支払を工夫すべきである。」 と、いかにもわれ自らは極東諸民族の代弁者なりという如き態度で、演説い たしましたため議場は不快にこれを聴取した如くに感せられました。

七日午后では、オーストラリア代表スペンダー駐米大使が、「過去を忘れ ることは容易でない。日本の戦争に対する責任は、軍部だけでなく、国民全 体が負うべきである」ことを指摘しましたが、対ソ攻撃に主力を注いだよう に見えました。これは、ひとつには、スペンダー外相が、会議の副議長の地 位にあつて、会議の成功のためにあまり日本攻撃をやつては、ソ連の手前よ ろしからずと考えたものの如くに思います。同代表は、「条約第十六条(中 立国にある財産を捕虜救恤のために赤十字国際委員会に提供することを定め ている。)を日本が承諾したことを多とするが、これだけでは不十分だから、 日本がこれ以上の補償することを希望する」と述べました。この点は、オラ ンダ代表ステイツカー外相も言及し、ノールウエー代表モルゲンスチルヌ駐 米大使も言及していたところであります。

この頃から会議の進行は、頗る順調に且つ、早くなりまして、日本全権の

受諾演説も、予定より早くなり、初め八日朝と思われましたが遂に七日夜の 全体会議冒頭にすることになりました。受諾演説は、 陛下に出発前言上 いたしました腹案を骨子にしまして、三日間ばかり会議に列席して得ました 印象を考慮にいれて、加筆訂正したものであります。日本国民として、条約 案並びに議場において表明された日本に関する陳述について、申し立てたい 事柄は、全部言うと同時に新日本が、今后、世界の平和と繁栄の確立のため 大いに為すあらんとする覚悟を披瀝し、この日本国民の覚悟に対し列国の信 頼を要請したものであります。事前に、米国代表に内示しましたが、ダレス 氏の意見にて最後の一節をつけ加えることとなりました。吉田といたしまし ては、条約案の説明に際して米英代表が南西諸島に対する日本の主権は残つ ておると言明しましたのをとらえて、日本国民を代表して、これに謝意を表 明することによって、公式に了承しておくことができ、又、ソ連代表がその 宿説で日本は南樺太及び千島列島を侵略によって奪取したのだといいました。 ので、これをとらえて、南樺太及び千島列島に関する史実を述べてソ連に対 し言いたいことを十二分に言つておきました。日本が自由世界の一盟邦であ るべきことを明らかにし、又、日米の間に安全保障上の取極をなすことの当 然性も解明しておきました。

吉田の演説後、会議は、発言時間三十分以内、十一時で閉会するという動 議(セイロン代表提出)を採択して討論に入りました。ソ連代表は、これに 不満で、ソ連提案の条約修正提案の審議を求め、ポーランド代表これを支持 しましたが、アチソン議長は、今までのソ連の発言は見解の表明であつて動 議として提出されたものでないから取り上げる訳にゆかないと裁決し、この 裁決は、四六対三で支持されたのでありました。

次いで、上述の動議に従って、討論に入り、ソ連代表からソ連の対日平和 問題に対する主張を繰り返えし、桑港会議は各国の発言の自由を制約した僞 の国際会議であると論じましたが、英国代表これを反駁し、ダレス特使も立 って怒気に満ちた調子で、「ソ連との妥協がなぜ成功しなかったかは、ソ連 の提案をみれば一目瞭然である、ソ連提案は、内外から日本を強い力の犠牲 にすべく無防備のままにおこうとする狙いである、ソ連提案の第十三(宗谷、 根室、津軽、対馬各海峡を非武装とし、日本海に面する国の海軍のみが通航 しうるとする。)は、日本を二分し、日本と朝鮮とをたち、国連軍さえ日本 海や対馬海峡で作戦し得なくなるふらち極まる提案だ。」と地図を示しつつ 論じ、「この平和会議が十一カ月にわたる交渉の結果としてでき上つた条約 に署名するために開催されていることを、百も承知のソ連代表が、左様な言 説を吐くとは何事ぞや。」と詰め寄りまして、満場の拍手をえました。その 間、ソ連代表グロムコが席を離れたため、ポーランド、チェコ代表団の全員 も立つて議場外にでましたので、スワ、ソ連圏代表の総引揚かと議場色めき ました。グロムコ代表は私用で立つたので、間もなくソ連外二全権は復席し て、一場の笑話に終りました。

九月八日午前十時から条約調印式が行われました。モリソン英外相が平和 条約の共同提案者として挨拶を行つたのち、ABC順で四十八の連合国が署 名し、最後に、日本が署名し、十一時四十五分に署名を終えました。署名国 数は、平和条約につきましては、日本をいれ四十九カ国、議定書につきまし ては、日本を入れ二十七カ国、二つの宣言は、日本だけが署名いたしました。 ソ連、ポーランド、チェコは、調印式には、顔をだしませんでした。

前述のモリソン外相の挨拶につきましては、最後に、同外相が、英国民の 日本国民に対するメツセージとして、「日本の民主々義の基礎は、できたが、 英国の経験からして、その進化には、長年にわたる忍耐と努力が必要である。 同情と理解とをもつて日本政府を見守るものである。懸念をもたない訳では ない。日本国民が、よく試練にたえることを期待する。戦前の日本では、一 方において高度の工業技術と他方において低い労働条件、労働組合運動の抑 制、社会的反動という要素とが結び合わされた。これが、よくなかつた。国 家的威厳、国際協力及び社会正義の上に立つ新しい日本を眞劒に希望する。」 と申しましたが、これは労働党としての立場より日本の低労働賃銀による競 爭を恐れての発言と存じました。

又、アチソン議長は、閉会の辞におきまして、とくに「日本の友人」に呼

びかけるのだといつて、「世界における平等と名譽と友好への大道に横わる 障害は、連合国の方で取り除きうる限りのものは、すべて取り除かれた。残 りの障害は、諸君のみが取り除きうる。諸君が理解と寬大と懇情とをもつて、 他の諸国と行動するならば、それは可能である。これらの性質は、日本国民 の本性のうちにある。この本性を日本政府の政策にされることをすすめる。」 と申しました。政府及び国民にとり、理解と友情にみちた忠言だと感じた次 第であります。

日米安全保障条約の案文は、両国間にまとまつており、ただ何日どこで署 名するかが未定のまま東京を出発したのでありました。九月二日アチソン長 官、ダレス特使と会談しました際、両氏から、「外部に対してはなお交渉中 として、平和条約署名後に交渉がまとまり署名するという建前でゆきたい。 会議中に安全保障条約が発表されると、ソ連代表に、非難攻撃の材料を与え ることになり面白くない。」との話がありましたので、吉田は、直ちに同調 いたしました。

九月七日夜の全体会議終了後、初めて、先方から八日午后に署名したいこ と、署名後、条約と同時に交換される公文及び国務長官と吉田の挨拶も公表 したいとの連絡があり、七日夜と八日午前にかけて準備をととのえ、八日午 后五時桑港米陸軍第六軍司令部内プレシディオ(将校集会所)におきまして 双方の関係者、新聞関係者の面前で署名を了しました。日本からは、吉田、 米側からは、アチソン長官、ダレス特使、ワイリー上院議員、ブリッジス上 院議員が署名しました。

署名前の挨拶で、アチソン長官は、「この条約は、太平洋地域における平 和擁護のための体制の一部をなすものである。この条約は、国連憲章の枠内 で発達した安全保障体制の重要なる一部をなすものである。この条約は、自 由なる国家間の自発的な取極である。この条約の目的は、平和にある。この 条約によつて定められる防衛措置は、日本国民が生活水準の向上のため実現 した進歩を擁護する盾とならう。この条約は、過去六年間にわたり日米両国 間に成長しつつあった相互信頼の表現である。」と申しました。吉田は、「日 本は、自由と独立とを回復した上は、その自由と独立とを確保するため十分 な責任をとらねばならぬというのが、私の信念である。不幸、日本は、自衛 の準備がない。従つて、合衆国が、日本の安全が太平洋及び世界の安全を意 味することを理解して、平和条約成立後、暫定的に、日本の国内及び附近に 米国軍を駐留さして、共産主義の侵略を阻止することに同意されたことを多 とする。日本国民は、独立回復後、自信と自尊と愛国心をとりもどし、極東 の集団安全保障に対する責務を負担し、又、政府と国民は、この条約の実施 に当つてよろこんで、米国と協力する。」と答えておきました。

条約と交換公文とは、東京でまとめられたとおりであり、又、その內容は、 一読しますと明瞭でありまして、とくに御説明申し上げることは、ありませ ぬ。

以上を以つて、会議の模様の説明を終わりました。その外、前に申しまし た、九月二日の会談におきまして、アチソン長官、ダレス特使から、米国と しては、会議参加国が一国でも多く条約に署名することを希望する。しかる にアジア諸国のうちには、なお調印を決定していないものがある。ソ連の影 響も無視できない。だから、これらの代表に対して、日本全権において積極 的に接触し条約調印に同意さすよう努力あり度いとの要望があり、とくにフ イリピン、インドネシア、パキスタン、セイロン代表と会見するよう要望さ れたのであります。吉田は、これら四国代表を歴訪し、「日本国民の平和条 約を喜んで受諾しおることなれば署名に同意せんことを要望す」と述べまし た。とくにフイリピンとインドネシアとは、条約第十四条(a)(賠償条項)に 不満で日本に賠償支払の意思の有無を問題と致しておりますので、吉田は、 日本は、第十四条(a)を受諾した以上、誠実にその履行に努力すべく、そのた め、署名後なるべく速やかに話合をする用意があると應答しておきました。 賠償条項について、それ以上具体的の言質を與える必要のないことは、米国 側でも同意を表したところであります。インドネシアは、漁業問題について も、早く、協定を作りたいと申すので、これまた、原則として異論ないこと を答えておきました。セイロン、パキスタンは極めて友好的でありました。

— 235 —

これらのアジア諸国がすべて、九月八日条約に署名したことは、吉田の満足 とするところであります。この他オランダ全権は、戰爭中日本軍に抑留され た一般人に対する補償の問題、濠州代表は、漁業問題、ノールウェー代表は、 戰爭中日本に抑留されたノールウェー船員に対する補償問題、捕鯨船增强問 題について話をしてきましたが、いずれも、平和条約の条項以外にわたるも のについて言質を與うることを囘避し、相手の感情を害しない範囲において、 出來ないことは、できないと申しておきました。

吉田は、平和条約が何の修正もなく、四十八の連合国によって署名されま したこと、日米安全保障条約の署名が滞りなく済みまして平和後の日本の安 全について、一應安心ができることになりました次第を言上いたしますこと は無上の光栄であります。桑港平和会議全般を通じて、一部には日本の過去 をとりあげて惡しざまにいい、あるいは、日本の将來について懸念を示す者 なきにしも非ずではありましたが、連合諸国は――ソ連圏の三国を除き―― なべて民主日本に対し理解と同情をもち一日も早く旧來の友好協力関係には いりたいと熱望しておることを看取しました。否、むしろ各国代表は、敗戰 日本が再び将來世界の强国たるべきを意識しておることを感知しました。か れらのわが国が国際社会において将來演ずべき役割として期待するところは、 一般日本人の考えているところより遙かに大きいように感じました。

アメリカ朝野の日本に対する友情と信頼と期待とは、甚だ大きいことを、 親しく識る機会をもちました。

ソ連の会議における非難と攻撃は、既に、言いふるされたことで、格別效 果があつたとは、思いませぬ。むしろ、かれらが出席したために、残る四十 八の連合国の協調がとり易かつた面もあつたであろうと考えるのであります。

# 平和会議の議事経過について

昭和二十六年九月
----------

サン・	フ	ラ	$\boldsymbol{\nu}$	シス	I	会議の解説
-----	---	---	--------------------	----	---	-------

外務省情報部

- 目 次
- 一概説
- 二 九月四日 夕刻 歓迎式
- 三 九月五日 午前 第一回全体会議

(議事規則、中共招請問題、議長選出)

- 四 九月五日 午後 第二回全体会議 (米英全権による条約案の説明)
- 五 九月五日 夜 第三回全体会議

(チリ、ボリヴィア計二箇国の各国全権の意見開陳)

六 九月六日 午前 第四回全体会議

(エル・サルヴァドル、ノールウェー、ハイティ、エ ジプト、ラオス、セイロン、キュバ、コロンビア、コ

スタ・リカ、トルコ、南アフリカ連邦、ベルギー計十

二箇国の各国全権の意見開陳)

七 九月六日 午後 第五回全体会議

(カンボディア、チェッコスロヴァキア、パキスタン、

フランス、オランダ、ニュー・ジーランド、ギリシャ

計七箇国の各国全権の意見開陳)

八 九月七日 午前 第六回全体会議

(シリア、サウディ・アラビア、ヴェネズエラ、ウル グァイ、ホンヂュラス、ニカラグァ、カナダ、インド ネシア、フィリピン、ルクセンブルグ、イラン、ペルー、

ブラジル、グァテマラ計十四箇国の各国全権の意見開陳)

九 九月七日 午後 第七回全体会議

(イラーク、エクアドル、オーストラリア、リベリア、
 レバノン、エティオピア、ヴィエットナム、ポーランド、アルゼンティン計九箇国の各国全権の意見開陳)

十 九月七日 夜 第八回全体会議

(日本全権の受諾演説、中共招請問題、米英全権の回答)

- 十一 九月八日 午前 平和条約の署名式
- 十二 九月八日 午後 安全保障条約の署名及び公文の交換
- 十三 むすび
- 附録一、吉田首相の受諾演説
  - 二、議事規則

### 一概説

一、サン・フランシスコ会議は、一九五一年九月四日午後七時の開会式に始まり、予定どおり、九月八日午前十時からの署名式に終つた。平和条約には、参加五十二箇国のうちソ連、ポーランド、チェッコスロヴァキアの三国を除く四十九箇国が署名した。

二、この会議で、さきに公表された条約案は、何らの修正も加えられず、サ ン・フランシスコ会議は、招請状にあるとおり、名実ともに対日平和条約 署名のための国際会議であつた。

米英共同提案にかかる平和条約案に対する各国代表の意見開陳は、九月 五日午前第一全体会議における議事規則の採択、議長、副議長の選挙に引 き続いて、九月五日午後の第二全体会議から行われ九月七日午後の第七全 体会議で終了した。

- 三、日本全権は、各国代表の意見開陳の終了後、九月七日夜の第八回全体会 議において平和条約受諾の演説を行つた。
- 四、日米安全保障条約は、九月八日午後五時プレシディオの米陸軍第六軍司 令部内において署名式が行われ、条約のテキスト及び交換公文は吉田全権 及びアチソン国務長官の演説と共に署名直後に発表された。

五、今回の対日平和会議に関連する主な公式行事は、

九月四日午後八時よりパレス・ホテルにおける米国全権団レセプション 九月六日午後八時よりオペラ・ハウスにおけるサン・フランシスコ市民 委員会主催の各国全権団招待音楽会

九月八日午後八時よりパレス・ホテルにおけるサン・フランシスコ市民委 員会主催の各国全権団招待のステイト・ディナー

であつた。

二 九月四日 夕刻 歓迎式

アチソン米国全権、仮議長席に着き、七時開会を宣し、一分間の平和祈願 の黙禱を行つた。次いで、ロビンソン桑港市長、ウォーレン加州知事の歓迎 の辞が述べられた後、トルーマン大統領は、大要左のごとき演説を行つた。

- (→) まず、各国全権団に対する歓迎の言葉を述べ、
- (二) 日本における占領行政の成功とマッカーサー、リッヂウェイ両司令官の 功績に言及し、日本国民が降服条項を忠実に履行し占領軍と協力した点を 賞讃した後、
- (三) 日本がその結果全く新しい国家として生れ変ったとして、(イ)秘密警察の 解体、(ロ)新憲法、(ハ)婦人の参政、(ニ)新労働法、(ホ)独占禁止法、(ハ)農地改革 に言及、日本国民に自主権を回復させることが可能であると述べた。
- 四 しかしながら、米国は、パール・ハーバー、バターンの事件を忘れたわけではなく、その他多くの同盟諸国も同様であるから、新しい日本に対して必ずしも各国が直ちに完全な親愛と信頼を寄せるものとは思われない。
   日本はこの後長期間にわたり努力をつづけなければなるまいとし、
- (毎) 次いで講和条件に言及し、ダレス特使の一年にわたる努力に関する説明

<sup>†1</sup> 省略。第25文書として採録。

- 239 -

をなした後、

「現在太平洋方面には侵略による重大な脅威が存在し、さらに拡大の 恐れがある。日本と講和する目的の一は、日本の安全を保障し且つ日本 が他国の安全を脅威しないようにすることにある。そのためには、なお 時間がかかるとは思うが、日本を国際連合の協力機構に参加せしめるこ とが必要である。平和条約は、日本が国際連合に加入する意思のあるこ とを明記している。従つて、日本国民は、平和条約の締結により国際連 合の一員としての基本的義務を負担する一方、連合国は日本が国際連合 の保護の下に立つことを認めるものである。しかし、それだけでは、十 分でない。」とし、

- (六) 米比、米濠ニュー・ジーランド相互援助条約署名の事実を述べた後、日本と米国との間に締結されるべき二国間条約に言及した。
  - 三 九月五日 午前 第一回全体会議

(議事規則、中共招請問題、議長選出)

アチソン仮議長は、開会を宣した上、最初の議事は、議事規則の採択と議 長、副議長の選出であると述べ、さらに、この会議の性格について述べたい とて、この会議は、十一箇月にわたる外交交渉によつて作成された条約文に 調印するための会議であることを特に指摘した。

これに引き続き、ニュー・ジーランド全権は、米英全権団起草にかかる議 事規則を採択すべき旨の動議を提出し、キュバ全権がこれを支持した。

次いで、ソ連グロムイコ全権は、中共を会議に招請すべきであるとて、次 のように主張した。

「中共は、中国人民の唯一の法的代表であり、対日平和条約の準備及び 極東の永続的平和について特殊の利害関係をもつている。中国人民は、長 年月にわたつて日本の侵略と戦つた。中国は、一九四二年一月一日の連合 国宣言、一九四三年のカイロ宣言、一九四五年七月二十六日のポッダム宣 言、八月二日のポッダム協定、その他の国際約定についてみるも国際協定 の主要な一員であつた。中国は、米英ッ各国とともに日本の降伏文書に調 印した。また中共を除外しては、極東の永続的平和は到底確立できない。」 そこでアチソン仮議長は、今や動議として提出された議事規則を採択する ことが先決問題であると述べた。

ここでアチソン仮議長とグロムイコ全権の間に論争が行われ、チェッコス ロヴァキア全権及びポーランド全権もそれに加わつたが、共産側の主張は、 次の点にあつた。

「議事規則はまだ採択されていないのであるから、中共招請問題を討議 して悪いはずはない。議事規則の討議に先き立つて会議参加国を決定する ことこそ、国際慣行にそうゆえんである。十九世紀初以来、米国はアジア 諸国を抑圧してきたが、目下米国は極東における最も重要な問題の一つの 解決に反対している。米国の態度は国家の基本的権利を否認するものであ る。」

この共産側の主張に対し、英全権ヤンガー国務相は、仮議長の裁定を支持 し、すみやかに議事規則を採択すべき旨を主張した。

かくて、まず、仮議長は、議長裁定の適否を表決に問い、三十五対三で可 決された。ここでソ連全権は、議事規則採択後最初に発言する権利を留保す る旨を申し立てたが、アチソン仮議長は、どの国の全権にも特に「権利」と いうものは現在ないはずであると答えた。

次で仮議長は、議事規則の採決を行おうとしたところ、再びソ連及びポー ランド全権、次でチェッコ全権との間に押問答が繰返えされ、共産側は、議 事規則の案を作成するために小委員会を設置することを主張した。それに対 して、サルヴァドル全権が反対し、次いで、セイロン全権ジャイウァルディー ン蔵相は、次のように共産側を反駁した。

「五十一箇国も集った大会議では、何か提案を行おうとするものは、書 面でこれを会議に配布するのが例である。現にソ連及びポーランド全権も これを認めている。しかるに、米英は議事規則案を提案しているのに対し て、ソ連及びポーランドは小委員会の設置を提案しているにすぎない。し かもソ連全権は全参加国五十一箇国から成る委員会を任命してもよいとい

-240-

- 241 -

っているが、それならば、この議席で米英提案を採決すればよいではない か。さきにグロムイコ全権は、インド、ビルマの不参加を引用して、条約 起草に関心をもつすべての国の手で議事を決めるべきであると述べたが、 ソ連は数年前米英ソ華四国で起草すべきことを主張したではないか。グロ ムイコ全権が今や前よりも合理的な見解をもつに至つたことを欣快とする。 小国セイロンもこの会議で発言できる。かつてソ連が四大国起草方式を主 張してセイロンのみならずインド、ビルマ、インドネシア、フィリピンを 除外しようとしたとき、自分は非常な不快を感じたものである。」

チェッコ全権は、なおも、議事規則の修正案を提示し執ように喰い下つた が、アチソン仮議長は、再び裁定の適否を表決に問い、四十七対二で支持さ れた。

次いでドミニカ全権は、討議打切りの動議を出し、キュバの支持を得て、 二十五対八で可決された。引き続き議事規則案に対する共産側の各種の修正 動議が次々に表決に付され、いずれも圧倒的多数で否決されたのち、最後に、 米英共同提案の採決が行われ、四十八対三で可決された。

次いで、議長選出に移ろうとするや、グロムイコ全権は、再び中共招請問 題の採決を求めた。しかしアチソン仮議長は、議事規則第七条(同条は、会 議に参加するものを合衆国政府から招請された連合国政府の代表に限定して いる。)を引用して、中共招請問題の提案は議事規則に反すると宣し、この 裁定を表決に問うた結果、四十六対三(棄権インドネシア、レバノン)で支 持された。

最後に議長、副議長の選出が行われ、結果は、次のとおりであつた。

(議長)フ	「チソン	四三票
7	スペンダー	二票
ţ	ドフルラ・カン	二票
勇	き権	四票
(副議長)	スペンダー	三一票
	ザフルラ・カン	七票

シューマン アルゼンティン、セイロン、キュバ、チリ、インドネシア、

オランダ、ニュー・ジーランド各首席全権各一票

棄権 四票

四 九月五日 午後 第二回全体会議

# (米英全権による条約案の説明)

議事規則に従い、ケルチナー事務総長より、五十二箇国の全権委任状を審 査した結果、全部良好妥当と認められた旨の報告を行つた。

次に、ダレス米国全権及びヤンガー英国全権から、条約の提案者としての 説明が行われた。いずれも、中国の代表を招請することのできなかつたゆえ んを説明した。また、両全権とも、その条約案説明中、第三条について、奄 美大島、琉球諸島に対し日本に主権が残ることを明言した。

次いで、各国全権の意見開陳に移り、まず、メキシコ、ドミニカ共和国全 権がたち、条約案を支持した。

次に「グロムイコ」ソ連全権がたつた。その意見要旨は次のとおり。

- (→) 日本の満洲侵略から説き起し、極東における日本の侵略の事実を挙げ、 ソ連は、日本の再侵略に対して、アジアの平和を保障するため実効的措置 を講ずる必要のあることを主張してきたのであるが、この英米案は、かえ つて日本の軍国主義を助長せんとするものであると攻撃し、
- (二) 英米案は、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポッダム宣言、一九四二年一月の 単独不講和に関する連合国宣言及び極東委員会の決定に違反しているとし、 また、中共はもちろん、インド、ビルマが会議に参加しないことは、大な る欠陥のあることを立証していると述べた後、
- (三) 次のごとき修正案を提案した。
- (イ) 満洲、台湾、澎湖諸島に対する中共の主権承認。南樺太及び千島に対 するソ連主権の承認。
- (ロ) 琉球、小笠原は、日本の主権に属すること。
- (ハ) 占領軍撤退後、日本に外国軍隊の駐屯を認めないこと。

- (二) 連合国及び占領地に対する日本の賠償支払義務を明記し、この問題について、中共、インドネシア、フィリピン、ビルマ及び日本の会議を開催することを規定すること。
- (が) 批准条項は、中共を加えた極東委員会諸国の過半数とすること。
- (^) 日本人の民主的傾向の強化を妨害するものを除去する規定を設けること。
- (ト) ファシスト及び軍国主義団体を抑制すること。
- (チ) 連合国に敵対する同盟関係に入らないこと。
- (リ) 軍備を制限すること。
  - 陸軍 一五万 海軍兵二万五千 (七・五万噸)
  - 空軍 戦闘機、偵察機 計二〇〇 輸送機、練習機 計一五〇
  - 戦車 大型、中型 計二〇〇
- (ヌ) 軍事教練の禁止。
- (ル) 原子力兵器、化学兵器、ジェット、無電式兵器禁止、三〇キロ以上の 射程の火砲、水雷、磁気機雷、人間魚雷禁止。
- (ヲ) 平和産業、貿易、商船、造船の無制限を規定すること。
- (ワ) 宗谷、根室、津軽、対馬海峡の非武装、商船の無害通航権を規定し、

これらの海峡は、日本海沿岸諸国の軍艦にのみ航行を許すべきこと。

このソ連代表の発言は、当時議長席についていたスペンダー副議長から、 「条約に対する修正の提案ではないか」(そうだと、議事規則違反になる)と 注意を受けたが、これに対して、グロムイコ全権は、「ソ連政府の所見の表 明である」と弁明した。そこで仮議長は、そのまま発言を継続させ、結局、 議事規則の発言制限一時間を若干超過し、演説を終った。

五 九月五日 夜 第三回全体会議

### (各国の意見開陳)

チリ全権、ボリヴィア全権の条約案支持の演説があつた後、発言を希望す るものなく、レバノン全権の動議で、開会後わずかに二十五分で閉会した。 六 九月六日 午前 第四回全体会議

#### (各国全権の意見開陳)

午前十時十分スペンダー副議長司会の下に、サルヴァドル、ノールウェー、 ハイティ、エジプト、ラオス、セイロン、キュバ、コロンビア、コスタ・リ カ、トルコ、南アフリカ、ベルギーの十二箇国全権が、意見の開陳を行つた。 エジプト全権は、(-)条約第二条で日本は一切の権利を放棄するが、その放 棄はだれのためになされるかが示されていないのは、民族自決の原則により、 原地住民の希望を考慮する趣旨に出るものと信ずること、(二)南西諸島につい ては、国際連合に問題が提起されるまで発言の権利を留保すること、(三条約 第六条(a)の末段の規定(駐とん)は不要なりと考えること、(四経済条項に関 し、アラブ諸国間の特殊関係に影響を及ぼさないものであると認めること、 日本からの輸入品に附加税を課する権利を主張するものなることを述べた。

セイロン全権は、前日午後第二全体会議におけるソ連グロムイコ全権の意 見開陳に激しい攻撃を加え、ソ連提案について一つ一つ反駁を加え、ソ連の 「中国、インド、ビルマ等のアジア諸国が参加しないでは平和会議も意味を なさない」との主張に対しては、「拒否権を持つ四大国会議により対日平和 の解決を提議したのはソ連ではなかったか」と指摘し、「セイロンは賠償を 要求せざるべく、われわれは、日本に対して友情の手を差しのべ平和と繁栄 のため協力しようとするものである」と結び非常な拍手をうけた。

サルヴァドル全権は、台湾、澎湖諸島の中共人民政府への移譲、ソ連によ る南樺太、千島の占拠には反対であり、また、同国内の日本財産は没収しな いと述べ、ノールウェー代表は、対日平和条約案を支持しつつ、捕鯨問題に 触れ、日本が現在以上に捕鯨船隊を増加しないよう希望した。十一時五十九 分終了。

七 九月六日 午後 第五回全体会議

#### (各国全権の意見開陳)

アチソン議長司会の下に、カンボディア、チェッコスロヴァキア、パキス タン、フランス、オランダ、ニュー・ジーランド、ギリシャの七箇国全権が、 発言した。

パキスタン全権ザフルラ・カン外相は、中国の不参加は連合国間に意見の 相違があるためであるが、われわれは、相互に自分の意見を他に押しつける ことはしない。インドは条約案が苛酷にすぎると称し、ビルマは条約案が寛 大にすぎるとの理由で会議に出席しなかつた。しかしわれわれは、参加国中 四分の一以上がアジアの諸国であり、その中には日本軍によつて、ビルマが 受けた損害よりもはるかに甚大な損害を蒙つた諸国を含んでいることを強調 したいと述べた。

フランス全権シューマン外相は、「強い国民が劣等の地位に置かれる場合、 結局その国民が再軍備をすることを阻止できるものではないから、むしろ彼 らを平和的再建という共同の什事の仲間にすべきである。印度支那の盟邦は、 賠償、将来の経済関係等につき日本と交渉しなければならない。フランスは、 この地域について、近い将来防衛のための相互援助の条約ができるように希 望する。二筒月後パリで開かれるべき国際連合の第七次総会において、イタリ アも日本の平和愛好国の仲間として参加できることを希望する。|と述べた。 ニュー・ジーランド全権ブレンドセン駐米大使は、「ニュー・ジーランド としては、日本の軍備にある程度の制限が加えられることを希望したが、↔ 制限とか制裁による過去の方式が失敗したこと、(二)昨週ニュー・ジーランド は米濠両国と安全保障条約を締結したこと、臼海外領十の喪失により日本の 経済力が制限されるに至つたこと等の理由により日本の国防力を制限するこ とを断念するという危険を、あえてとることにした。日本が、各国から寄せ られた信頼を裏切らないことを衷心より期待する。| と述べ、次いで、ほこ 先を共産側に転じて、「共産側は、日本を助けるため、平和を助長するため ではなく、ただ、いたずらをするためここに来たのである。これまでは何ら 詳細な提案も行なわないで、この最後の時間になつてこれを提出したのは、 官伝のためにほかならない。また、かれらとして誠意を示したいなら、終戦 後六年を経てなお、ようとしてその運命の知られない数十万の日本人捕虜の 秘密を解けばよい。……日本との講和という困難複雑な問題を処理しようと

する米国その他の誠意ある、細心な、穩健な試みに悪口雑言を吐くのは、満 州のりやく奪と千島列島の占領で大もうけした国の役柄ではない」等と述べ て、満場の拍手かっさいを博した。

八 九月七日 午前 第六回全体会議

### (各国全権の意見開陳)

午前十時スペンダー副議長司会の下に、シリア、サウディ・アラビア、ヴェ ネズエラ、ウルグァイ、ホンギュラス、ニカラグァ、カナダ、インドネシア、 フィリピン、ルクセンブルグ、イラン、ペルー、ブラジル、グァテマラ十四 箇国全権の意見開陳が行われた。各国とも全体として条約案を支持した。

サウディ・アラビア全権は、条約案を支持したが、外国軍の日本駐とんに 反対した。

カナダ全権は、すみやかな日加漁業条約の締結と日本の国際商業道徳の改 善を希望し、また、各国とも自国の経験のみで日本の民主的進歩の度合を量 ることは必ずしも正しくないと述べた。

インドネシア全権は、特に賠償問題に関心を寄せ、日本に莫大な賠償義務 を負わせる積りはないがと前置きし、「日本政府は、対日平和条約調印後す みやかにこの賠償を具体的に規定する条約をインドネシアとの間に締結する ことに同意するか。日本政府は、インドネシアとの間にインドネシア近海の 漁族保護のため条約を結ぶ用意があるか。」との趣旨の質問を提起した。

フィリピンのロムロ全権は、戦後の対日政策は、(一日本が、将来フィリピ ンその他の諸国に対して脅威とならざること、(二日本は、フィリピンその他 の諸国に公正なる賠償を支払うこと、及び(二民主的、非軍国主義的日本と平 和維持のため協力することの三点にあると述べ、次いで、懲罰的賠償を要求 するものではないが、日本の賠償を役務に限ることには賛成できないと条約 案第十四条(a)に規定された以外の方途による賠償交渉を行う権利を留保した。 最後に、「われわれが諸君を許し諸君に友情の手を差し伸べる前に、諸君は 精神的悔悟と再生の証拠を示さなければならない」と述べた。

イラン全権は、アジアの古い文明を説き、次いで現在アジアの大部分は、

西欧諸国の直接間接の支配下にあるとし、西欧とアジア諸国は国際連合憲章 の下に平等の立場に立つべきであると西欧とアジアの平和への協力を説いた。

九 九月七日 午後 第七回全体会議

### (各国全権の意見開陳)

アチソン議長司会の下に、イラーク、エクアドル、オーストラリア、リベ リア、レバノン、エティオピア、ヴィエットナム、ポーランド及びアルゼン ティンの九箇国全権の意見開陳が行われた。

イラーク全権は、エジプトその他のアラブ諸国の所見を支持する旨を述べ た。

オーストラリア全権のスペンダー駐米大使は、過去を忘れることは容易で ないこと、日本の戦争に対する責任は、軍部だけでなく国民全体が負うべき ものなること等を指摘をしたが、対ソ攻撃に主力をそそいだ。なお、平和条 約第十六条(連合国軍人に対する補償)について賛意を表した後、日本が将 来これ以上の補償をすることを希望する旨を述べた。

レバノン全権は、エジプト全権の所見を支持し、また、日本国民の文化的、 社会的特性を称賛した。

エティオピア全権は、領土の最終的処理は、自由になされた合意によつて のみなされるべきである旨を述べた。

ヴィエットナム全権は、同国の戦争被害は多大なるものあり、経済の再建 に困難していること、自国に資源のないヴィエットナムにとつては、サーヴィ スによる賠償は役に立たないから、近い将来にもつと実効的な賠償支払の途 がひらかれるよう希望することを述べた。なお、フランス全権の意見陳述に もあつたように、集団保障体制がこの地域についても確立されることを希望 する旨を述べた。

アルゼンティン全権は、(→平和条約第十一条(戦争犯罪人)について、同 国憲法は、何人も法律上の正当な手続によらずしては罰すべからざることを 規定していること、(□第十四条(賠償)について、博愛的な団体の財産もそ の所在する国の管轄に専属するものと考えること、(□第二十二条(紛争の解 決)について、国際司法裁判所の管轄権は、制限的に解釈されるべきこと、 回戦争による損害は、軍隊の行動によるもののみならず、戦争状態の存在そのものによるものも含むと考えること等を述べた。なお、日本との平和関係の回復を歓迎することに関連して、同国に在留する邦人は、同国の伝統及び 生活様式によく同化し、忠誠に協力していると述べた。

十 九月七日 夜 第八回全体会議

(日本全権の受諾演説、中共招請問題、米英全権の回答) アチソン議長は、議事規則第十八条に規定されている各全権の意見開陳は 終了したから、第七条に規定されているところにより、日本全権の発言を許 すことにすると、吉田首席全権の発言を求めた。

吉田首相の演説は、附録一のとおりである。

日本全権の発言が終った後で、アチソン議長は、休会中にセイロン、キュ バ、ソ連の三全権から発言要求があった旨を紹介し、議事規則第十八条によ って通告順に発言を許す旨を述べた。

まず、セイロン全権は、(イ)今後の発言は三十分以内とし、(ロ)会議の議事は午後十一時に完結することの動議を提出し、キュバ全権はその動議を支持した。

次いでソ連全権は、なぜ議長は条約の修正に関するソ連の提案を取り上げ ないかと、議長に対して質問したが、アチソン議長は、前記第二回全体会議 の際のグロムイコの言葉を引用し、今までのソ連の発言は見解の表明であつ て、動議として提出されたものでないから、その質問に答えることは出来な いと突つ離した。次いで、セイロンの動議を表決に問い、四十一対一で支持 された。

次いでグロムイコ全権が発言を許されて、次のように異議を申し立てた。

(二) この会議は、果して正しい平和に到達するための主権国家の集会であろうか。もし単に米英の平和条約を押しつけるためのものであるならば、

ソ連は、同調することはできない。

- (三) 既に述べたように、米英案は、極東に平和を確立するものではなく、 かえつて日本を米国の軍事基地化するものである。このことは、日本全 権の言葉からも明らかである。それは、日本人民の権利を侵害し、且つ、 新らしい戦争を起そうとする帝国主義的政策の見本である。
- (四) かかるが故にソ連提案の討議を求めるものであるが、討議を望まない 向は発言する要はない。要は時間の問題ではなく、討議に関心をもつ若 干の国があることを知っているから、この提案を行うのである。
- (四) ソ連修正案は、平和愛好国民、とくにアジアなかんずく日本の平和愛 好国民の目的に合致している。第一、四億の中国国民はこの会議に代表 されていないが、かれらは米英案に反対している。米英案は、日本の侵 略、日本軍国主義の復活を許し、まず近隣の国民を脅かすものである。
- (ウ かくの如くソ連修正案は大多数の人民、とくにアジアの人民の歓迎を <sup>(の\*\*)</sup> 受けるべきもであるから採決を求めたい。

しかし、アチソン議長は、前述したところと同じ理由でグロムイコ全権の 申立を取り上げなかつた。次いでポーランド次席全権ヴィニェヴィチは、グ ロムイコ全権を支持した。その演説中、アチソン議長の議事の整理ぶりを非 難して、ある偉大な英国人は「討議の自由を説くだけでは十分でない。それ を実行しなければならない」といつたと述べたところ、聴衆の哄笑を買つた。 次ぎに、米国のダレス全権が立つて左のとおり述べた。

- ←)この会議前にソ連全権その他の国々は十一箇月も討議することができたし、事実討議したのである。
- (二) 会議の招請状を発したときに、最終案に調印するためのものであることを明らかにしておいた。しかもソ連政府に対しては誤解のないよう重ねて申し入れてある。
- (三) ソ連やポーランド全権は、自ら欲しないのならば、この席に来るには 及ばなかつたのである。しかも彼等は出席しているが、会議は四十八対 三で議事規則を定めたではないか。

かくてアチソン議長は、議長裁定の適否を表決に問い、四十六対三で支持 された(棄権一、票決不参加一)。

次でグロムイコ全権は、ほぼ次のように述べた。

- (→) ソ連政府が最も重要と考える問題は、日本軍国主義の再生を阻止する ことである。ソ連の提案は、平和と安全のために闘う全世界の支持を受 けている。米英案は、かかる保障を規定していないのみならず、日本軍 国主義の再生に途を開くものである。
- (二) 米英案は、さらに、日本を米国の軍事基地化するものであるが故に、
   平和にとつて大きい危険である。しかも、米国政府は、この企図を隠そうともしていない。それは、日本を第二のフィリピンにするものである。
- (三) 米国は、日本を一方のブロックにひき入れ、北大西洋条約に似た新し い攻撃的同盟を作ろうとしている。
- (四) ここに代表されている多くの国は、日本から遠く隔つたところにある が、中国、インド、ビルマなどアジア諸国の政府は、会議に参加してい ない。この事実は、米英案が新しい戦争を極東にひき起す危険をもつ証 拠である。
- (田) 米英案は、今後数年間についてさえ日本の武装を制限していない。日本の軍国主義者たちが新しい侵略を準備することは、きわめて易々たるものである。
- (六) また米英案は、日本経済を米国経済に従属させようとしている。であ るから、ソ連は、日本の通商及び海運の無制限発展について規定しよう としている。これは日本人の利益に役立つものである。
- (出) これらの点について、日本は、この会議における役割を体して米英案
   を支持する若干の形式的声明を行つたにすぎない。
- (ハ) ソ連政府は、サン・フランシスコへ全権団を送って、日本との平和条約と称されるものが、実は平和条約ではなくて、極東における新しい戦争を準備する計画にすぎないことを明らかにしたのである。
- 次いで英国全権ヤンガー国務相は、次のようにこれを反駁した。

- (→) 四十八箇国の全権がこの条約を受諾したことを感謝するとともに、日本全権の演説を歓迎する。
- (二) 三名の発言者は、反対をしたが、彼等の言分は、全く同一である。民
   主的な集会では、少数者の見解が表明し尽されたときに、多数者の意思
   が勝つものである。
- (三) ソ連全権は、あたかもアジアを代表しているが如く語つた。しかし、 例えばインドは、完全に自由な平和条約を起草することについてわれわれと同意見である。しかるに、ソ連代表は、多くの方法で日本の主権を 制限する如き提案をした。これは、インドの見解であるとは思えない。 また、ソ連案は、人権の尊重を励行する規定を伴つているが、東南ヨーロッパでは、ソ連の黙認、その完全な支持の下に、人権は蹂躙されてい るではないか。欠席者インドがそのようなことを支持するはずがない。
- (四) 中国の問題は、今回の方法以外に処理する途がなかった。ソ連代表は、 過去ばかり振返っているが、われわれ多くの者は、この条約に同意する ことによって、日本の将来に積極的な手段を構じようとしているのであ る。
- (田) ソ連が四大国会議方式を主張したのは、拒否権を行使することによつ て妨害をはかるのを目的としていたことが今やはつきりした。ソ連の目 的は、宣伝にある。アジアで内乱を援助し、侵略を行っているのは、ソ 連自らである。そして今やソ連は自由な対日平和条約を妨害しようとし ているのである。

次にダレス全権が立つて次のように述べた。

- (→) ソ連との妥協の努力がなぜ成功しなかったかは、ソ連の提案を見れば
   一目瞭然である。
- (二) ソ連案のねらいは、日本を無防備のままにしておき、近隣の強い力の 犠牲にしようとするにある。
- (三) 例えばソ連案第六にある「日本における民主的傾向」を阻害すべから ずとの規定についていえば、ソ連の辞書では「民主的」とは共産党のこ

- とであり、従つて日本における共産党の活動を阻止すべからずということになる。これは内部から日本を無防備にするねらいをもつものである。
  (四)外部からの問題についても、ソ連案を見ればすぐわかる。まずソ連案は、日本に象徴にすぎない軍備だけを認めて集団保障の利益を拒否している。また、日本周辺の海峡について規定しているソ連案第十三条は、興味深い。(地図を示しつつ)それによると、宗谷、根室、津軽、対馬の各海峡は、日本海に面する国の海軍にだけ通航を許されることになつている。その場合唯一の海軍は、ウラジオストックに基地をもつソ連海軍だけである。それは、日本を二つに分ち、また、日本と朝鮮を切断するねらいをもつている。国連軍でさえ対馬海峡で作戦できなくなるのである。
- (田 以上が、ソ連案にひそめられた意図である。これでは、ソ連との妥協 が不可能であることは、明白である。われわれがソ連と一致できないの は、一方は、公正という偉大な精神力を信じるものであり、他方は、そ れを否定するものであるからである。スターリンいわく「正義、公正と いうが如き永遠の真理は、存在せず」と。
- (ウ) ソ連はこの平和条約は真の平和ではないというが、ここに、この平和 は戦争をひき起そうとする米国の行動でないことをおごそかに声明する。 最後に事務総長ウォーレン・ケルチナーから条約の各国語が合致している 旨の報告があつて、会議は終了した。

十一 九月八日 午前 平和条約の署名式

アチソン議長司会の下に、英国全権モリソン外相が平和条約の共同提案者 としての挨拶を行つたのち、アルファベット順に四十八箇国の連合国代表と 日本代表の署名が行われ、最後にアチソン議長の挨拶があつて会議の幕を閉 じた。

 ← モリソン外相は、ヤンガー国務相と同様、過去における日英の友好関係にふれ、その再開を期待すると述べ、この条約は、日本国民の特性、決意に対する信頼の条約であると述べた。さらに、重ねて日本国民に向つて、

「日本の民主主義の基礎はできたが、英国の経験からして、その進化は、 長年にわたる忍耐と努力が必要である。同情と理解をもつて日本政府を見 守るものである。しかし、懸念をもたないわけではない。日本国民がよく 試錬にたえることを期待する。戦前の日本では、一方において高度の工業 技術と他方において低い労働基準、労働組合運動の抑制、社会的反動とい う要素が結び合わされた。これがよくなかつた。国家的威厳、国際協力及 び社会正義の上に立つ新らしい日本を真剣に希望する。」と述べた。

(二) 会議に招請された連合国五十四箇国(米国を含む。)のうち、インド、ビルマ、ユーゴースラヴィアの三国が参加せず、参加国のうちソ連、ポーランド、チェッコスロヴァキアの共産圏三国がこの署名式に参加せず、結局四十八の連合国と日本が平和条約に署名した。

議定書には、次の二十六の連合国と日本が署名した。

オーストラリア、ベルギー、カンボディア、カナダ、セイロン、ドミ ニカ、エジプト、エティオピア、フランス、ギリシャ、ハイティ、イ ンドネシア、イラン、イラーク、ラオス、レバノン、リベリア、ルク センブルグ、オランダ、パキスタン、サウディ・アラビア、シリア、 トルコ、英国、ウルグァイ、ヴィエットナム

その外、日本だけは、条約の加入等に関する宣言と戦死者の墳墓に関す る宣言にも、それぞれ署名した。

(三) アチソン議長は、その閉会の辞の中で、特に「日本の友人」に呼びかけて、「世界における平等と名誉と友好への大道に横たわる障害は、連合国の方で取り除きうる限りのものは、すべて取り除かれた。残りの障害は、諸君のみが取り除きうる。諸君が理解と寛大と懇情とをもつて他の諸国と行動するならば、それは可能である。これらの性質は、日本国民の本性のうちにある。この本性を日本政府の政策にされることをすすめる。」と述べた。

十二 九月八日 午後 安全保障条約の署名及び公文の交換 日米両国全権は、九月八日午後五時サン・フランシスコ米陸軍第六軍司令 部で安全保障条約に署名し、これに関連する公文の交換を行つた。安全保障 条約は、署名に際して初めて公表された次第であるからここに、その趣旨を 解説する。

# (一) 交渉の経過

この条約の締結のための交渉の発端は、本年一月から二月にかけて、ダ レス特使が日本を訪問したときにある。ダレス特使は、二月二日の日米協 会主催の午餐会で、「もし日本が希望するなら、米国政府は、日本の国内 及びその附近に米国の軍隊を維持することを同情をもつて考慮するであろ う。」と言明した。これに対して、吉田首相は、二月十一日のダレス特使 離日に際しての談話で、「朝鮮で共産勢力が仮借なき侵略に出ている現実 に直面して、特使は、日本本土及びその周辺に米軍を駐屯させて、軍備の ない日本を護るため、米国との間に安全保障に関する取極を締結するよう 招請されたが、政府及び国民大多数は、これを心から喜んで迎えるもので ある。」と述べた。こうして、日米安全保障条約の構想については、この 会談の際日米両当局者の間に意思の合致ができた次第である。

条約の内容については、平和条約に関する話合いと併行して、両国間に 引き続き交渉が行われた。その結果、条約の案文は、サン・フランシスコ 会議前に一応まとまつていたが、条文の最終整理中に平和条約の署名も、 九月八日午前、予定どおり順調に行われたので、日米安全保障条約の方も、 同日午後署名されることになつた。

(二) 条約の内容

この条約は、平易な文章で書かれているから、条約を読めば、それだけ でだれにでも趣旨がわかるようなものである。

(f)前文

第一項と第二項には、日本がこのような安全保障のための条約を必要 とする理由が述べられている。日本には軍備がないから、自衛権はあつ ても、これを行使する有効な手段がない。しかるに、無責任な軍国主義 は、今日なお世界から跡を絶つていない。こうして、日本は、危険にさ らされているというのが、その趣旨である。 第三項は、日本がこのような条約を締結しうべき法律上の根拠を明ら かにする。すなわち、平和条約は、日本が主権国として集団的安全保障 取極を締結する権利を有することを承認していること、また、国際連合 憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有すること を承認していることを指摘する。完全な主権を有する国家にこのような 権利があることは、当然のことである。

第四項には、日本の防衛のための暫定措置として、日本に対する武力 攻撃を阻止するため日本国内及びその附近に米国がその軍隊を維持され たいということが述べられている。ここに暫定措置とある点に注意を要 する。

第五項では、米国は平和と安全のために現在若干の自国軍隊を日本国 内及びその附近に維持する意思があることが明らかにされ、さらに、米 国としては、日本が自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期 待するものであることが述べられている。ダレス特使は、従来しばしば、 本格的な集団安全保障体制は、一九四八年六月十一日のいわゆるヴァン デンバーグ決議に規定されている基本政策に従つて、すべての参加国が 「持続的にして効果的な自助及び相互援助」を行うものでなければなら ないことを強調している。これは、北大西洋条約以来の米国の集団安全 保障体制に関する一貫した政策である。この原則からすれば、日本の現 状においては、日米安全保障条約は、当然暫定的なものとならざるをえ ない。そこで、米国としては、日本との間でも、将来本格的な安全保障 体制ができるようになることを期待するものであることが明らかにされ ているわけである。しかし、期待はあくまで期待であつて、それ以上の ものではない。これによつて、日本が再軍備を義務付けられるというよ うなことは、もとよりない。日本が自国の防衛のため、また、友好国と の相互援助のため、今後どうやつて行くべきかは、日本の自主的判断に よるべきことである。吉田首相は、前に引用した本年二月十一日の談話 の中で「われわれは、自らを護り、自らの国土を防衛するため、できる 限りのことをする責務のあることを十分認識している。日本の果すべき 役割の内容と範囲は、日本が独立を回復し、自由諸国の社会に対等の一 員として仲間入りした暁において、わが経済及び産業の回復に応じて決 定されるであろう。」と述べている。すなわち、それはなお将来の問題 であり、その時の政府、国民が慎重に決定すべき問題である。その場合、 かりに自らの軍備をもつことに決定したにしても、それは、他国に対し て脅威となるようなものであつてはならないことは、いうまでもない。 日本が自らの軍備をもつ道が平和条約で閉ざされていないことに関連し て、サン・フランシスコ会議におけるソヴィエト連邦代表は、日本にお ける軍国主義の復活を云々した。一国が軍備をもつことが軍国主義であ ることを意味するならば、世界のほとんどすべての国が軍国主義的であ るということになる。まして、日本には軍備がない。そして、政府とし ては、ただちに再軍備ということは考えていないことは、従来繰返し明 らかにされているとおりである。

# (11) 本 文

第一条は、米国軍を日本国内及びその附近に配備することについての 基本的原則を定めたものである。この米国軍は、外部からの武力攻撃に 対する日本の安全に寄与する(外国の教唆又は干渉によつて引き起され た大規模の内乱等を鎮圧するため日本政府の要請に応じて援助すること も含まれる。)ためのみならず、極東における国際の平和と安全に寄与 するためにも使用することができることになつている。すなわち、この 米国軍は、日本にいわば釘付けされるものではなく、例えば朝鮮動乱の ような事態が発生した場合には、いつでも出動しうるものである。今日 の世界では、一国だけの安全というものは、ありえない。集団安全保障 の考え方も、そこから生れてくる。日本に配備される米国軍が「極東に おける国際平和と安全に寄与するため」に使用されることができるとい うのは、日本自身のためにも、まさにそうあるべきところである。 第二条は、日本が米国の事前の同意なくして第三国に軍事的な権利を

-257-

許与しないことを定めたものであつて、当然の規定である。

第三条は、この条約の実施細目を両国政府間の行政協定で決定する旨 を定めたものである。この行政協定は、本条約の署名の時までにまとめ あげる時間的余裕がなかつた。

第四条は、この条約の有効期間に関する定である。はつきり何年間と 規定せず、国際連合その他による安全保障措置ができたと日米両国の政 府が認める時まで効力を有することになつている。すなわち、この条約 が暫定的な性格のものであることのあらわれである。

第五条は、この条約が批准を要するものであることを定めている。従 って、この条約も平和条約とともに国会に提出され、その承認を求めら れることになる。

### (三) 交換公文

日米安全保障条約の署名と同時に、吉田首相とアチソン国務長官との間 に公文の交換が行われた。それは、日本の国際連合に対する協力に関する ものである。まず、アチソン国務長官から、吉田首相にあてて、日本は、 平和条約の効力発生後においても、国際連合が極東において行動をとる場 合このような国際連合の行動に従事する軍隊を当該の国際連合加盟国が日 本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にする こと、その場合の費用の負担は、現在どおり又は日本国と関係国際連合加 関国との間に別に合意されるとおりとすること、米国については、行政協 定に従って日本が米国に提供すべきもの以外はすべて、現在どおり、米国 の負担とすることの諸点を確認されたいと申し入れ、吉田首相がこれを確 認している。日本の国際連合に対する協力については、すでに、平和条約 の第五条(a)で、日本は、国際連合憲章第二条に掲げる義務を受諾しており、 そのうちには、同条 a (iii)にあるように、「国際連合が憲章に従つてとるいか なる行動についても国際連合にあらゆる援助を与えること」が含まれてい るから、原則ははつきりしているわけである。ただ、この原則をこの交換 公文で確認するとともに、費用の負担について了解をとげたわけである。

この条約の署名に際してのあいさつで、アチソン国務長官は、「この条約は、 太平洋地域における平和擁護のための体制の一部をなすものである。それは、 国際連合憲章の枠内で発達した安全保障体制の重要な一部をなすものである。 この条約は、自由な国家間の自発的な取極である。この条約の目的は、平和 にある。これによつて定められる防衛措置は、日本国民が生活水準の向上の ため実現した進歩を擁護する楯となろう。この条約は、過去六年間にわたり 日米両国間に成長しつつあつた相互信頼の表現である。」といつた。これは、 この条約の性格、目的、そのよつて立つ基盤を極めて明快に示している。

また、吉田首相は、「日本は、自由と独立を回復した上は、その自由と独 立を確保するため十分な責任をとらなければならないというのが私の信念で ある。不幸、日本は、自衛の準備がない。従つて、米国が日本の安全が太平 洋及び世界の安全を意味することを理解して、平和条約成立後、暫定的に、 日本の国内及びその附近に米国軍を配備して、共産主義の侵略を阻止するこ とに同意されたことを多とする。日本国民は、独立回復後、自信と自尊心と 愛国心を取りもどし、極東の集団安全保障に対する責務を負担し、また、政 府と国民は、この条約の実施に当つて、よろこんで米国と協力する。」とい って、日本国民の覚悟を明らかにした。

### 十三 むすび

サン・フランシスコ会議は、上述したような経過で終了した。吉田首相は、 会議参加国、特にアジア諸国がなるべく多く条約に署名することに世界の輿 論が多大の関心を示しつつあることを考え、九月四日、フィリピン、インド ネシア、パキスタン、セイロンの諸代表を歴訪して、日本国民の絶対多数が 平和条約案を支持していることを告げ、日本として同じくアジアに国をなす 諸国が、この条約に参加することを期待する旨を告げた。フィリピン及びイ ンドネシア代表は、日本の賠償履行に最大の関心を示したが、首相は、日本 としては、経済回復いまだ成らず多大の困難を伴うけれども、平和条約を受 諾する以上は、条約所定の義務の履行に誠意を以て当る所存なることを明ら かにした。九月七日夜の首相の平和条約の受諾演説も、この点に、触れて、 日本の所信を明らかにした。これらのアジア諸国が、すべて、平和条約に署 名したことは、日本として、極めて満足に感じたところである。

サン・フランシスコ会議で、八月十三日の対日平和条約最終案が、何の修 正も加えられずして、四十八の連合国によつて署名されたこと、並びに、日 米安全保障条約の署名が滞りなくすんで、平和条約成立後の日本の安全につ いて、一応安心できることになつたことは、同慶の至りである。

上述したように、サン・フランシスコ会議全般を通じて、一部には日本の 過去をとりあげて悪しざまにいい、あるいは、日本の将来について、再侵略 または、通商上の競争等に対する懸念を示す者があつたけれども、連合諸国 は、ソ連圏の三国を除いて、なべて民主日本に対し理解と同情をもち一日も 早く旧来の友好協力関係にはいりたいとの希望を披瀝した。むしろ、各国代 表は、敗戦日本が再び将来世界の強国たるべきことを意識しておるようであ り、将来国際社会において演ずべき役割として日本に期待しているところは、 一般日本人の考えているところより、遙かに大なるものがあるように、看取 された。

合衆国朝野の日本に対する友情と信頼と期待とは、甚だ大きいものがあつ た。

ソ連代表の会議における非難と攻撃とは、既に、言いふるされたことで、 格別新しいことはなかった。ソ連代表の提出した十三項目に及ぶ修正案とダ レス全権のこれに対する反駁とは、日本国民にとつて米ソ両国の対日観を知 るための貴重な資料である。ソ連圏代表が会議に出席したがために、残る四 十八の連合国の協調は促進された感があった。サン・フランシスコ会議は、 民主陣営の共産陣営に対する外交上の一大勝利であったとの批評もあった程 である。

平和条約は、日本が独立と自由を回復し、国際社会に復帰する第一歩を劃 するものである。列国との友好平和関係の再開に伴う諸般の問題の解決の原 則を定めるものである。日本国民が、この平和条約の意義をよく反省理解し、 且つ、サン・フランシスコ会議において列国によつて表明された日本国民に 対する理解と信頼と期待とに応じ、また、日本の将来に対し表明された懸念 に対しては、その当らざることを事実を以て示すよう、決意を新たにし、国 民の総力を結集して民主日本の発展に挺身寄与されんことを希望する。

(附録 二)

#### 議事規則

#### 第一節 付託条項

### 第一条

会議は、アメリカ合衆国政府が出した招請状の条項に従って開かれるもの であり、且つ、その条項に従って行われる。招請状の写は、附属として添付 されている。

# 第二節 仮議長

## 第二条

アメリカ合衆国の代表団の団長は、会議の仮議長となり、且つ、会議が常 任議長を選出するまで司会する。

### 第三節 常任議長

## 第三条

会議の常任議長は、会議に代表者を出している国の全権代表団の単純多数 決で選出する。常任議長は、会議のすべての会合において司会する権限及び 会議の討議の間に提起される議事進行に関するすべての問題を決定する権限 を有する。

### 第四節 副議長

### 第四条

会議は、全権代表団の構成員のうちから副議長一人を選出する。副議長は、 議長の要請により服務し、議長の権能をもつものとする。議長も副議長も会 議の会期又は会期の一部分において司会することができないときは、最後に 司会した議長又は副議長は、会議の同意を得て、全権代表の一人を議長の権 能をもった臨時司会者として服務するように招請することができる。

### 第五節 選挙

第五条

すべての選挙は、秘密投票によつて行う。指名は、行わないものとする。 第六節 事務局長

### 第六条

会議の事務局長は、アメリカ合衆国政府が任命する。

事務局長は、会議の事務局と協力し、且つ、これを監督し、会議の任務の 遂行に必要な便益を会議に提供する。

事務局長は、会議の組織及び機能に関する事項について代表団間又はそれ らの各構成員間の仲介者並びに代表と合衆国の連邦、州及び地方政府との間 の仲介者であるものとする。

第七節 参加者

第七条

会議における代表者たることは、アメリカ合衆国政府によつて会議に参加 するように招請された連合国政府がそれぞれ派遣した全権代表団に限定され る。日本代表は、会議のすべての公開の会合に投票権なしに出席する権利を 与えられ、また、条約の署名式に先き立つて司会者によつて適当な発言の機 会を与えられるものとする。

第八条

日本国との平和条約に共に署名することは、連合国(条約に定義されたと ころによる。)の間では、署名国が従来承認を与えていなかつた国又は政府 の承認を意味しない。

第九条

会議への参加者は、次のものに限られる。

(1) 会議に招請された政府によつて派遣された代表及びその代理は、会議のすべての会期に出席する権利、議事規則及び会議の決定に従って会議で発言する権利、並びにこの議事規則に明記された制限に従う投票権を有する。

- (2) 会議に招請された政府によつて派遣された代表団のその他の代表者は、 技術顧問及び職員を含めて、会議が別段の決定をしない限り、会議のす べての公開の会期に出席する特権を有するが、自国の全権代表の要請が ある場合を除いて、会議で投票し又は発言する権利を有しない。
- (3) 事務局の構成員は、事務局の任務を遂行するために必要であるときは、 会議のすべての会期に出席する特権を有する。
- 第八節 会議の用語

### 第十条

招請政府は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の同時通訳の役 務を提供するものとする。もつとも、代表は、他の国語で発言することがで きる。但し、それを前記の国語のいずれか一に翻訳したものを事前に提出し なければならない。

#### 第十一条

条約の本文は、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語及び日本語で会 議において配付される。

## 第十二条

総会の速記録は、招請国の国語である英語で発行する。その外に、事務局 は、英語以外の条約用語の一でなされた口頭の声明を諸代表団に対して配付 する。但し、発言者がその本文を事務局に提供する場合に限る。

# 第九節 席次等

### 第十三条

会議の席次、投票その他の先順位の問題は、派遣国の英語の名称のアルファ ベット順に決定するものとする。

#### 第十節 委任状

# 第十四条

事務局長は、次のものを審査して会議に報告するものとする。

(a) 会議に参加することを招請された政府を代表する者の委任状 及び

(b) 条約の八月十三日の本文の前文に掲げる全権委任状

- 263 -

第十一節 会議の会合

### 第十五条

通常は議長は、正式表決のかわりに、会合の総体の意向を確めるものとす る。表決を行うときには、全権代表団の過半数による出席が定足数を構成し、 決定は、会合に出席し且つ投票する全権代表団の過半数によつて行う。各全 権代表団は、一個の投票権のみを有する。

### 第十六条

会議の会期は、多数決によって別段の指示がなされない限り、公開とする。

第十二節 議事の運営

第十七条

この会議の付託条項が特殊なものであり、且つ、限定されていることに鑑 み、議事規則を採択した後の議事は、次の事項に限るものとする。

- か、戦争成則を体がした後の戦争は、次の争攻に限るものと
- (1) 役員の選挙
- (2) 委任状に関する報告
- (3) 条約文を共同で提案した二国政府のための声明
- (4) 参加代表団による声明
- (5) 各国語による条約文の合致に関する事務局長の報告
- (6) 日本国との平和条約の署名式

### 第十八条

主催二政府の代表としての声明(それぞれ、一時間をこえないものとする。) の直後に、他の各代表団は、千九百五十一年八月十三日の日本国との平和条 約文について、いかなる場合にも一時間以内で、声明を行うことができる。 ある代表団がこの声明を行った場合には、その代表団は、まだ声明を行つて いないすべての他の代表団が声明を行う機会を与えられるまで、同一の問題 について再び発言することができない。もつとも、ある代表団による声明で 他の代表団に対する質問を行った場合は、質問をうけた代表団は、その声明 が終了した直後に、五分間をこえない回答を行うことができる。代表団は、 いつでも、文書による関連する声明を提出し及び配布することができる。こ の声明は、司会者の承認を得て公式の記録に編入することができる。

声明を行うことを希望するすべての代表団の声明が終った後に、会議は、 次いで、もしあれば更にいかなる声明の発表を、また、いかなる条件で許す かを決定する。

代表団は、発言の希望を事務局長に通知した順序で発言を求められ、また、 期間内に通知しなかつた場合は、抽せんで選ばれたある国名より始めて以下 第十三条に基く先順位に従い司会者によつて発言を求められる。

### 第十九条

いかなる代表又は代表者も、事前に司会者の承認なしに会議において発言 することができない。司会者は発言者に秩序を守らせる権能を有し、発言者 が従わない場合は、その承認を取りやめて、新しい発言者を指名しなければ ならない。

#### 第二十条

いかなる事項を討議している場合でも、代表又は代表者は、違反されたと 信ぜられる議事規則に対し注意をかん起することによつて、議事進行に関す る動議を提出することができる。議事進行に関する動議は、司会者によつて、 これらの議事規則に従い、直ちに決定されなければならない。司会者の決定 に対する異議は、討議なしで直ちに、表決に付さなければならない。司会者 の決定は、会合に出席し且つ投票する全権代表団の多数によつて否決されな い限り、有効とする。

#### 第二十一条

いかなる事項を討議している場合でも、代表又は代表者は、会合の中止、 休会又は討議の打ち切りに関する動議を提出することができる。この動議は、 討議を用いないで、直ちに表決に付さなければならない。司会者は、第二十 条及び第二十一条に基いて提起された事項に関してなされる声明の長さを制 限することができる。

# 第二十二条

第十九条の規定を留保して、次の動議は、会合におけるすべての他の提案

又は動議に先き立つて採決されなければならない。

- (1) 会合を中止する動議
- (2) 会合を休会にする動議
- (3) 討議を打ち切る動議
  - 第十三節 会議の速記録及び書類

第二十三条

事務局長は、会議の総会の速記録を作成させなければならない。正確又は 翻訳のために、速記録を修正することを希望する発言者は、仮速記録の配付 後三十六時間以内に、その意見を文書によつて事務局に提出するものとする。

第二十四条

事務局長は、参加政府に配付するために、総会の速記録を含む議事記録を 作成させなければならない。

第十四節

第二十五条

これらの規則は、投票する全権代表団の多数によつて採択されたならば同 様な方法で修正されない限り、有効なものとする。